

令和3年度版

福島県環境白書 一本編一

令和4年 月
福 島 県

第1章 令和2年度の取組状況

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 環境放射線モニタリングの実施 | 2 |
| (2) 除染等の推進 | 3 |
| (3) 中間貯蔵施設 | 4 |
| (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進 | 5 |
| (5) 環境創造センター | 5 |

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等 | 8 |
| (2) 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施 | 9 |

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

| | |
|-------------------------------|----|
| (1) 温室効果ガス排出の抑制 | 11 |
| (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用 | 14 |
| (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化 | 15 |
| (4) 福島新エネ社会構想の実現 | 15 |

2 循環型社会の形成

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換 | 18 |
| (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用 | 19 |
| (3) 廃棄物の適正な処理 | 22 |
| (4) 環境と調和した事業活動の展開 | 23 |

3 自然共生社会の形成

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい | 25 |
| (2) 有害鳥獣対策 | 26 |
| (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用 | 27 |

目次

| | |
|--|----|
| (4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全 | 28 |
| (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全 | 28 |
| (6) 猪苗代湖等の水環境保全 | 28 |
| 4 良好的な生活環境の確保 | |
| (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策 | 31 |
| (2) 化学物質の適正管理等 | 32 |
| (3) 公害紛争等の対応 | 32 |
| (4) 大規模な開発行為への対応 | 32 |
| 5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | |
| (1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築 | 34 |
| (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | 36 |
| (3) 情報の収集・提供と発信 | 36 |

第2章 環境指標の達成状況

| | |
|-------------|----|
| 指標の評価の考え方 | 40 |
| 環境指標の達成状況一覧 | 41 |

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 環境放射線モニタリングの実施 | 42 |
| (2) 除染等の推進 | 43 |
| (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進 | 45 |

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

| | |
|-----------------|----|
| (1) 温室効果ガス排出の抑制 | 46 |
|-----------------|----|

| | |
|--|----|
| (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用 | 49 |
| (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化 | 50 |
| 2 循環型社会の形成 | |
| (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換 | 51 |
| (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用 | 51 |
| (3) 廃棄物の適正な処理 | 54 |
| (4) 環境と調和した事業活動の展開 | 55 |
| 3 自然共生社会の形成 | |
| (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい | 57 |
| (2) 有害鳥獣対策 | 59 |
| (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用 | 59 |
| (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全 | 60 |
| (6) 猪苗代湖等の水環境保全 | 60 |
| 4 良好的な生活環境の確保 | |
| (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策 | 62 |
| (2) 化学物質の適正管理等 | 65 |
| (3) 公害紛争等の対応 | 66 |
| 5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | |
| (1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築 | 67 |
| (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | 68 |
| (3) 情報の収集・提供と発信 | 69 |
| 参考資料 | |
| 用語解説 | 72 |
| 東日本大震災～令和2年度までの主な動き | 91 |

第1章

令和2年度の取組状況

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

▶現 状

東日本大震災と、それに伴う原発事故は本県に深刻な被害をもたらしました。しかし、国・県・市町村及び関係機関など様々な主体の努力により、除染や災害廃棄物の処理、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入等が進捗するなど、本県の環境回復に向けた取組は着実に進んでいます。

▶令和2年度の取組等

(1) 環境放射線モニタリングの実施

ア きめ細かな監視・測定

県内全域でのモニタリングとして、2km四方ごとにメッシュ調査、学校や公園、観光地などでのサーベイメータによる空間線量率の測定、学校プールや水浴場、大気浮遊じん等の環境試料に含まれる放射性物質濃度の測定、自動車に線量計を搭載して走行することによる道路上の空間線量率の測定などを実施しました。



〈水浴場の空間線量測定の様子〉

| 主な環境指標 | モニタリング地点 | 平成23年度 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$) | 令和元年度 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$) | 令和2年度 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$) |
|------------------------------|-----------|--|---|---|
| 環境放射線量 (各地方振興局等における空間線量率) | 県北保健福祉事務所 | 1.00 | 0.13 | 0.13 |
| | 郡山合同庁舎 | 0.88 | 0.08 | 0.07 |
| | 白河合同庁舎 | 0.42 | 0.06 | 0.06 |
| | 会津若松合同庁舎 | 0.13 | 0.05 | 0.05 |
| | 南会津合同庁舎 | 0.08 | 0.04 | 0.04 |
| | 南相馬合同庁舎 | 0.42 | 0.07 | 0.06 |
| | いわき合同庁舎 | 0.18 | 0.06 | 0.06 |

<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の進捗により、着実に低下しており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などのモニタリングを実施し、その結果について随時ホームページで公表しました。
- 国及び県が設置した約 3,000 地点のリアルタイム線量測定システムで空間線量率を測定し、その結果について福島県放射能測定マップで公表しました。
※原子力発電所周辺のモニタリングについては、P.9 に記載されています。

(2) 除染等の推進

ア 市町村除染

除染実施計画に基づく面的除染は、平成 30 年 3 月末までに全て終了しており、市町村が除染を行う汚染状況重点調査地域については、これまで指定された 41 市町村から 32 市町村に減少しています。(令和 3 年 10 月末現在)

県では除去土壤等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復の推進のために、仮置場等の設置状況、搬出現場の作業状況、原状回復後の現地確認等を行うとともに、市町村を訪問し指導、助言を行いました。

イ 国直轄除染

国が除染を行う除染特別地域には、11 市町村（田村市、楢葉町、川内村、大熊町、飯舘村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町、浪江町、双葉町）が指定されており、帰還困難区域を除き、平成 29 年 3 月末までに計画に基づく面的除染が全て終了しました。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域整備のための除染が、復興再生計画が認定された 6 町村で実施されています。

県としては、除染が迅速かつ確実に進むよう、市町村と連携し、取組・進捗状況等の確認を行いました。

(3) 中間貯蔵施設

ア 施設について

用地の取得については、事業主体である国による地権者への個別訪問等が行われるとともに、県としても、国が行う地権者交渉を支援し、地権者の理解を促進するため、引き続き、大熊・双葉両町に職員を駐在させており、中間貯蔵施設の用地の取得面積は、令和3年3月末現在で約1,235ha（全体約1,600ha）となりました。

また、国は、令和2年3月に全ての受入・分別施設及び土壤貯蔵施設の運転を開始し、除去土壤の貯蔵を進めています。県は、施設の安全性を確認するため、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、状況確認やモニタリングを行いました。



〈土壤貯蔵施設〉

イ 輸送について

輸送の実施計画に基づき、令和2年度は25市町村から3,869,199m³の除去土壤等が輸送され、令和3年3月末現在、平成27年度からの累計で10,552,332m³となりました。これまでに、33市町村で輸送が終了しています。県は、国、市町村との運行計画等の協議・調整を進めるとともに、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認を行いました。

また、国は、令和2年12月に、令和3年度末までに帰還困難区域を除き県内に仮置きされている除去土壤等の概ねの搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壤等の搬入を進めるとする「令和3年度の中間貯蔵事業の方針」を公表しました。

| 主な環境指標 | 実績値（累計） (令和元年度) | 実績値（累計） (令和2年度) | 目標値 (令和3年度) |
|---|--------------------|----------------------|--|
| 中間貯蔵施設への 除去土壤等の輸送量 | 668万 | 1,055万m ³ | 約1,400万m ³ 帰還困難区域を除き 県内に仮置きされて いる除去土壤等の概 ねの搬入完了 |
| <コメント等> | | | |
| これまでに33市町村の輸送が完了し、残り19市町村からの輸送が進められている。 | | | |

(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

ア 汚染廃棄物の処理

汚染廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整、産業廃棄物処理施設の周辺住民の放射線に対する不安払拭を目的に産業廃棄物処理事業者等が実施する放射線量測定機器整備等の支援に取り組みました。

特定廃棄物の埋立処分事業については、国の特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）への特定廃棄物の搬入及び埋立処分が平成29年11月から開始され、令和3年3月末現在、170,631袋が搬入・処分されました。県は、輸送・施設運営が安全・確実に実施されるよう、国、県、富岡・楢葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認やモニタリングを行いました。

イ 災害廃棄物の処理

東日本大震災で発生した災害廃棄物については、国が代行処理や直轄処理を行う地域の市町村を除いて、平成29年度に処理が完了しました。

なお、国の直轄地域においては、仮設焼却施設が整備され、特定復興再生拠点区域の除染及び家屋解体撤去等が行われるなど、処理促進に向けた取組が進められています。

(5) 環境創造センター

ア 環境創造センターにおける取組

- 原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として整備した環境創造センターにおいて「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの取組を総合的に進めています。
- 放射線計測（放射性物質の分析技術、放射線の測定技術の開発等）、除染・廃棄物（仮置場における資材耐久性の研究、廃棄物の処理における放射性物質等の適正管理手法の確立等）、環境動態（放射性核種の環境中における移行挙動の実態把握、野生動物に対する原子力発電所事故の影響に関する研究等）、環境創造（猪苗代湖の水環境に関する研究、正確な情報の効果的な発信のあり方に関する研究）の4つの部門で調査研究を進めるとともに、令和2年12月に成果報告会をオンラインで開催し、各部門の取組の成果をホームページに掲載しました。
- 環境創造シンポジウムや開所記念イベント、コミュタンサイエンストーク等において、環境創造センターの研究成果や取組について周知を図りました。また、ホームページの掲載情報の充実を行うとともに、各種学会やシンポジウムへの参加、論文の投稿、ニュースレターの発行（四半期毎）などにより、様々な形で情報発信を行いました。
- 交流棟「コミュタン福島」において、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島県の環境の現状についての情報発信を行うとともに、オンラインを活用し、コミュタン福島をバーチャル見学できる「おうち de コミュタン」の配信を開始しました。

- 福島県の復興を担う人材を育成するため、各年齢層を対象に、原子力災害を経験した福島の状況の理解促進とそれらの情報を発信する能力の向上を目的とした科学講座を実施するとともに、風評払拭や風化防止、福島復興に向けた人材育成のため、県内の高校生を対象としたプレゼンテーション講座（ふくしまナラティブ・スコラ）を新たに開講しました。
- 大学や高等専門学校と連携した講習会や実習の開催、野生生物共生センターや猪苗代水環境センターにおける学習会の開催など、幅広く放射線や環境に関する意識を深めるための機会を創出しました。

イ IAEAとの協力

早急な環境回復を実現するため、平成24年12月に原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で協力覚書を締結し、その協力覚書に基づき、平成25年から放射線モニタリング及び除染の分野における協力プロジェクトとして、8つのテーマの調査研究に取り組んでいます。

▼課題

汚染廃棄物の処理や除去土壌等の適正管理・早期搬出をより一層進めていかなくてはならないことから、汚染廃棄物の処理促進のための取組や、必要な除染等の実施、除去土壌等の中間貯蔵施設への令和3年度末までの概ね搬入完了に向けた計画的かつ安全・確実な搬入等が必要となっています。

中間貯蔵施設については、法律に定められている搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう、国の取組の進捗状況を継続的に確認する必要があります。

また、国は、除去土壌等の県外最終処分量の低減を図るため、除去土壌等の減容・再生利用に取り組むこととしていますが、国が再生利用を進めるに当たっては、全国民的な理解を醸成する必要があります。

さらに、環境創造センターについては、県民等のニーズを把握し、取組や成果について引き続き県民等へ広く発信することが重要です。

◆ 今後の方向性

市町村除染地域については、引き続き、除去土壤等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、国や関係市町村等と連携しながら、必要な取組を着実に実施していきます。また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。

国直轄除染地域については、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備に向けた除染が、復興再生計画が認定された6町村全てにおいて実施されていることから、除染が確実に進むよう、関係町村と連携し、現地調査を実施するなど、県としても必要な取組を進めていきます。また、特定復興再生拠点区域外について、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、市町村等と連携しながら除染等を進めていくこと、さらに、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、市町村等の意向を十分にくみ取り、除染等について最後まで責任を持って取り組むことを、国に求めていきます。

中間貯蔵施設については、引き続き、施設が安全に整備・運営されるよう、施設や除去土壤等の輸送における状況確認やモニタリングを行っていきます。また、国、県、大熊・双葉両町との「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき設置された環境安全委員会の意見を聴きながら、国の取組を確認していきます。

また、中間貯蔵施設へ搬入された除去土壤等については、法律により定められた中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分が国の責任において確実に実施されるよう、県外最終処分地の選定方法や搬出方法等を早期に示すよう国に求めるとともに、その進捗状況を継続的に確認していきます。

除去土壤等の再生利用については、放射線の影響に関する安全性の確保はもとより、全国民的な理解の下、実施するよう国に求め、その取組を継続的に確認していきます。

汚染廃棄物については、適正な処理に向けた取組を、国・市町村及び関係機関と連携して行っていきます。また、災害廃棄物については、国の直轄地域における処理が安全かつ着実に進められるよう確認していきます。

国が行う特定廃棄物の埋立処分事業については、引き続き、国に対して地元への丁寧な説明を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかり確認していきます。

環境創造センターについては、環境回復・創造の拠点として、県民等のニーズを踏まえ、きめ細かなモニタリング、「放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造」の4つの部門の調査研究、研究成果等の情報収集・発信、環境や放射線についての子どもたちへの学習支援を行っていきます。また、IAEA協力プロジェクトにおいては、放射線モニタリング及び除染の分野において、調査研究等に取り組んでいきます。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

▶ 現 状

東京電力福島第一原子力発電所においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、廃炉に向けた取組が進められています。

現在、3号機において使用済燃料の取り出しが完了し、1・2号機においては使用済燃料の取り出しに向けて準備が進められていますが、燃料デブリの取り出しに向けては、長く困難な作業が続きます。

また、福島第二原子力発電所についても廃止することが決定し、今後具体的な廃炉の取組が進められることとなります。

▶ 令和2年度の取組等

(1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

ア 福島第一原子力発電所の監視等

- 県、関係市町村及び様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会や県民、各種団体及び学識経験者で構成する廃炉安全確保県民会議の現地調査や会議等により、廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等を確認し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています（令和2年度の国及び東京電力の主な動き等や県の対応状況等については、資料編P41のとおり）。
- 令和2年度は、原子力発電所の設備に関する専門研修を実施する等、担当職員の専門性の向上を図りました。
- ALPS処理水の取扱いについて、国は小委員会の提言を踏まえ、地元関係者等から意見を聴取する「関係者の御意見を伺う場」を全7回開催し、県は、第1回の意見を伺う場において、処理水の取扱いが本県の農林水産業、観光業に影響を与えることのないよう、慎重に対応方針を検討するよう求めるとともに、本県の取組や現状、トリチウムに関する正しい情報を国内外に広く発信することを求めました。



〈廃炉安全確保県民会議〉

イ 福島第二原子力発電所の状況等

- 東京電力は、令和2年5月に、原子力規制委員会に対して、原子炉等規制法に基づく「廃止措置計画」の申請を提出しました。
また、県と立地2町（楢葉町・富岡町）に対して、安全確保協定に基づき、廃止措置計画に係る「事前了解願い」を提出しました。

(2) 原子力発電所周辺の環境モニタリングの実施

- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポスト（39 地点）による空間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（令和 2 年 6 月：令和元年度第 4 四半期分、令和 2 年 9 月：令和 2 年度第 1 四半期分、令和 2 年 12 月：第 2 四半期分、令和 3 年 2 月：第 3 四半期分）。
- 福島第一原子力発電所において放射性物質を含む粉じん等が敷地外に飛散する場合を想定し、平成 27 年度からリアルタイムダストモニタ等の運用を開始し、発電所周辺地域における大気モニタリングを強化しています。平成 29 年度は連続ダストモニタを 3 地点増設しました。このことにより、連続ダストモニタは合計 17 地点、ダストサンプラーは 42 地点となりました。
- 平成 30 年度から震災以降中断していた大気中水分のトリチウム濃度の調査を 5 地点で再開しました。その結果、3 地点で事故前の測定値の範囲を上回りました。



〈モニタリングポスト（萱浜測定局）〉

（単位： mBq/m^3 ）

| | 事故前（平成 20 年度～） | 令和 2 年度 |
|-------|----------------|---------|
| 富岡町富岡 | ND～12 | ND～14 |
| 大熊町夫沢 | ND～13 | 9.1～70 |
| 双葉町郡山 | ND～16 | 2.8～41 |

「ND」：検出限界値未満

- 令和元年度から震災以降中断していたほんだわら（海藻）の放射性物質濃度の調査を 2 地点で再開しました。その結果、セシウム-134 及びセシウム-137 が事故前の測定値の範囲を上回りました。

（単位： $\text{Bq}/\text{kg 生}$ ）

| | 事故前（平成 13 年度～） | 令和 2 年度 |
|----------|----------------|----------|
| セシウム-134 | ND | ND～0.50 |
| セシウム-137 | ND | 0.34～8.7 |

- 今後、福島第一原子力発電所において燃料デブリの取り出しが行われるため、令和 2 年度から発電所周辺の 3 地点で中性子線量率の測定、15 地点で土壤中のウラン濃度の測定を開始し、環境モニタリングを強化しました。これまで、中性子線量率の異常は確認されておりません。土壤中のウラン濃度は、天然ウランの放射能比と同程度でした。

▼ 課題

福島第一原子力発電所の事故の収束と 30 年から 40 年にわたる廃炉作業が安全に実施されるよう監視を続けていく必要があります。

また、正式に廃炉が決定した福島第二原子力発電所についても、継続的に監視していく必要があります。

◆ 今後の方向性

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

▶現 状

2021年（令和3年）8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル」第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないこと、広範囲にわたる急速な変化が、大気、海洋、雪氷圈及び生物圏に起きていることが示されました。また、工業化前と比べた世界平均気温は、2001～2020年で約0.99°C、2011～2020年で約1.09°C上昇したことが示されました。本県においては、福島地方気象台の1890年から2019年までの平均気温が100年あたり1.5°Cの割合で上昇しています（出典：東北地方の気候の変化(第2版)）。

▶令和2年度の取組等

(1) 温室効果ガス排出の抑制

ア 省資源・省エネルギーの取組

- 2021年2月に知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。
- 事業者、民間団体、行政等様々な主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、各地方会議でも普及啓発活動を実施しました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標等を掲げ、知事と約束を取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な省資源・省エネルギー活動を促進しました。（令和2年度：事業者1,640団体、学校329校参加）
- 家庭における省資源・省エネルギーに向けた取組を促進するため、みんなでエコチャレンジ事業を実施しました。（令和2年度：3,347世帯参加）
- 福島議定書参加事業所等が参加するエコドライブ講習会へ講師を派遣するなど、エコドライブの推進に取り組みました。
- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育む七タイイベントの開催を支援し、園児への環境意識の啓発に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象に地球にやさしい暮らし方をテーマにした絵はがきのコンテストを実施しました。
- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする環境創造資金融資制度を設けています。



福島議定書（学校版）
ペットボトルキャップの回収を
呼びかけるポスターの作成



エコセッタ
もりの案内人による紙芝居読み聞かせ

- うつくしま地球温暖化防止活動推進員を養成し、地球温暖化防止に向けた地域での草の根運動を推進しました。(令和2年度：推進員65名（うち新規3名）)
- 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づく温室効果ガスの削減目標や気候変動の影響に対する適応策等を広く県民に周知するため、各種イベントへ出展や啓発資材の配布等の普及啓発活動を行いました。
- 家庭部門における温室効果ガス排出量のさらなる削減を図るため、家庭における地球温暖化等に関する知識や省エネルギーにつながる家電の使用方法等の普及啓発に取り組む「ふくしまエコライフマイスター」の認定制度を創設し、令和3年3月末までに73店舗89名を登録しました。
- 中学生や高校生に、地球温暖化の影響を学ぶ機会を提供するため、専門家等の講師派遣を行う環境活動スタート事業を7校で実施しました。
- 県民、事業者、市町村などあらゆる主体が一体となった省エネルギーを推進するため、地域ぐるみの省エネルギー計画の策定に取り組む市町村及び省エネルギー対策に取り組む民間事業者を支援する「地域まるごと低炭素化推進事業」を実施しました。(令和2年度：地域まるごと省エネ計画策定4市町村、民間事業者への省エネ設備導入補助34件)



(福島市環境フェスタにおけるPR)

| 主な環境指標 | 実績値 (平成29年度) | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和3年度) |
|------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 温室効果ガス排出量 (平成25年度比) | 87.2% | 80.8% | 75% |

<コメント等>

省エネ等によるエネルギー使用量の減少や、再生可能エネルギーの導入拡大等により排出量が減りました。

イ 県の一事業者としての取組

- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。
- 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」に基づき、県有建築物の整備や改修等の際に再生可能エネルギー導入と省エネルギー対策を推進しました。
また、更なる再エネ・省エネを図るためZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のモデル施設として整備した須賀川土木事務所において、説明会や見学会を開催し、ZEBの理解促進・普及啓発に努めました。

ウ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 各市町村に対し、平成 20 年度に策定した「歩いて暮らせるまちづくりビジョン」の「5つの実行戦略」の具体的な事例を示すことなどにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを促進しました。
- 小学生及びその保護者を対象とした省エネルギー啓発イベントを東北経済産業局との共催で実施し、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及びZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に関する啓発資材の展示及び配布を行いました。

エ 低炭素社会の実現に向けた森林整備の推進

- 森林の有する、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るために、一般造林事業や森林環境基金による森林整備事業により、健全な森林を造成する一連の森林施業に対して支援を行いました。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 23 年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|--------|----------------------|----------------|------------------|------------------|
| 森林整備面積 | 7,387ha | 5,707ha | 6,004ha | 14,000ha |

<コメント等>

原発事故による放射性物質の影響から森林所有者等による森林整備が震災前の水準まで回復していない。森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種事業により、森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備などを図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 23 年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|------------------|----------------------|----------------|------------------|------------------|
| 森林づくり意識醸成活動の参加者数 | 107,189 人 | 178,382 人 | 114,918 人 | 155,000 人 |

<コメント等>

震災の影響により平成 23 年度の参加者は減少したものの、その後は増加に転じ、平成 30 年度には全国植樹祭を始めとする森林づくり活動により 23 万人まで増加した。令和元年度には全国植樹祭前の参加者数の水準を維持していたが、令和 2 年度は新型コロナウィルス感染症の影響によりイベントの中止や規模縮小を余儀なくされ、参加者数が減少した。全国植樹祭を契機に高まった森林づくり活動の機運を一過性にすることなく継続していくため、今後もふくしま植樹祭を開催するなど、更なる参加者の増大を図る。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

- 住宅用太陽光発電設備 2,405 件、蓄電池設備 470 件、V2H システム（「V2H」とは「Vehicle to Home」の略で、クルマに蓄えた電気を家で使う仕組みのこと。）8 件の設置補助事業を行い、再エネ設備等の導入を支援しました。
- 再生可能エネルギーの普及拡大を進めるために、発電設備導入 2 件、事業可能性調査 1 件の補助を行うとともに、県民の再生可能エネルギーへの理解を促す事業 7 件に補助をしました。
- 令和元年度から令和 3 年度（3 年間）の計画として、「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第 3 期）」を策定しました。新しいプランでは、引き続き「再生可能エネルギーの導入拡大」、「再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」、「エネルギーの効率利用（省エネルギー）」などの視点を盛り込むとともに、「分かりやすく親しみやすい導入状況の公表」の項目を新たに追加しました。
- 固定価格買取制度に依存しないモデル性の高い自家消費型の再エネ設備導入を支援するために 4 件の補助を行いました。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 23 年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 参考目標値 (令和 2 年度) |
|--------------------------|----------------------|----------------|------------------|--------------------|
| 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数（累計） | 26 か所 | 135 か所 | 137 か所 | 100 か所 |

<コメント等>

相馬支援学校、水産海洋研究センターに、新たに再生可能エネルギー設備を導入した。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 23 年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 参考目標値 (令和 2 年度) |
|--------------------------------|----------------------|----------------|------------------|--------------------|
| 再生可能エネルギーの導入量（一次エネルギーに占める割合）※1 | 23.7% | 41.1% | 43.4% | 40% |

<コメント等>

福島県再生可能エネルギー導入推進ビジョンで掲げる「2040 年頃を目指し、県内エネルギー需要の 100% 以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出す」に向けた 中間目標である 2020 年度（令和 2 年度）40% を達成しました。「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現に向けては更なる再生可能エネルギーの導入が必要であるため、現在進めている阿武隈地域等における共用送電線整備事業を確実に実施するなど、引き続き導入推進に努めます。

※1 原油換算した再生可能エネルギーの導入量を一次エネルギー供給量で割った割合

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

- 県の再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援機関であるエネルギー・エージェンシーふくしまを核として、企業間のネットワーク構築から、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援しました。
- 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所では、平成 26 年の開所以来、世界最先端の研究が行われており、令和 2 年度の被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業では、コンソーシアム型 7 件及び個別企業型 7 件の再生可能エネルギーに関する技術支援が行われました
- ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（R E I F ふくしま）を令和 2 年 10 月 28 日～29 日に、ビッグパレットふくしまで開催し、162 企業・団体の出展、5,347 名の来場者がありました。
- 工業高校生等を対象に、R E I F ふくしまでの企業プレゼンテーションの実施、また、福島再生可能エネルギー研究所の見学及び研究所職員による関連技術の紹介等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業推進研究会（令和 3 年 3 月末入会団体：850 団体）において、太陽光、風力、水素等の 5 分科会を各 3 回程度実施するとともに、会員企業等と展示会「スマートエネルギー Week2021」、「第 15 回再生可能エネルギー世界展示会」に出展しました。



〈REIF ふくしま 2020〉

(4) 福島新エネ社会構想の実現

- 阿武隈地域等における再生可能エネルギーの導入拡大のため、共用送電線の敷設 1 件及び再生可能エネルギー発電設備 11 件への補助を行いました。
- 県内企業等が研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業等 19 件に対して支援を行いました。
- 相馬市、新地町、檜葉町、浪江町及び葛尾村において、スマートコミュニティ構築の設備導入が完了しました。
- 令和 2 年 3 月に開所した「福島水素エネルギー研究フィールド（F H 2 R）」では、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造施設を利用した最先端の実証が行われています。ここで生み出された水素については、東京オリンピック聖火リレートーチの燃料としても活用されています。
- 福島市のあづま総合運動公園、檜葉町の J ヴィレッジに設置した燃料電池において、浪江町の F H 2 R で作られた再エネ由来水素を活用することにより、水素社会の実現に向け水素の PR を行っています。

- 令和 2 年 4 月 1 日から東北初となる燃料電池バスの営業路線運行（新常磐交通 JR いわき駅一小名浜）が開始されました。
- 県内における燃料電池自動車の導入 26 件に対して支援を行いました。



〈燃料電池バス（新常磐交通）〉

▼ 課題

県内の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成 25 年度）より減少しているものの、目標値にはいまだ及ばない状況です。地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、県民、事業者、市町村等あらゆる主体が一体となった脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの削減（緩和策）に徹底して取り組むとともに、気候変動による被害を回避・低減するための取組（適応策）も推進する必要があります。

再生可能エネルギーの導入量については、概ね目標どおりに導入が進んできました。今後の目標達成のために、更なる再生可能エネルギーの導入推進の取組が必要です。

◆ 今後の方向性

本県における地球温暖化対策のシンボルとして新しいロゴマークとスローガン等を活用した普及啓発や、地球温暖化の現状や影響、取組の必要性を理解していただくイベントの開催等を通じて、積極的に機運醸成を図り、県民総ぐるみの地球温暖化対策をさらに推進していきます。

福島新エネ社会構想の実現については、2050 年カーボンニュートラルの実現、新型コロナウイルス感染症の影響による大きな社会情勢の変化を踏まえ、再エネ社会構築と水素社会の実現に向け積極的に取り組んでいきます。

また、本県における気候変動の影響や適応策に関する情報収集、整理、分析、提供等を行い、県民、事業者、市町村等様々な主体による気候変動への適応を推進するため、気候変動適応センターの設置を検討していきます。

コラム

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン とは

1 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン

「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現を目指し、2020年度と2030年度における再生可能エネルギー導入目標を設定するとともに、その延長線として、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すことを掲げています。

2 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン

再生可能エネルギー先駆けの地を目指すための行動計画として、3カ年計画として、当面取り組むべき具体的な事業を定めています。



現在は2019年度から2021年度までの第3期として「地域主導」「産業集積」「復興けん引」を施策の柱とし、再生可能エネルギー事業への参入支援や人材確保・育成、復興まちづくりにおける再生可能エネルギーの導入推進などに取り組んでいます。

コラム

「福島議定書」事業に参加しよう！

学校・事業所等が自ら二酸化炭素排出削減目標を定めて、知事と「福島議定書」を取り交わし、地球温暖化対策を実践する取組です。令和3年度は、「福島県2050年カーボンニュートラル」宣言を踏まえ、「福島議定書2021～ゼロカーボンへの挑戦～」として、事業を実施しています。“ふるさと”福島県が美しく豊かであり続けるよう、「福島議定書」の輪に加わって、ともに地球温暖化対策に取り組みましょう！

福島議定書事業（事業所版）

- ◆対象 地球温暖化対策に取り組む意思がある県内事業所（業種・規模不問）
- ◆特典 ①エコドライブ講習会講師・省エネアドバイザーの無料派遣が利用可能
②省エネ設備補助への応募が可能（中小企業等対象）
- ◆HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/r3-giteisyo-jigyosyo.html>

福島議定書事業（学校版）

- ◆対象 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修・各種学校
- ◆HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/giteisyo-schoolr3.html>

〈お問い合わせ先〉

生活環境部環境共生課 電話：024-521-7813 メール：kyousei@pref.fukushima.lg.jp

取組の優秀な団体には、
表彰があるよ！

福島県の環境保全の
キャラクター「エコたん」



2 循環型社会の形成

▶ 現 状

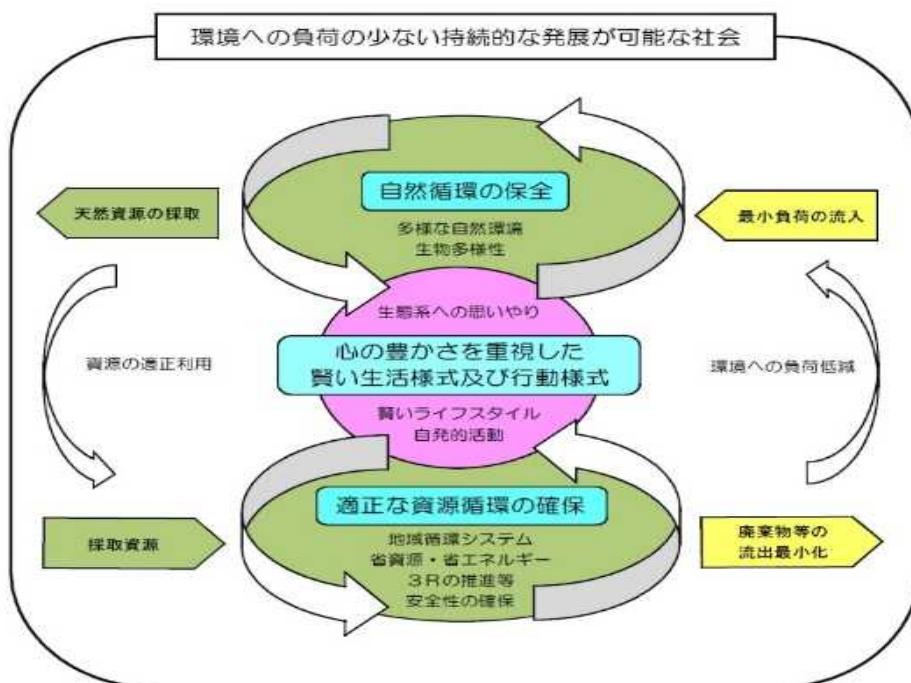
人間活動が自然環境に与える負荷は依然として大きい状況にあり、本県はこれまで、「福島県循環型社会形成推進計画」等に基づき、持続可能な社会の形成に向けて様々な取組を進めてきました。

一般廃棄物のリサイクル率等は、東日本大震災後若干減少し、その後はほぼ横ばいの状況が続いています。また、産業廃棄物の再生利用率は、東日本大震災後に上昇した後、ほぼ横ばいの状況となっています。

▶ 令和2年度の取組等

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

- 「福島県循環型社会形成推進計画」に基づき、環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するため、復興・再生に向けた取組との調和を図りながら循環型社会の形成に取り組みました。



- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育てる七タイイベントの開催を支援し、園児への環境意識の啓発に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象に地球にやさしい暮らし方をテーマにした絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、レジ袋削減のため、マイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。

- 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、省資源・省エネルギーの取組を促進するため、みんなでエコチャレンジ事業を実施しました。(令和2年度：3,347世帯参加)
- 中学生や高校生に、地球温暖化の影響を学ぶ機会を提供するため、専門家等の講師派遣を行う環境活動スタート事業を7校で実施しました。
- 県民、事業者、市町村などあらゆる主体が一体となった省エネルギーを推進するため、地域ぐるみの省エネルギー計画の策定に取り組む市町村及び省エネルギー対策に取り組む民間事業者を支援する「地域まるごと低炭素化推進事業」を実施しました。(令和2年度：地域まるごと省エネ計画策定4市町村、民間事業者への省エネ設備導入補助 34件)



〈環境活動スタート事業による講演〉

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

- 「福島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減についての目標を設け、各種施策に取り組みました。
- 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進に関する施策に取り組みました。
- 食品ロスの削減を図るため、事業所向けの取組として「食べ残しぜロ協力店」の募集・認定を行うとともに、希望する認定店に対して持ち帰り容器を配布しました。また、家庭向けの取組として、県内の全小学生にリーフレット教材を配布するとともに、県民向けの啓発リーフレットを製作し市町村や関係団体に配布しました。
- 廃棄物等ごみの減量化や有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。(令和2年度末認定製品数 計50製品)

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成22年度) | 実績値 (平成30年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和3年度) |
|------------------------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり) | 985g | 1,018g | 1,035 g | 935g 以下 |

<コメント等>

平成23年度より東日本大震災の影響で大きく増加し、その後、平成25年度以降は減少傾向にあるが、震災前の水準には戻っておらず、令和元年度は全国ワースト2位となっており、更なるごみの減量化に取り組む必要がある。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|-----------|----------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 産業廃棄物の排出量 | 7,994 千トン | 7,822 千トン | 7,722 千トン | 8,250 千トン以下 |

<コメント等>

平成 27 年度以降、目標値を達成しており、近年は横ばい傾向にある。今後も更なる産業廃棄物の排出抑制の促進に取り組む必要がある。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|--------------|----------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 一般廃棄物のリサイクル率 | 14.2% | 13.0% | 12.7% | 21.0%以上 |

<コメント等>

平成 19 年度をピークに下降傾向にあり、目標値は達成していない。更なるリサイクルの推進に取り組む必要がある。

なお、近年増加している店頭回収等の量を含めると令和元年度は 20.7% となっている。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|-----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 一般廃棄物最終処分場埋立量（1 日当たり） | 251 トン | 221 トン (保管量含む) | 255 トン (保管量含む) | 200 トン以下 |

<コメント等>

東日本大震災後の平成 23 年度に増加し、それ以降は減少傾向にあるが、目標値は達成していない。

また、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰（＝保管量）があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に取り組む必要がある。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|-------------|----------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 産業廃棄物の再生利用率 | 39% | 51% | 54% | 51%以上 |

<コメント等>

平成 30 年度、令和元年度は目標値を達成している。今後も、更なる産業廃棄物の再生利用促進に向け取り組んでいく。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 実績値 (令和元年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|-------------|----------------------|-------------------|----------------|------------------|
| 産業廃棄物の最終処分率 | 9% | 7 % | 7 % | 8%以下 |

<コメント等>

平成 26 年度以降、目標値を達成しており、横ばい傾向にある。今後も更なる産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向け取り組んでいく。

コラム

福島県環境アプリについて

県では、令和 3 年 4 月より、「福島県環境アプリ」の運用を開始しました。

アプリには、ごみ収集カレンダーの表示・通知、日々のエコ活動の取組に応じたポイント獲得、獲得したポイントでの県産品抽選への応募等の機能があります。

アプリを活用して、ごみ減量化とエコ活動に取り組みましょう！

県では、「環境アプリ」をリリースしました。
楽しみながらエコ活動に取り組みましょう。

福島県の環境活動をサポートするキャラクター「エコさん」

福島県環境アプリ誕生!

アプリの4つの特徴

- 1 トップ画面がごみ収集カレンダー!
- 2 毎日のエコ活動でポイント獲得!
- 3 県産品等の抽選に応募できる!
- 4 投稿・エコ情報を参考にできる!

〈お問い合わせ先〉

生活環境部 一般廃棄物課

電 話 024-521-7249

メール itupan@pref.fukushima.lg.jp

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/>



ダウンロードは
こちらからどうぞ

(3) 廃棄物の適正な処理

ア 正しい知識の普及啓発

廃棄物の適正処理を促進するため、産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査等を行うとともに、処理業者が行う地域住民等の理解促進を目的とする取組に対して支援を行いました。

イ 事業者等への監視・指導

廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施するとともに、最終処分場の放流水のダイオキシン類等調査を行いました。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内の確実な処理に向け、保管事業者等への立入検査による助言・指導、PCB含有検査への支援を行いました。

ウ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制づくりの支援等を行いました。



〈地域ぐるみ監視体制づくり支援事業〉

エ 海岸漂着物対策の推進

本県の海岸は東日本大震災により大きな被害を受けましたが、港湾・漁港の復旧や海水浴場の一部再開など海岸利用が進んできました。このような状況を踏まえ、海岸の良好な景観・環境の保全を図ることを目的として、重点的に対策を講ずる区域やその内容、関係者の役割分担等を定めた「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」を令和元年5月に策定し、本計画に基づき、海岸管理者等が海岸漂着物等の回収及び処理を行うとともに、小学生の副読本や家庭向けのリーフレットに海洋汚染の現状を盛り込み一人一人の取組の重要性を啓発するなど、海岸漂着物対策を推進しました。

オ 災害廃棄物処理計画の策定

大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、「福島県災害廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理に関する県が対応すべき基本的な事項を定めました。

カ 令和元年東日本台風等により発生した災害廃棄物への対応

令和元年東日本台風等により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「福島県災害廃棄物処理実行計画」に基づき、広域処理のための調整などを行うなど、市町村を支援しました。

令和3年4月での処理完了目標としており、令和3年3月末時点で、県内の災害廃棄物の発生量（推計）に対し、約97.6%の処理が完了しています。



〈災害廃棄物の搬出〉

(4) 環境と調和した事業活動の展開

ア 環境にやさしい事業活動の促進

環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする環境創造資金融資制度を設けています（融資件数：継続2件、新規1件）。

イ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため、普及啓発等を行いました。

ウ 環境と共生する農業の促進

エコファーマー、特別栽培、有機栽培の拡大を図るため、県内全域を対象にJA生産部会等による組織ぐるみの取組を推進しました。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成23年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和2年度) | 目標値 (令和3年度) |
|-----------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| エコファーマー 認定件数 | 21,091件 | 11,078件 | 9,637件 | 25,000件 |

<コメント等>

エコファーマーの目的（土壌分析に基づく適正施肥、環境への負荷軽減等）は、一定程度農業者に浸透したと思われるが、高齢化等により更新要件（前回計画の目標値を上回る目標設定等）を満たすことができない等の理由から認定者数が伸び悩んでいる。

農業生産者を中心に啓発のための研修を行い、認定件数の増加を図る。

▼ 課題

循環型社会の形成に向け、食品ロスの削減等、環境に負荷をかけない意識への転換とともに、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の更なる促進などが求められています。

県民1人1日当たりのごみ排出量については、東日本大震災の影響で大きく増加し、その後減少傾向にあるものの、令和元年度には全国ワースト2位となっています。このため、更なるごみの減量化の促進を図る必要があります。

P C B 廃棄物には処分期間があり、高濃度の変圧器、コンデンサー類は令和4年3月まで、高濃度の安定器類は令和5年3月まで、その他の低濃度の廃棄物等は令和9年3月までとなっています。このため該当するP C B 廃棄物・使用製品の保管者等に期間内の確実な処理を求めていく必要があります。

◆ 今後の方向性

循環型社会を形成していくためには、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、主体的に行動することが大切であることから、中小企業等への高効率照明等の導入支援や、未来を担う子どもたちに対する環境意識の啓発等によって、地域における省資源・省エネルギーの意識の向上を図り、環境への負荷を軽減するライフスタイルへの転換を推進します。

ごみの減量化を進めるために県民に対する啓発や市町村、国、事業者等との連携に努めます。

特に、食品ロス削減に向けて、家庭への啓発に努めるとともに、外食産業等の事業系の食品廃棄物の削減に向けて「もったいない！食べ残しぜロ推進運動」に協力する飲食店等を認定し、希望する認定店に客が食べきれなかった料理の持ち帰り容器を配布するなどの取組を支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるごみの排出量の増減状況などを注視しながら、必要な対策を実施していきます。

産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を進めるため、排出事業者等に適正処理の指導を行うとともに、再生利用等を促進する施設整備の支援を行います。また、P C B 廃棄物の処分期間内の確実な処理に向け、保管事業者等への立入検査による助言・指導、P C B 含有検査への支援を行います。

3 自然共生社会の形成

▶ 現 状

本県は「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小 300 を超す湖沼からなる裏磐梯地区を始め、豊かな自然と多様な動植物に恵まれていますが、東日本大震災の影響により、自然環境、生態系は大きな影響を受け、希少な野生動植物（松川浦周辺のヒヌマイトトンボ、夏井川河口のコアジサシ等）の生息地の一部も大きく環境が変化しました。

本県の湖沼を代表する猪苗代湖の水質も、中性化に伴う COD 値の上昇や大腸菌群数が環境基準を超過するなど水質悪化が懸念されています。

また、近年、ツキノワグマの目撃件数の増加や人の生活圏への出没、人的被害に加えて、イノシシなどの生息数の増加や生息域の拡大により、農林水産物被害などが深刻化しています。

▶ 令和 2 年度の取組等

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

ア 自然公園等での自然環境の保全推進

自然公園の中にも繁殖力が強く在来の動植物の生息場所を奪ってしまう「特定外来生物」の増加が問題になっていることから、尾瀬国立公園等においてオオハンゴンソウなどの駆除を環境省等と連携し実施しました。



〈オオハンゴンソウ駆除の状況〉

イ 森林や農地等の持つ多面的な機能の確保

- 農業生産活動を通じた多面的機能の確保、農業者等による農地・水路等の草刈り、泥上げ、農道脇への花の植栽などの共同活動、老朽化が進む農地周りの水路等を補修・更新することによる施設の長寿命化等の取組を支援しました。
- 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮するため、森林の適正な管理を推進しました。

ウ 自然とのふれあいの場の整備推進等

- 環境省と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上に向けたプロモーションや、自然公園等の周遊促進に向けた会津トレイル、サイクリングルート等を設定したほか、只見柳津県立自然公園の国定公園編入に向けて、昨年実施した自然環境調査等を踏まえ公園計画案を作成し、環境省へ申出を行いました。
- それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮し、一連区間の魚道の設置等の河川整備を実施しました。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 22 年) | 実績値 (平成 30 年) | 実績値 (令和元年) | 目標値 (令和 3 年) |
|-----------|---------------------|------------------|---------------|-----------------|
| 自然公園の利用者数 | 15,291 千人 | 10,277 千人 | 9,613 千人 | 17,600 千人 |

<コメント等>

県内の自然公園利用者数は、震災等の影響により震災前の 7 割に満たない状況が今もなお続いている。今後も尾瀬での自然環境体験の創出や魅力の情報発信等の事業を展開するとともに、「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、自然公園の魅力向上や周遊する仕組みづくりなどにより、自然環境の保全と調和を図りながら、適正な利用を促進し、利用者数の増加を目指す。

(2) 有害鳥獣対策

- 市町村と連携しながら農作物被害を防止するため、集落アンケート調査による被害状況調査や福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針に基づき、人材育成活動、市町村協議会等が行う被害対策など、地域ぐるみで取り組む効果的な鳥獣被害防止対策を支援しました。



〈地域リーダー同士の意見交換〉
(人材育成活動)

- イノシシについて、令和 2 年度は目標の 25,000 頭を上回る 35,698 頭（速報値）を捕獲しました。また、避難地域においては、安心安全な生活環境の整備と地域コミュニティの再構築に向け、支援員を配置して、市町村の鳥獣被害対策の取組を支援しています。また、捕獲従事者の負担軽減のため、ICT わなを活用した実証事業に取り組みました。



〈避難地域におけるイノシシ〉

| 主な環境指標 | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 5 年度※) |
|-------------|----------------|------------------|-------------------|
| イノシシの年間捕獲頭数 | 30,738 頭 | 35,698 頭（速報値） | 25,000 頭 |

<コメント等>

平成 27 年度途中から県による直接捕獲が新たに始まつたこともあり、平成 28 年度以降は目標とする年間捕獲頭数を達成している。

※「イノシシ管理計画」において、安定生息数達成に向けて令和 5 年度まで毎年 25,000 頭を目標としている。

- ツキノワグマについて、集落環境診断や河川敷のやぶの刈り払い等、地元市町村を始め、地域住民や関係機関等と一緒に取り組むモデル事業により総合的な被害対策を実施しました。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

ア ふくしまレッドリストの見直し

絶滅するおそれがある種について保全対策を検討するための重要な指標となる希少野生動植物リスト（ふくしまレッドリスト）について、内容を見直し、ふくしまレッドリスト 2020 年版として公表しました。



〈希少野生動物であるコアジサシ〉

イ 野生動植物の保護・救護の取組

- 公共事業により生物多様性が無秩序に損なわれることがないよう、事業者への希少種情報の提供、福島県野生動植物保護アドバイザーの活用促進等に取り組みました。
- 生物多様性からの恵みの維持、啓発、利用の推進に当たり補助役を担う福島県野生動植物保護サポーターを対象とした研修会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会を中止し、参考となる書類を送付しました。

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成 23 年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 3 年度) |
|---------------------|----------------------|----------------|------------------|------------------|
| 野生動植物保護 サポーター登録数 | 113 人 | 133 人 | 158 人 | 140 人 |

<コメント等>

東日本大震災の影響で平成 24 年度は減少したものの、徐々に震災前の登録数まで戻っている。今後は、サポーターの高齢化を踏まえ、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集期間や広報の方法の見直しなどさらなる工夫を行っていく。

ウ 野生鳥獣の適切な管理

- 生息数の増加や生息域の拡大が著しい野生鳥獣については、生態系への影響や農林水産物被害など、人とのあつれきが生じていることから、平成 27 年 5 月に施行した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、生息環境管理や被害防除対策、個体数管理などを効果的に組み合わせ、適切な管理を行いました。
- イノシシ、ニホンジカについては、「指定管理鳥獣捕獲等実施計画」に基づき、県の直接捕獲事業等を実施するなど、個体数の管理を行いました。

(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全

津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、津波跡地に塩生湿地や湿地が生じ、これまで県内で生育が知られていなかった絶滅危惧植物の繁茂が確認されました。生育地を保全するために湿地を残すなど、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等を実施しました。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区的自然環境保全

ア 尾瀬地区的自然環境保全の促進

- 本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、特殊植物等保全事業を継続して実施しました。
- 尾瀬の貴重な湿原植生をニホンジカから守るため、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会において、防鹿柵巡視等を行いました。
- 尾瀬の魅力や素晴らしさの認知度向上のため、現地取材によるコラムや動画を作成しWebやSNSで配信しました。

イ 裏磐梯地区的自然環境保全の促進

裏磐梯とその周辺地域における磐梯朝日国立公園の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された「裏磐梯ビターセンター自然体験活動運営協議会」に参画し、公園を訪れた利用者への自然解説や子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動などを支援しました。



〈自然環境学習への協力〉

(6) 猪苗代湖等の水環境保全

- 猪苗代湖では近年、湖水が中性化し、それに伴いCOD値の上昇や大腸菌群数の增加など水質の悪化が懸念されるため、環境創造センターで、調査研究等を実施し、水質悪化メカニズムの解明を進めたところ、湖内での生物生産量の増加が確認されました。このため、新たに湖に流入する河川の水質を水生植物を利用して直接浄化する実証研究を開始しました。
- 平成25年3月に策定した「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき、紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業の一環として、関係団体と連携したヒシ刈りやヨシ刈りなどの水環境保全実践活動の推進や、刈り取り船による湖面のヒシ回収を実施すると共に、地元自治体が行うビーチクリーナー整備に対する補助を行いました。
- 流域における生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の普及促進を図るとともに、同浄化槽の性能を十分に発揮させるため、維持管理に関する講習会を開催しました。

- 県民が一体となった水環境保全活動を推進する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、水環境保全フォーラムやフォトコンテストを開催するとともに、県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃(猪苗代湖クリーンアクション)を実施しました。
- ボランティアの士気の向上やより効果的な取組につながるよう、ボランティア活動による水質改善効果について意見交換を行うワークショップを開催しました。
- 猪苗代湖流域における生態系等の自然環境の魅力を伝える映像2本を制作し、県公式YouTubeや観光施設などで配信しました。



〈猪苗代湖クリーンアクションの様子〉

| 主な環境指標 | 指標設定時値 (平成23年度) | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和2年度) | 目標値 (令和3年度) |
|-----------|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| 猪苗代湖のCOD値 | 1.1mg/l | 1.4mg/l | 1.4mg/l | 0.5mg/l |

<コメント等>

近年、増加傾向が見られるため、水質汚濁の要因となるヒシ等の水生植物の効率的な回収などを推進する。また、環境創造センターでCOD上昇の原因の解明などの調査研究を引き続き行うとともに、更なる汚濁負荷低減策を検討し水質向上を目指す。

コラム

猪苗代湖の清掃ボランティアに参加しよう！



「猪苗代湖クリーンアクション」と題した湖岸清掃活動では、ボランティアの皆さんのが「手」によって、湖岸のゴミや漂着したヨシを回収します。清掃後の湖岸はとてもきれいになり、それが猪苗代湖の水質改善につながります。皆さんの「手」で、猪苗代湖をきれいなまま未来へ残しましょう！

下記webサイトに清掃ボランティアの情報を掲載しております。是非、御参加ください。

- ・福島県生活環境部水・大気環境課
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/>
- ・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会
<https://mizu-mirai.jp>

〈お問い合わせ先〉

生活環境部 水・大気環境課

電話 024-521-7258

メール

mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp

▼ 課題

自然共生社会の形成のため、自然資源や地域資源の活用による自然公園の更なる魅力向上と創出に向けた事業の展開や野生鳥獣の生息域と人の生活圏の区分の明確化など、更なる対策の強化等が必要です。

また、イノシシ等野生動物について、原発事故による避難指示や出荷制限に伴う捕獲率の低下等を背景として、生息数の増加が懸念される状況にあるため、対策が必要です。

さらに、猪苗代湖等の水質改善に向けて、取組を推進していく必要があります。

◆ 今後の方向性

自然環境の保全と自然とのふれあいの促進のため、引き続き自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図ります。

震災後減少した自然公園利用者数の回復及び自然資源の活用による復興の推進に向けて、「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、県内の自然公園の魅力向上や自然公園を周遊する仕組みづくりなどにより、自然環境の保全と調和を図りながら、適正な利用を促進していきます。

尾瀬国立公園への福島県側からの入山者数を増加させるため、尾瀬での環境学習や尾瀬の魅力を広く国内外に発信する事業を展開していきます。

また、原発事故による避難指示や出荷制限に伴う捕獲率の一時的な低下等を背景として、イノシシ等野生動物の捕獲数は急速に増加しており、生息数の増加が推測される状況にあるため、捕獲強化のみならず、侵入防止柵設置等の被害防除、河川敷の刈り払いなどの環境整備、及び人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。

猪苗代湖の水質(COD)については増加傾向であることから、水質悪化メカニズムの解明などの調査研究に取り組み、生活排水対策を一層推進するとともに、水質汚濁の原因のひとつである水生植物の効率的な回収等を実施し、県民等と連携して水質改善を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「新しい生活様式」による働き方の変化などを注視しながら、必要な施策を検討していきます。

コラム

ふくしまグリーン復興構想とは

平成30年8月に環境省から福島復興の新たなステージに向けた支援方針「福島再生・未来志向プロジェクト」の一つとして、「ふくしまグリーン復興への支援」が示されたことから、取組の基本的な方向性となる「ふくしまグリーン復興構想」を平成31年4月に環境省と共同で策定しました。



本構想は、福島県と環境省が互いに連携しながら、自然公園の利用者や地域のニーズ等の把握に努め、「国立公園・国定公園の魅力向上」、「環境変化を踏まえた県立自然公園の見直し」、「国立公園・国定公園を中心とした周遊する仕組みづくり」の3つの柱に沿って取組を進め、自然環境の保全と調和、適正な利用による交流人口の拡大を図り、福島県全体の復興に寄与することを目指しています。

4 良好な生活環境の確保

▶ 現 状

水環境については公共用水域の環境基準をほとんどの水域で達成しています。

また、大気環境については全ての測定地点で光化学オキシダント以外の環境基準を達成しています。

なお、ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については、震災直後に大幅に増加したものの、近年は、減少傾向にあります。

▶ 令和2年度の取組等

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

ア 大気環境保全対策

- 大気汚染防止法に基づき、県及び中核市（福島市、郡山市、いわき市）において大気環境測定局を 37 カ所に配置し測定機器の保守及び更新を計画的に進めるとともに、大気の汚染の状況を常時監視しました。
- 280 事業場においてばい煙発生施設等への立入調査を行い、ばい煙排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 飛散性アスベスト建材が使用されている建築物等の解体等工事（特定粉じん排出等作業）への立入調査を 240 件行い、作業基準等の遵守について監視・指導を行うとともに、県及び中核市において県内 10 カ所で一般環境大気中のアスベスト濃度を調査しました。



〈環境大気中のアスベスト濃度調査における試料採取の様子〉

イ 水環境保全対策

- 水質汚濁防止法に基づき、県、中核市及び国土交通省において、公共用水域 196 地点及び地下水 478 地点で常時監視を行うとともに、603 特定事業場等に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成 25 年 3 月に策定した「福島県水環境保全基本計画」「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき水環境を保全するため、水質調査等により目標の達成状況を把握しながら、計画の着実な推進に努めました。

ウ 土壤環境保全対策

土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染が確認された土地 5 カ所を区域指定し、汚染の拡散防止及び汚染土壤の適正処理について指導を行いました。

エ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音規制法に基づき、環境基準の類型指定地域を有する 13 市町村において自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を把握しました。

※ 町村（2 町村）は県が調査し、市（11 市）においては市が調査を行っています。

オ オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進

フロン排出抑制法に基づいて、第一種フロン類充填回収業者の登録を行うとともに、業務用冷凍空調機の管理者に対し、制度の周知を行いました。

また、県内においては、県、郡山市及びいわき市において県内 5 カ所で酸性雨状況を監視しました。

(2) 化学物質の適正管理等

ア 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県、中核市及び国土交通省において県内 143 地点で大気、水質、地下水及び土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行い、また、24 事業場において排出状況調査及び特定施設の監視・指導等を行いました。

イ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

福島県化学物質適正管理指針に基づいて、工場等における化学物質の使用状況等を把握するとともに、化学物質リスクコミュニケーションの取組を推進するため、事業者を対象としたセミナーの開催（1 回）やアンケート調査等により、事業者への普及・啓発や支援を行いました。

(3) 公害紛争等の対応

公害紛争処理法に基づく調停の実施、公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行うとともに、公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行いました。

(4) 大規模な開発行為への対応

令和 2 年度は、発電所新設計画など 19 事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等に基づき事業者の行う環境影響評価に対し、審査、指導等を行いました。

▼ 課題

大気環境基準については、光化学オキシダント濃度が全測定局で環境基準を達成しない状況が続いていること、光化学オキシダント濃度上昇時には、迅速に対応する必要があります。

水環境基準については、特に湖沼において達成率が低くなっていることから、汚濁負荷低減の対策を推進する必要があります。

化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質を取り扱う工場・事業場における適正管理を推進していく必要があります。

公害苦情件数については、原発事故により住民の生活環境や住環境が変わったことから、典型7公害以外の雑草等の繁茂や害虫発生などの苦情が増えたため、震災直後に大幅に増加しました。近年は減少傾向にあるものの、公害苦情の処理、解決が求められます。

また、環境影響評価制度を基に、自然環境や生態系の保全に配慮した事業の実施を促進していく必要があります。

◆ 今後の方向性

光化学オキシダントの環境基準未達成は、全国的な傾向であり、現在、国が状況の把握や追加的な対策の検討を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時には関係機関と連携して的確かつ迅速な対応に努めます。

水質環境基準については、引き続き水質の監視を行うとともに、水質汚濁発生源となる工場・事業場への立入調査や流域自治体と連携した生活排水対策を推進することにより、汚濁負荷量の低減を図ります。

化学物質を取り扱う工場・事業場への立入調査、リスクコミュニケーションに関する研修会やセミナー等の開催等により化学物質の実態把握、適正管理及びリスクコミュニケーションの取組の普及、促進を図ります。

公害苦情件数は平成24年以降、ゆるやかな減少傾向を示しており、引き続き公害苦情の速やかな処理、解決に努めます。

環境影響評価制度については、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等の対象事業に対する審査、指導等を引き続き適正に行います。

5 環境ネットワーク社会の構築と 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

▶ 現 状

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、市民団体や事業者など様々な主体が、地域の環境保全や環境教育に取り組んでいます。一方、原発事故の影響から屋外での活動等が減少している状況もあります。

また、環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、福島で安心して暮らせるように展示や体験研修を通じて放射線や環境に関する情報発信を行っています。

▶ 令和2年度の取組等

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

ア 環境教育・学習の充実

- 「福島県環境教育等行動計画」に基づき、各主体が相互に協力しながら、協働による環境保全・回復活動の推進に取り組みました。
- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等の多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに（環境アドバイザーを18回派遣、延べ585名受講）、全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成講座等、地域において環境教育を推進する指導者を育成する事業を実施しました。（せせらぎスクールの参加数：37団体、延べ1,380名）
- 貴重な自然が残る「尾瀬」において、389名の小中学生に対し豊かな自然環境の保全や生物多様性の重要性、自然との共生について体験活動を通じた学習の機会を提供しました。
- 環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成していくため、環境教育副読本を作成しました。この副読本は小学5年生を対象としており、県内の学校等に配布し授業等で活用していただきました。



〈せせらぎスクールの様子〉
(石川町立石川小学校のみなさん)



〈尾瀬環境学習の様子〉

イ 連携・協働による環境保全・回復活動の推進

- 様々な活動主体や学識経験者等と連携して猪苗代湖の水環境保全に取り組む「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」(平成24年5月設立)の下、協力体制の構築と情報の共有に取り組みました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な省資源・省エネルギー活動を促進しました。(令和2年度：事業者1,640団体、学校329団体参加)
- 家庭における節電・節水などの地球温暖化防止のための取組を促進するため、みんなでエコチャレンジ事業を実施しました。(令和2年度：3,347世帯参加)
- 小学生や中学生・高校生を対象に地球にやさしい暮らし方をテーマにした絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に取り組んだほか、レジ袋削減に向けたマイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。
- 県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、「うつくしま、ふくしま。環境顕彰」として環境保全等取組に顕著な功績のあった2団体を顕彰しました。
- 環境創造センターにおいて、日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境研究所（NIES）と連携し、体験型の開所記念イベントや研究成果報告会を開催しました。また、JAEAとNIESのほか、県内において環境回復・環境創造のために活動する様々な団体と連携し、環境創造シンポジウムを開催しました。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

ア 自然景観や歴史的景観の保全、継承

県民や事業者、市町村の要請に応じ、各種専門家（建築、造園、土木、色彩等）を派遣する景観アドバイザー制度により、ハード整備やまちづくりに関する振興策など多岐にわたり助言を行いました。（景観アドバイザー派遣数1件）

イ 景観形成活動・環境美化活動の推進

- 電線地中化による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みました（令和2年度 無電柱化事業実施箇所数：7箇所）。
- 福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に対して助成を行い、散乱ごみ対策を促進しました（令和2年度 参加人数35,841人 ゴミの収集量371,484t）。

(3) 情報の収集・提供と発信

- 福島県環境基本条例及び福島県環境基本計画に基づき、「令和2年度版福島県環境白書」を作成しました。同白書では、令和元年度における本県の環境の状況と環境の保全・回復に関して講じた施策を中心に取りまとめ、環境審議会において報告するとともに、市町村等関係機関190箇所に送付したほか、ホームページ等により公表しました。

- ホームページで環境アドバイザー等派遣事業（環境アドバイザーを18回派遣、延べ585名受講）やせせらぎスクール指導者養成講座（2会場、延べ25名参加）等、環境教育・学習関連事業の情報提供などを行いました。
- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、国の総合モニタリング計画に基づき、空間線量率（22,806地点）、港湾・海面漁場（65地点）、日常食（23検体）などの放射線モニタリングを実施し、その結果についてホームページで広く発信しました。その結果等について、環境教育・学習としても広く活用しました。
- 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島の環境の現状に関する情報発信に取り組むとともに、季節毎等のイベントや週末の体験学習会を実施しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数は例年の半分程度となる44,260人にとどまりましたが、オンラインの活用やコミュタン福島をバーチャルで見学できる「おうちdeコミュタン」の配信を開始するなどの情報発信を行いました。



〈小学校児童の見学の様子〉

| 主な環境指標 | 実績値 (令和元年度) | 実績値 (令和2年度) | 目標値 (令和3年度) |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合（各年） | 56.3% | 42.6% | 100% |

<コメント等>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により県内全小学校の約4割にとどまった。

目標値の達成に向け、引き続き関係機関と連携し、県内小学校の利用促進に向けたPR活動等に取り組んでいく。

コラム

コミュタン福島に行こう！

「コミュタン福島」は、英語で親しく交わる（語り合う）という意味の“commune”と福島県のマスコットキャラクター“キビタン”を合わせてできた愛称で、県内の小学生（当時）が名付けてくれました。愛称からも想像できるように、「コミュタン福島」は、県民の皆様に原子力発電所事故からの復興へ向けての機運を高めていただくための交流の場なので、是非、「コミュタン福島」まで足を運んでいただき、展示を見学して、ワークショップに参加して、案内スタッフと大いに議論してほしいと思います。また、全球型のドームシアターの映像と音響は圧巻です。ご来館をお待ちしています。

コミュタン福島ウェブサイト <https://www.com-fukushima.jp/>



令和2年度よりオンラインを利用して、「コミュタン福島」の学習コンテンツを広く一般に提供するため、ウェブサイト「おうち de コミュタン」を公開しました。

「コミュタン福島」のバーチャル見学や展示室等の紹介動画、「コミュタン福島」で体験できる科学工作等の紹介動画を配信しています。是非ご覧ください。

おうち de コミュタンウェブサイト <https://www.com-fukushima.jp/uchi/>



▼ 課題

環境回復の推進と持続可能な社会の実現を図るために、県民、民間団体、事業者など全ての主体が自ら環境保全・回復活動に取り組むとともに、相互に連携・協働することがますます重要になっています。

また、多くの方に「コミュタン福島」に来館いただき、放射線や福島の環境について正しい理解を促進する必要があります。

◆ 今後の方向性

「福島県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等による環境保全・回復活動促進のため、環境アドバイザーの派遣等を引き続き実施していくとともに、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用した主体間の連携強化に取り組みます。

また、優れた自然環境の中で体験を伴う環境学習を推進するため、今後も尾瀬で行う環境学習や身近な河川で行うせせらぎスクール等、屋外での活動に対して支援していきます。

さらに、環境創造センター交流棟「コミュタン福島」を活用し、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及に取り組むとともに、福島の環境の現状について国内外に発信していきます。

第2章

環境指標の達成状況

第2章 環境指標の達成状況

指標の評価の考え方

令和2年度の実績値について、以下の考え方により評価を行う。

○ 評価の仕方

- 1 令和2年度の実績値が出ていれば、目標値との比較により評価。
- 2 令和2年度の実績値が出ていないもの、比較する数値が無いものは「-」（評価なし）とし、指標に関する現状の分析をする。

○ 評価の仕方

評価については、令和2年度目標値との比較における達成率¹により、「○」、「○」、「△」、「×」、「-」（評価なし）のいずれかで行うのを原則とする。ただし、実績値の推移等が著しく評価と乖離する場合には、これによらない。

| | |
|---|---|
| ○ | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の実績値が、令和2年度目標値に達しているもの。 (達成率：100%以上) |
| ○ | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の実績値が、令和2年度目標値に達していないが、今後、達成見込みがあるもの。 (達成率：80%以上～100%未満) |
| △ | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の実績値が、令和2年度目標値に達しておらず、今後も達成が困難な可能性が高いもの。 (達成率：70%以上～80%未満) |
| × | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の実績値が、令和2年度目標値に達しておらず、今後も特に達成が困難なもの。 (達成率：70%未満) |
| - | <ul style="list-style-type: none"> 比較する数値が無いもの。 |

※一部の指標は令和2年度実績値が出ていないため、それ以前の実績値で評価しています。

¹ ここでは、上昇又は維持を目指すものについては、「(実績値／目標値) × 100%」、減少を目指すものについては、「(目標値／実績値) × 100%」で算出した値とする。

第2章 環境指標の達成状況

環境指標の達成状況一覧

施策体系

| | 指標数 | ◎ | ○ | △ | × | - |
|---------------------------------------|-----|------|------|-----|------|----|
| I 環境回復の推進 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 1 放射性物質による環境汚染からの回復 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| (1) 環境放射線モニタリングの実施 | 2 | | | | | 2 |
| (2) 除染等の推進 | 4 | | | | | 4 |
| (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進 | 1 | 1 | | | | |
| 2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保 | 1 | | | | | 1 |
| II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現 | 60 | 15 | 10 | 3 | 16 | 16 |
| 1 低炭素社会への転換 | 12 | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 |
| (1) 温室効果ガス排出の抑制 | 8 | 1 | | 1 | 3 | 3 |
| (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用 | 2 | 2 | | | | |
| (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化 | 2 | | 2 | | | |
| (4) 福島新エネ社会構想の実現 | 0 | | | | | |
| 2 循環型社会の形成 | 15 | 3 | 1 | 0 | 3 | 8 |
| (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換 | 1 | 1 | | | | |
| (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用 | 6 | 1 | | | | 5 |
| (3) 廃棄物の適正な処理 | 4 | 1 | | | | 3 |
| (4) 環境と調和した事業活動の展開 | 4 | | 1 | | 3 | |
| 3 自然共生社会の形成 | 13 | 3 | 2 | 0 | 5 | 3 |
| (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい | 5 | 1 | 2 | | 2 | |
| (2) 有害鳥獣対策 | 1 | 1 | | | | |
| (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用 | 2 | 1 | | | 1 | |
| 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全 | 0 | | | | | |
| (4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全 | 2 | | | | 1 | 1 |
| (5) 猪苗代湖等の水環境保全 | 3 | | | | 1 | 2 |
| 4 良好的な生活環境の確保 | 11 | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策 | 7 | 3 | 2 | 2 | | |
| (2) 化学物質の適正管理等 | 3 | 2 | | | 1 | |
| (3) 公害紛争等の対応 | 1 | | | | 1 | |
| (4) 環境と調和した事業活動の展開 | 0 | | | | | |
| 5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | 9 | 1 | 3 | 0 | 3 | 2 |
| (1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築 | 6 | 1 | 2 | | 2 | 1 |
| (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 | 2 | | 1 | | 1 | |
| (3) 情報の収集・提供と発信 | 1 | | | | | 1 |
| 合計 | | | | | | |
| 再掲除< | | | | | | |
| | 68 | 16 | 10 | 3 | 16 | 23 |
| | 割合% | 35.6 | 22.2 | 6.7 | 35.6 | |
| | 66 | 16 | 9 | 3 | 15 | 23 |
| | 割合% | 37.2 | 20.9 | 7.0 | 34.9 | |

〈コメント〉

- 達成率70%以上（◎○△）の指標は、評価対象指標全体の約65%の状況である。
- 達成率が70%未満（×）の約35%の指標も含め、引き続き、達成率の向上を目指し取り組む必要がある。
- なお、個別の指標毎の分析結果については、次以降を参照。

第2章 環境指標の達成状況

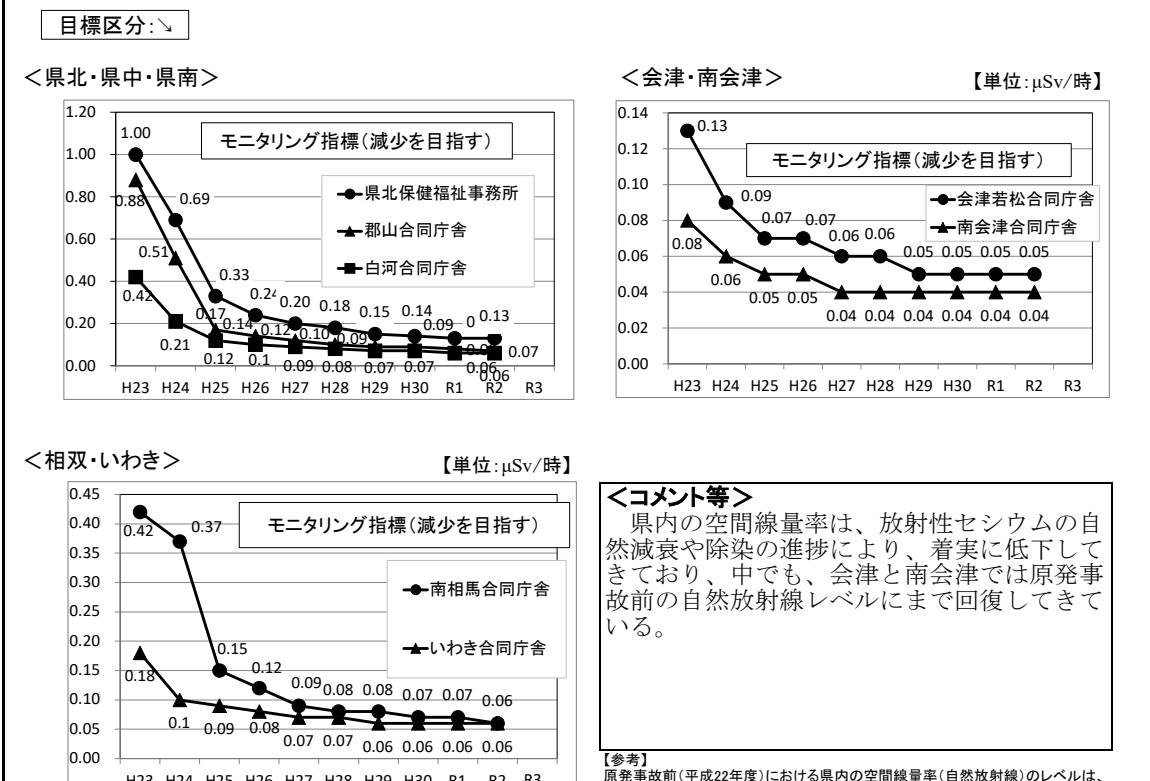
令和2年度における環境指標等の達成状況について、第4次（改定）環境基本計画（平成29年3月改定）の施策体系に沿って示します。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

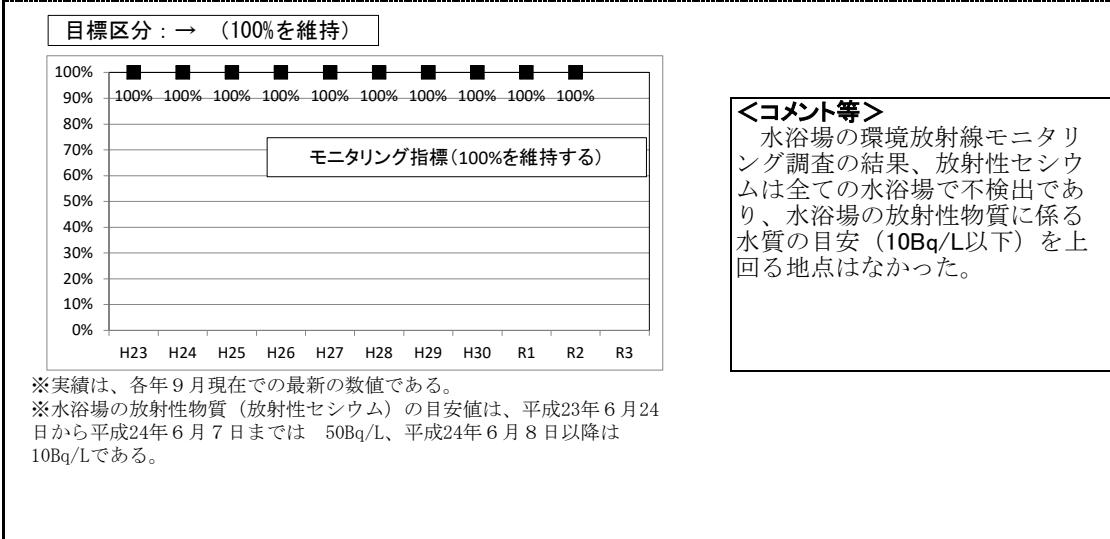
(1) 環境放射線モニタリングの実施

○環境指標1 環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率) 【関連資料：資料編 データ集 資料1】【担当：放射線監視室】



※実績は全て、各年9月の平均値である。

○環境指標2 水浴場の放射性物質基準適合率 【関連資料：資料編 データ集 資料3】【担当：放射線監視室】



(2) 除染等の推進

○環境指標3 除染特別地域における住宅等除染の進捗率(計画棟数に占める実績棟数の割合) 【関連資料：資料編 データ集 資料4】【担当：除染対策課】

目標区分：↗

| 目標値 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------------------------|--|--|--|---|---|
| 実施率 (※ ¹) | — | 100% | 100% | 100% | 100% |
| | 田村市:99% 檜葉町:38% 川内村:100% 飯館村:1% | 田村市:100% 檜葉町:100% 川内村:100% 大熊町:100% 飯館村:9% 川俣町:17% 葛尾村:59% 南相馬市:— 富岡町:0.1% 浪江町:0.6% | 田村市:100% 檜葉町:100% 川内村:100% 大熊町:100% 飯館村:96% 川俣町:100% 葛尾村:100% 南相馬市:8% 富岡町:24% 浪江町:11% | 田村市:100% 檜葉町:100% 川内村:100% 大熊町:100% 飯館村:100% 川俣町:100% 葛尾村:100% 南相馬市:88% 富岡町:100% 浪江町:48% 双葉町:100% | 田村市:100% 檜葉町:100% 川内村:100% 大熊町:100% 飯館村:100% 川俣町:100% 葛尾村:100% 南相馬市:100% 富岡町:100% 浪江町:100% 双葉町:100% |

*除染特別地域は、国が除染実施計画を策定し、除染を進める地域(11市町村)。

※1住宅除染の計画棟数(※²)に占める実績棟数の割合を記載している。

※²住宅、道路、農地、森林のうち、住宅を代表的な指標として選定している。なお原則として、宅内の母屋と附属室をそれぞれ1棟とするなど、家屋ごとにカウントしている。

※³全体計画数に対する累計の進捗率を実績値としている。指標設定時と実績値のとらえ方が異なっているため目標の達成状況を「—」としている。

目標値の達成状況

—(※³)

コメント等

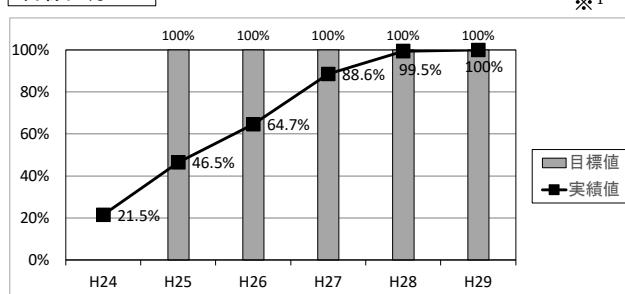
除染特別地域に指定されている11市町村(田村市、檜葉町、川内村、大熊町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町、浪江町、双葉町)の面的除染は、帰還困難区域を除き、平成28年度末までに全て終了した。

帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域整備のための除染が6町村(大熊町、飯館村、葛尾村、富岡町、浪江町、双葉町)で実施されている。

*指標は目標値の達成状況にて評価している。詳しくはP.40に記載している。

○環境指標4 市町村除染地域における住宅除染の進捗率(計画戸数に占める実績戸数の割合) 【関連資料：資料編 データ集 資料5、資料6】【担当：除染対策課】

目標区分：↗



※¹

目標値の達成状況

—(※³)

コメント等

市町村除染地域における住宅の面的除染は、平成29年度末までに全て終了した。

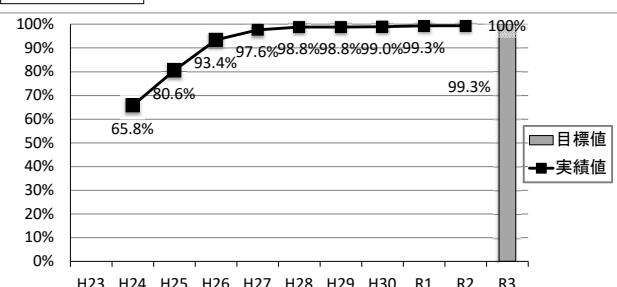
※1実績値については、各年度末時点での累計の進捗率を記載している。
住宅除染の計画戸数(※²)に占める実績戸数の割合を記載している。

※²住宅、公共施設、道路、農地、森林のうち、住宅を代表的な指標として選定している。なお原則として、宅内に複数家屋がある場合も合わせて1戸とするなど、宅地毎にカウントしている。

※³全体計画数に対する累計の進捗率を実績値としている。指標設定時と実績値のとらえ方が異なっているため目標の達成状況を「—」としている。

○環境指標5 汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)等のモニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合 【関連資料：データ集 資料7】【担当：除染対策課】

目標区分：↑



※実績値は、各年9月の平均値である。

目標値の達成状況

—

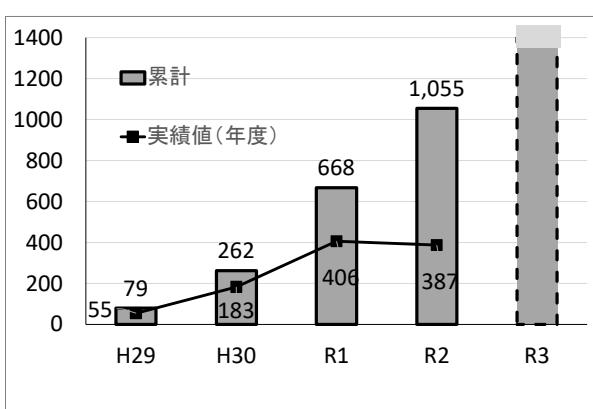
<コメント等>

モニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合は、平成24年度は65.8%だったが、令和2年度では99.3%と上昇している。

○環境指標6 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送量(累計)【担当：中間貯蔵施設等対策室】

目標区分：↑

【単位:万m³】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

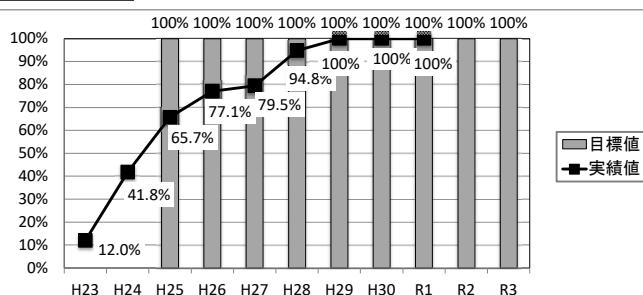
これまでに対象52市町村のうち33市町村の輸送が完了し、残り19市町村からの輸送が進められている。

今年度末までに帰還困難区域を除き県内に仮置きされている除去土壌等の概ねの搬入完了を目指している。

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

○環境指標7 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率 【関連資料：資料編 データ集 資料8】【担当：一般廃棄物課】

目標区分：↑



目標値の達成状況



<コメント等>

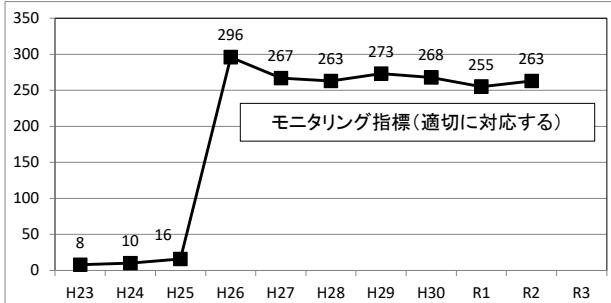
国が処理を行う地域の市町村を除き、平成29年度に処理が完了した。

今後とも国による処理の加速化に向け連携を図っていく必要がある。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

○環境指標8 原子力発電所現地確認調査回数【担当：原子力安全対策課】

【単位：回】



<コメント等>

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策や1号機建屋カバー解体に向けた作業などの廃炉に向けた取組、汚染水漏えいなどのトラブルの対応状況等について、その都度、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、作業状況等を確認した。

※1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく立入調査等の回数である。

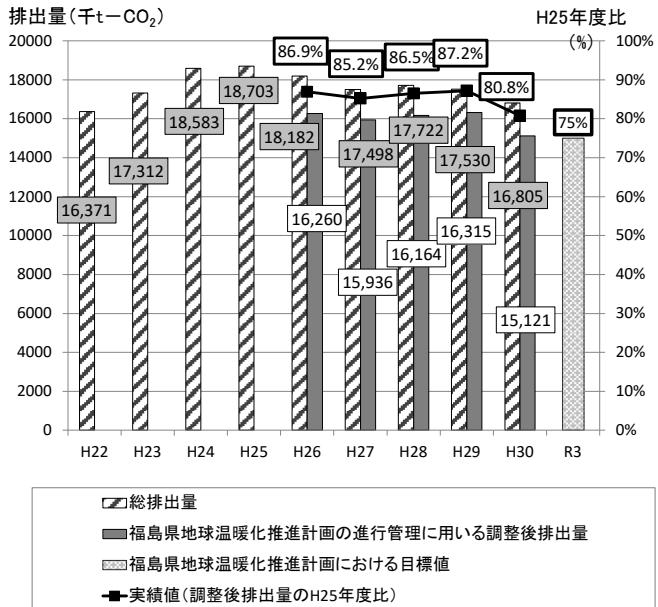
第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出の抑制

○環境指標9 温室効果ガス排出量(H25年度比)
○関連資料 温室効果ガスの総排出量と伸び率 【資料編 データ集 資料10】【担当:環境共生課】

目標区分: - (数値がより低いことが望ましい)



目標値の達成状況

-

<コメント等>

基準年度（平成25年度）比及び前年度（平成29年度）比ともに、省エネ等によるエネルギー使用量の減少や電気事業者の電力の排出係数の改善等により減少となった。

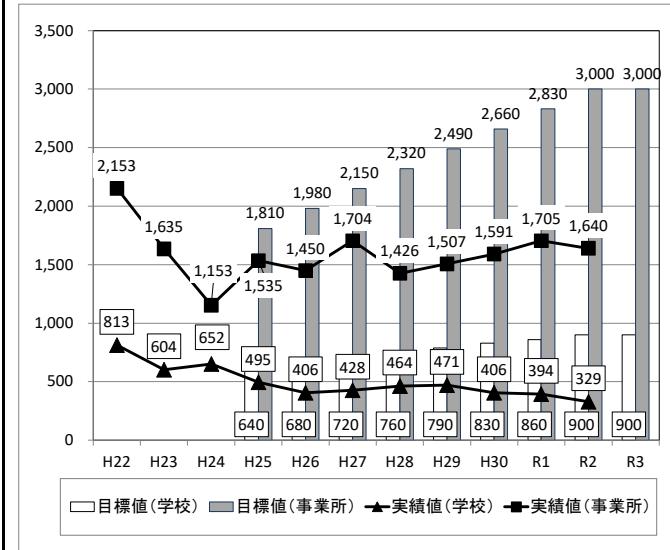
※平成29年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」では、基準年度（H25）の総排出量と調整後排出量の比較によって進行管理を行っている。

※調整後排出量とは、総排出量に森林吸収量や再生可能エネルギー導入量等を反映させたものをいう。

○環境指標10 「福島議定書」事業参加団体数 【関連資料：資料編 データ集 資料11】
【担当:環境共生課】

目標区分: ↗

【単位:団体】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

関係機関への訪問活動等により参加団体拡大に向けて取り組んだものの、新型コロナウイルス感染症も影響して参加団体は事業所及び学校共に減少した。

今後は、県政広報枠の最大限の活用等を検討するとともに、冊子やweb媒体等により優良事例の紹介を広く展開していく。

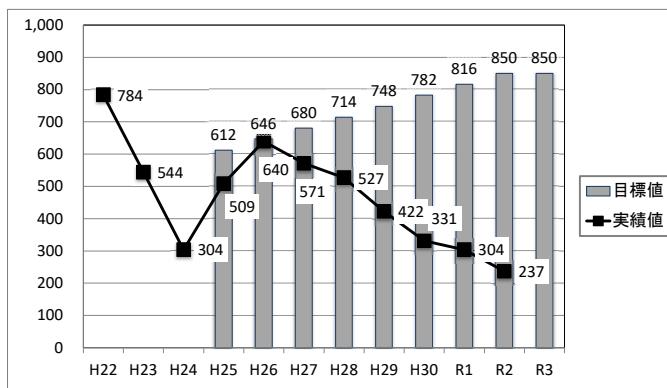
あわせて、コロナ禍でも実施できるマイバック持参によるプラスチックごみ対策や、適応策としての排水溝の掃除などを分かりやすく例示するとともに、SDGsとの関連付けを行い、引き続き関係機関への呼びかけや訪問を実施することにより、参加団体拡大に取り組んでいく。

※達成状況については、学校と事業所の平均達成状況で評価している。

○環境指標11 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数【担当:環境共生課】

目標区分:↗

【単位:回】



目標値の達成状況

×

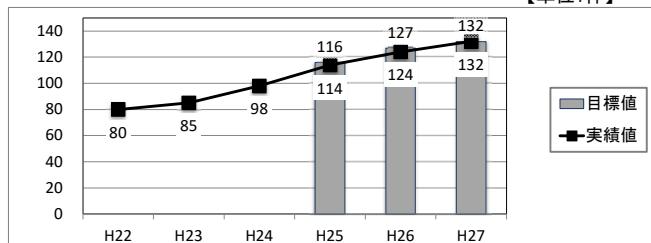
<コメント等>

新型コロナウイルス感染症も影響して活動回数は減少した。今後は、推進員同士での意見交換会の実施や、地球温暖化防止活動推進センターの持つNPO法人や環境関連団体とのネットワークを活用し、活動の場の拡大及び新規委嘱希望者の掘り起こしを行い、活動の活性化を図る。

○環境指標12 県有建築物の環境性能診断件数【担当:営繕課】

目標区分:↗

【単位:件】



目標値の達成状況

◎

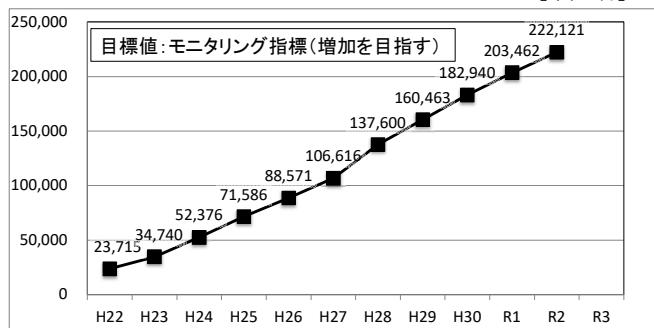
<コメント等>

平成27年度に、計画対象132施設全ての診断を完了した。

○環境指標13 低公害車(次世代自動車)の普及台数【関連資料:資料編 データ集 資料12】
【担当:環境共生課】

目標区分:↗

【単位:台】



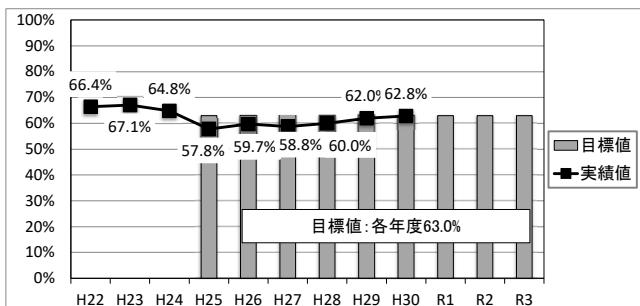
<コメント等>

低公害車(次世代自動車)は、国による導入補助制度や減税政策等により普及が進んでいく。

※次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等を指す。集計区分の変更に伴い、平成24年度から次世代自動車の普及台数としている。

○環境指標14 営業用貨物自動車輸送トン数比率【担当:生活環境総務課】

目標区分: - (数値がより高いことが望ましい)



目標値の達成状況

-

<コメント等>

令和元年度から都道府県単位での公表なし。

【参考】

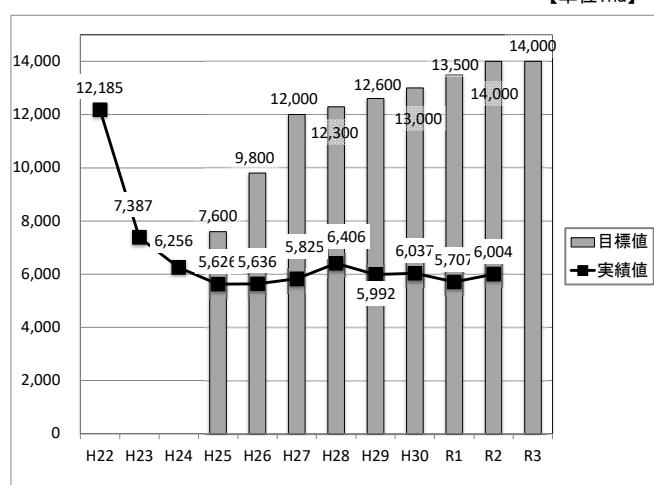
令和元年度
地方運輸局別 営業用貨物自動車輸送トン数比率 東北: 65.6%

※年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合である。

○環境指標15 森林整備面積【担当: 森林計画課、森林整備課】

目標区分: ↗

【単位:ha】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

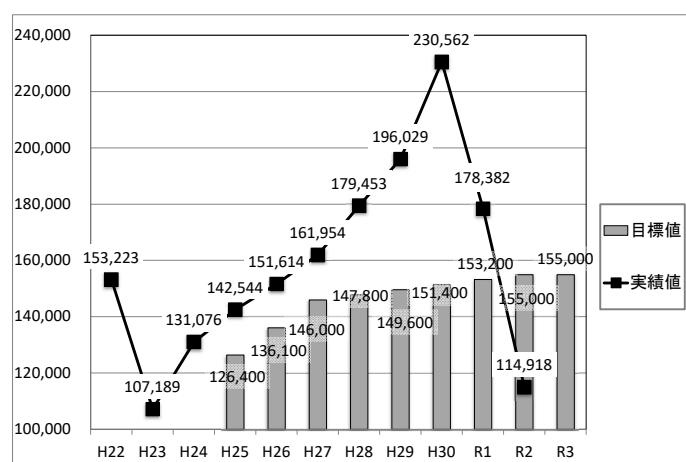
原発事故による放射性物質の影響から森林所有者等による森林整備が震災前の水準まで回復していない。

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種事業により、森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備などを図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

○環境指標16 森林づくり意識醸成活動の参加者数【担当: 森林保全課】

目標区分: ↗

【単位:人】



目標値の達成状況

△

<コメント等>

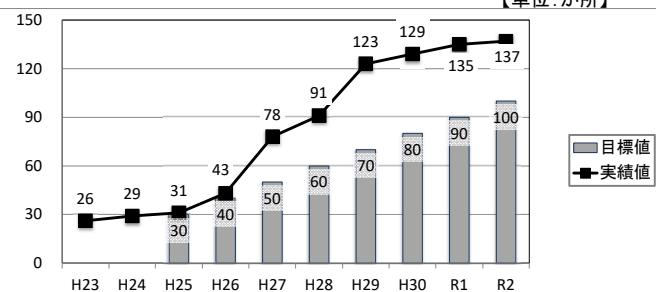
震災の影響により平成23年度の参加者は減少したものの、その後は増加し、平成30年度には全国植樹祭を始めとする森林づくり活動により23万人まで増加した。令和元年度は東日本台風の影響で減少したものの、全国植樹祭前の水準を維持していた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により森林づくりイベントの中止や規模縮小を余儀なくされ、参加者数が減少した。全国植樹祭を契機に高まった森林づくり活動の機運を一過性にすることなく継続していくため、今後も森林づくり活動の支援を行い、更なる参加者の増大を図る。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

環境指標17 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数(累計)【担当:エネルギー課】

目標区分: ▾

【単位:か所】



目標値の達成状況



<コメント等>

相馬支援学校、水産海洋研究センターに、新たに再生可能エネルギー設備を導入した。

○環境指標18 再生可能エネルギーの導入量(一次エネルギーに占める割合)【担当:エネルギー課】

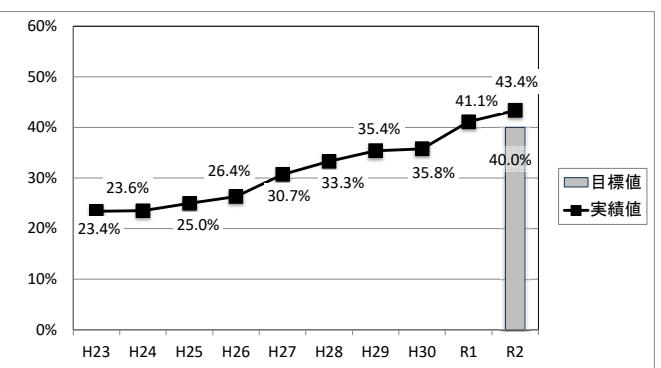
目標区分: ▾

目標値の達成状況



<コメント等>

令和2年度中間目標の40%を達成しました。「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現に向けては更なる再生可能エネルギーの導入が必要であるため、現在進めている阿武隈地域等における共用送電線整備事業を確実に実施するなど、引き続き導入推進に努めます。

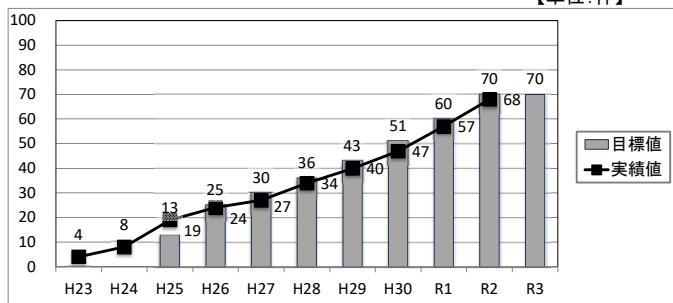


(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

○環境指標19 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数(累計)【担当:次世代産業課】

目標区分:↗

【単位:件】



※目標値は、平成25年度からの累計である。

目標値の達成状況



<コメント等>

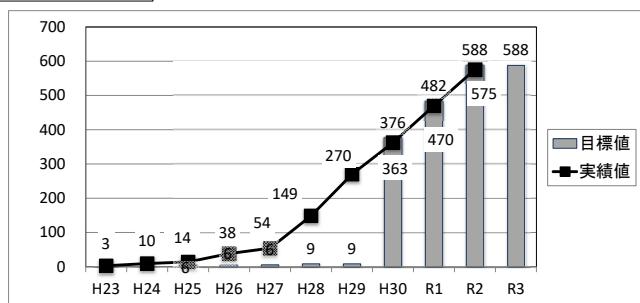
再生可能エネルギー発電設備や関連部品製造工場等の立地は着実に増加している。

引き続き、各種優遇制度や技術開発支援、事業化に向けた取組の支援を行うとともに、県総研福島再生可能エネルギー研究所やエネルギーエージェンシーふくしまと連携を図りながら、新規参入や事業拡大を目指す企業の掘り起こしを行うなど、関連産業の育成・集積を推進していく。

○環境指標20 再生可能エネルギー関連の产学研官共同研究実績件数(累計)【担当:次世代産業課】

目標区分:↗

【単位:件】



※目標値について、福島県商工業振興基本計画における目標値の上方修正を反映させている。

目標値の達成状況



<コメント等>

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、県や県総研福島再生可能エネルギー研究所による研究開発への支援などにより、产学研官の共同研究実績件数は着実に増加している。

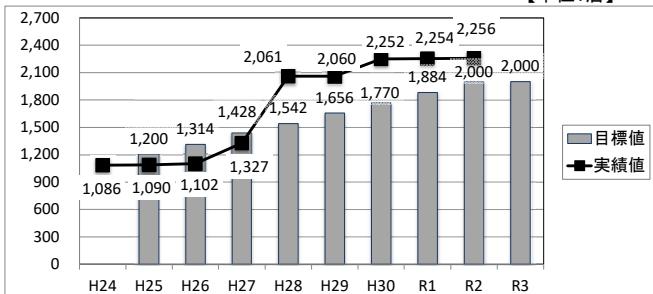
2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

○環境指標21 マイバッグ推進デー協力店【担当:環境共生課】

目標区分: ↗

【単位:店】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

目標値は達成したが、新たな事業者の参加が得られるよう、普及啓発に努める。

※県では毎年8日、9日をマイバッグ推進デーとして、この取組に協力していただける店舗を「マイバッグ推進デー協力店」として登録している。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

○環境指標22 一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)

○関連資料 ごみ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移

【資料編 データ集 資料13】【担当:一般廃棄物課】

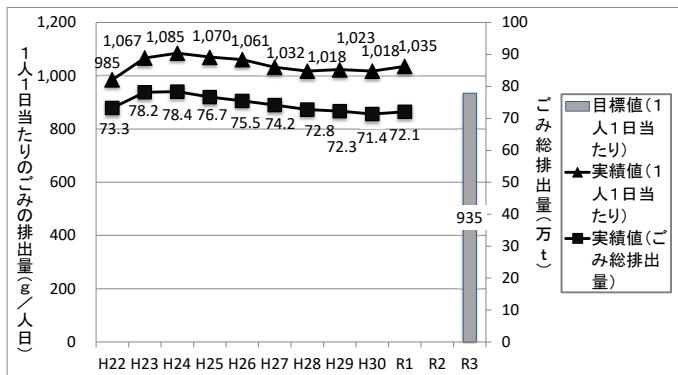
目標区分: ↗

目標値の達成状況

—

<コメント等>

平成23年度より東日本大震災の影響で大きく増加し、その後、平成25年度以降は減少傾向にあるが、震災前の水準には戻っておらず、令和元年度は全国ワースト2位となっており、更なるごみの減量化の促進を図る必要がある。
図では除染廃棄物の処理量は除外している。



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定

○環境指標23 産業廃棄物の排出量【担当:産業廃棄物課】

目標区分: —

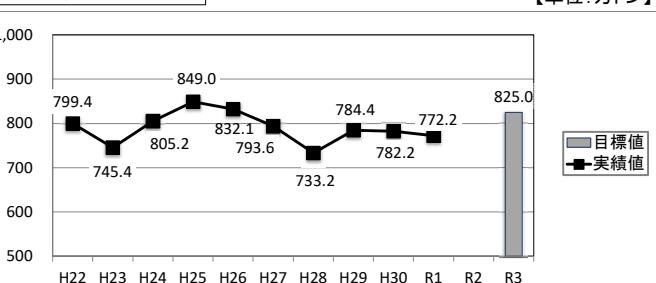
【単位:万トン】

目標値の達成状況

—

<コメント等>

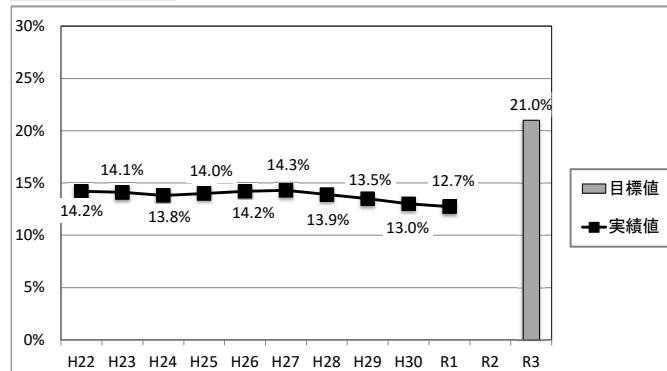
平成27年度以降、目標値を達成しており、近年は横ばい傾向にある。今後も更なる産業廃棄物の排出抑制の促進に向け取り組んでいく。



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定
(平成27年3月)を反映させている。

○環境指標24 一般廃棄物のリサイクル率【担当:一般廃棄物課】

目標区分:↗



目標値の達成状況

—

<コメント等>

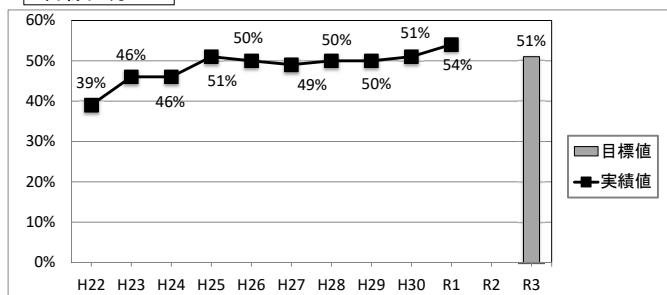
平成27年以降下降傾向にあり、更なるリサイクルの推進が必要である。

なお、近年増加している店頭回収等の量を合わせると令和元年度は20.7%となっている。

図では除染廃棄物の処理量は除外している。

○環境指標25 産業廃棄物の再生利用率【担当:産業廃棄物課】

目標区分:↗



目標値の達成状況

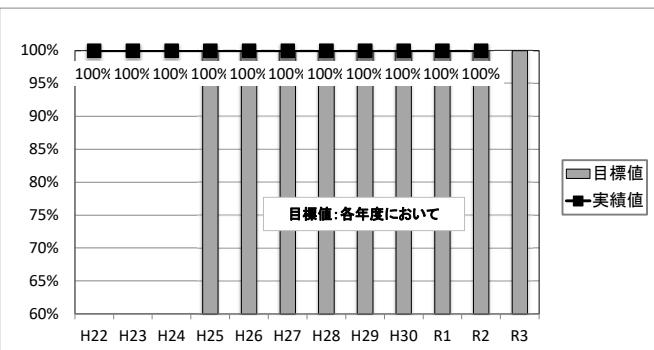
—

<コメント等>

平成30年度、令和元年度は目標値を達成している。今後も更なる産業廃棄物の再生利用促進に向け取り組んでいく。

○環境指標26 建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)【担当:技術管理課】

目標区分:→ (100%を目指す)



目標値の達成状況



<コメント等>

アスファルト塊・コンクリート塊については、再資源化施設（中間処理施設）へ搬出することを原則としているため、リサイクル率の目標値を毎年達成している。

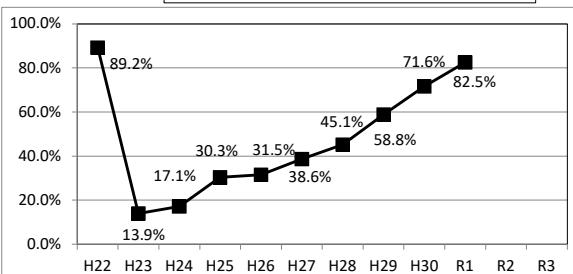
今後も引き続き建設副産物の確実なリサイクルの促進に取り組む。

※県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト塊・コンクリート塊）のリサイクル率である。

○環境指標27 下水汚泥リサイクル率【担当:下水道課】

目標区分:↑

モニタリング指標(上昇を目指す)



<コメント等>

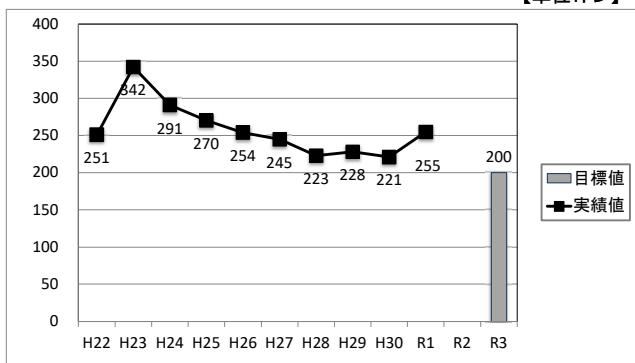
下水汚泥に放射性物質が含まれ、リサイクルが困難であったが、放射能濃度の低下と共に受け入れ先が確保され、リサイクル率が上昇している。

(3) 廃棄物の適正な処理

○環境指標28 一般廃棄物最終処分場埋立量(1日当たり)【担当:一般廃棄物課】

目標区分: ↓

【単位:トン】



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させている。

目標値の達成状況

—

<コメント等>

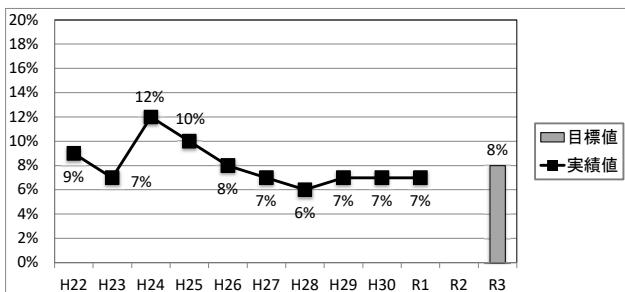
平成23年度に東日本大震災の影響で大きく増加したが、平成24年度以降は減少傾向となっている。

また、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に努める必要がある。

平成23年度以降の値は最終処分場での焼却灰の保管量が含まれている。

○環境指標29 産業廃棄物最終処分率【担当:産業廃棄物課】

目標区分: ↓



※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させている。

目標値の達成状況

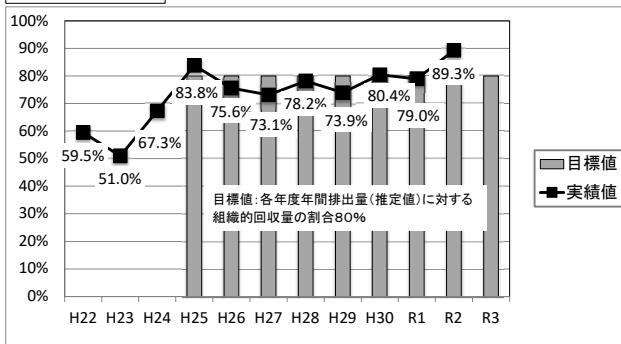
—

<コメント等>

平成26年度以降、目標値を達成しており、横ばい傾向にある。今後も更なる産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向け取り組んでいく。

○環境指標30 農業用使用済プラスチック組織的回収率【担当:環境保全農業課】

目標区分: ↗



目標値の達成状況

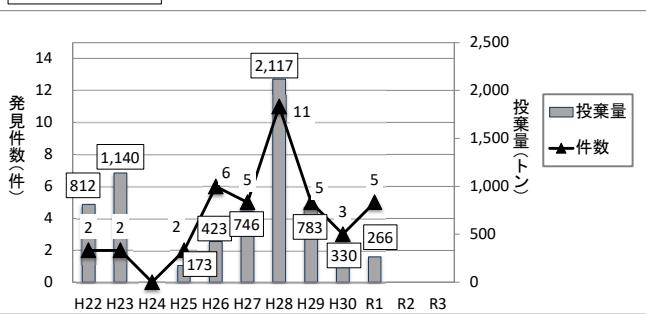


<コメント等>

原発事故以降、放射性物質による汚染の懸念から回収が滞っていたが、平成25年度以降は順調に回収が進んでいる。

○環境指標31 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量
【関連資料: 資料編 データ集 資料20】【担当:産業廃棄物課】

目標区分: ↗



目標値の達成状況



<コメント等>

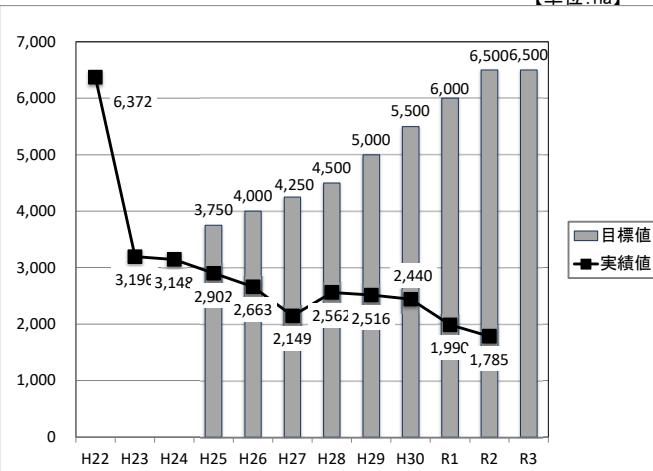
不法投棄は撲滅に至っておらず、不法投棄発見件数及び投棄量は年度毎に変動がある。今後も不法投棄の未然防止のため、監視、啓発等に取り組んでいく。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

○環境指標32 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積【担当:環境保全農業課】

目標区分: ↗

【単位:ha】



目標値の達成状況

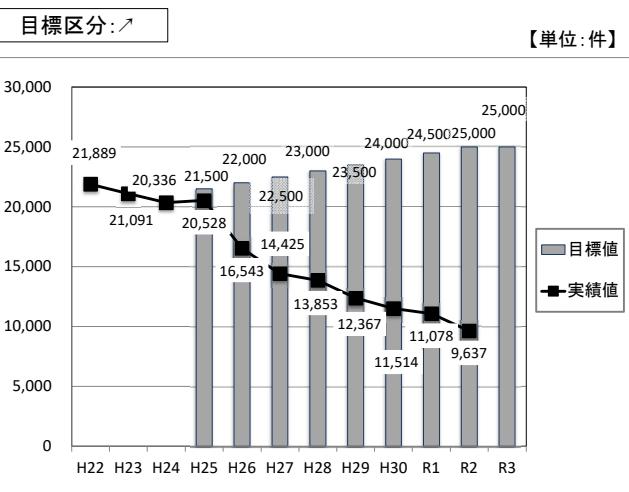


<コメント等>

高齢化等により県全体の就農者、作付面積が減少しており、さらに原発事故による風評等を理由に中断するケースもあることから、認証面積は減少傾向にある。なお、平成27年は有機質肥料の偽装事件が発生し、一時的に認定数が減少。

今後は、環境保全型農業直接支払交付金等を活用しながら、組織的な取組の推進等により、特別栽培農作物の作付拡大を図る。

○環境指標33 エコファーマー認定件数【担当:環境保全農業課】



目標値の達成状況

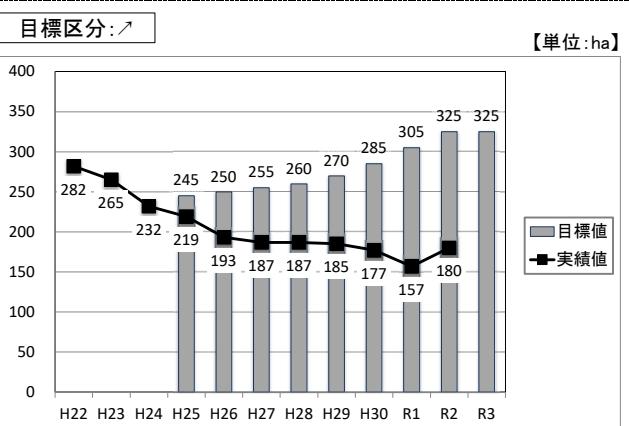
×

<コメント等>

エコファーマーの目的（土壤分析に基づく適正施肥、環境への負荷軽減等）は、一定程度農業者に浸透したと思われるが、高齢化等により県全体の就農者、作付面積が減少しており、さらに原発事故による風評等を理由に中断するケースもあることから、更新要件（前回計画の目標値を上回る目標設定等）を満たすことができない等の理由から認定者数が伸び悩んでいる。

農業者を中心に啓発や研修を行い、認定件数の増加を図る。

○環境指標34 有機農産物の作付面積【担当:環境保全農業課】



目標値の達成状況

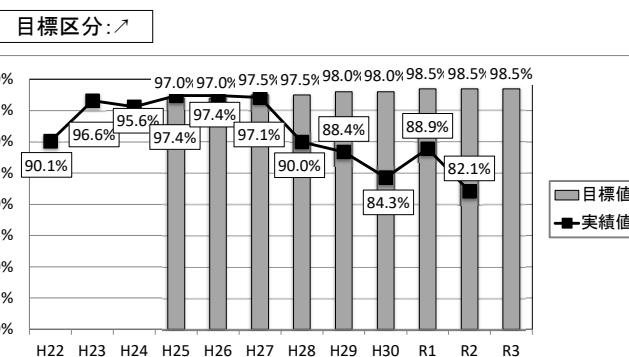
×

<コメント等>

高齢化等により県全体の就農者、作付面積が減少しており、さらに原発事故による風評等を理由に中断するケースもあることから、有機農産物の作付面積は減少傾向にある。

今後は、有機JAS認証取得支援、施設・機械の導入支援、新技術の開発・普及等を行い、有機農産物の生産拡大や新たな販路確保を図る。

○環境指標35 県機関におけるグリーン購入割合【担当:環境共生課】



目標値の達成状況

○

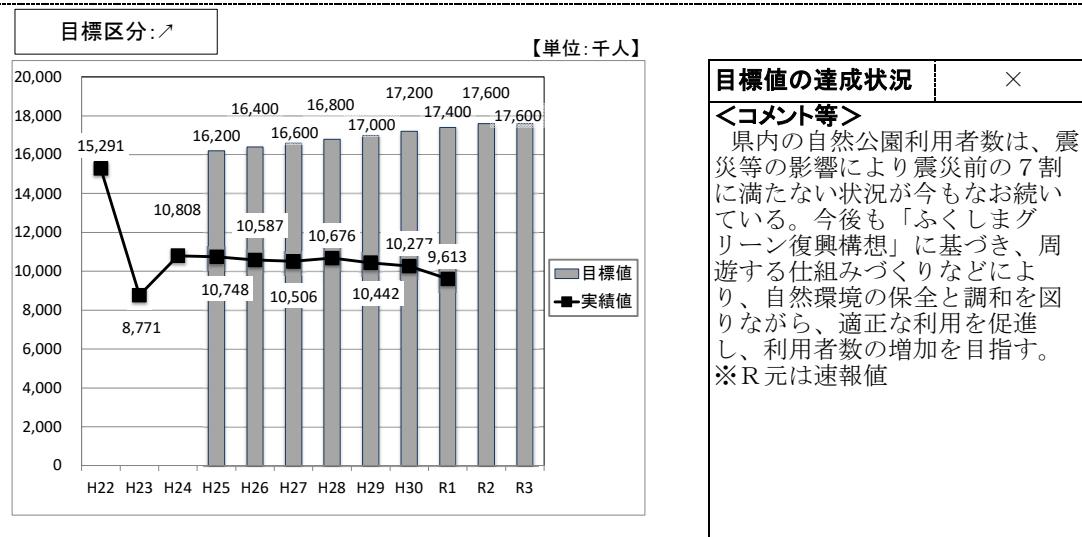
<コメント等>

コロナ対策として、納期や予算の都合でグリーン購入に適合しない調達が多かったため、実績値が低下した。引き続き、グリーン購入の推進について府内での周知を図る。

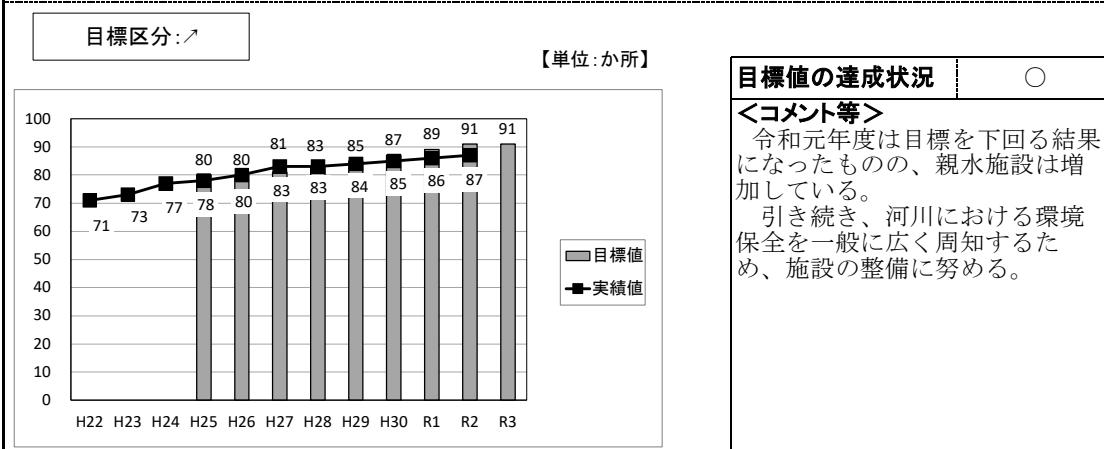
3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

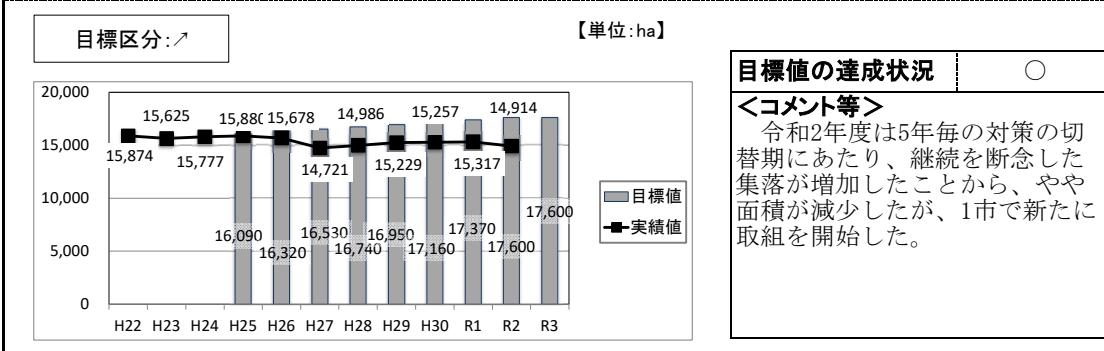
○環境指標36 自然公園の利用者数【関連資料：資料編 データ集 資料23】【担当：自然保护課】



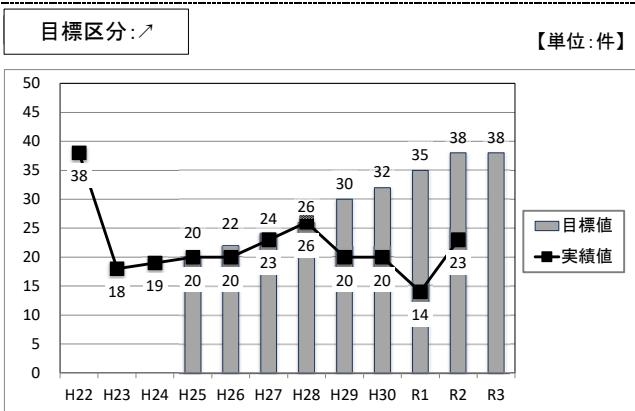
○環境指標37 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)【担当：河川整備課】



○環境指標38 中山間地域等における地域維持活動を行う面積【担当：農村振興課】



○環境指標39 上下流連携による源流域保全活動事例数【担当:復興・総合計画課】



目標値の達成状況

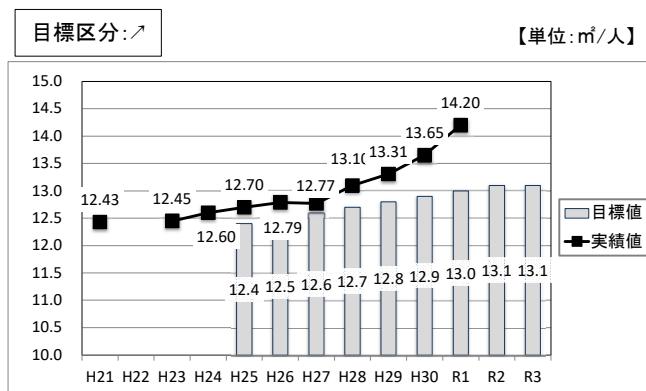
×

<コメント等>

東日本大震災の影響により半数以下に減少した活動事例数は、震災後増加傾向にあったが、平成29年度に減少に転じ、目標を下回っている。

水辺における活動へ安心して参加できる環境づくりや若い世代の参画による水環境活動の活性化を進めていく。

○環境指標40 一人当たりの都市公園面積 【関連資料:資料編 データ集 資料33】
【担当:まちづくり推進課】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

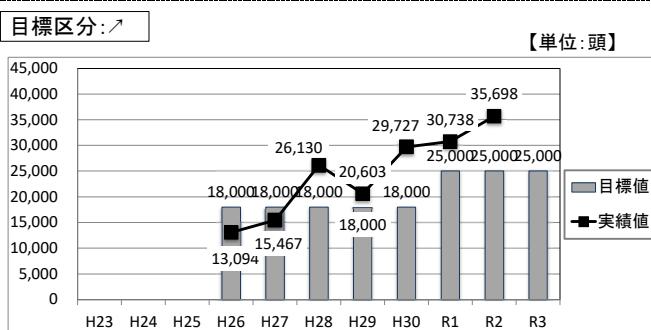
平成29年度末と比較して、一人当たり都市公園面積は約0.41m²/人增加了。

都市公園は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等に資することから、都市における緑とオープンスペースとして、引き続き整備に努めていく。

※都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除した数値である。
※都市公園の合計面積は、避難指示区域等の面積も含む。

(2) 有害鳥獣対策

環境指標41 イノシシの年間捕獲頭数【担当:自然保護課】



目標値の達成状況



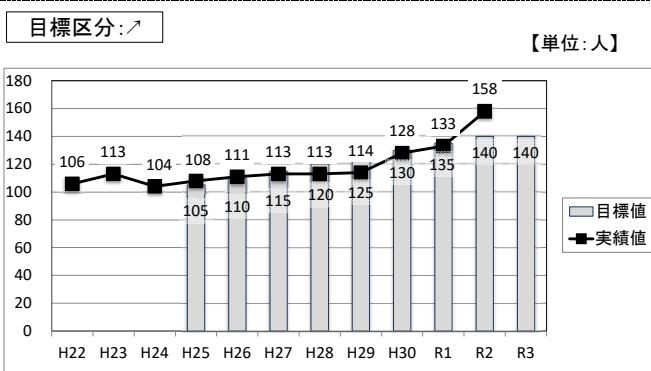
<コメント等>

平成27年度途中から県による直接捕獲が新たに始まつたこともあり、平成28年度以降は目標とする年間捕獲頭数を達成している。

※R2速報値

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

○環境指標42 野生動植物保護サポーター登録数【担当:自然保護課】



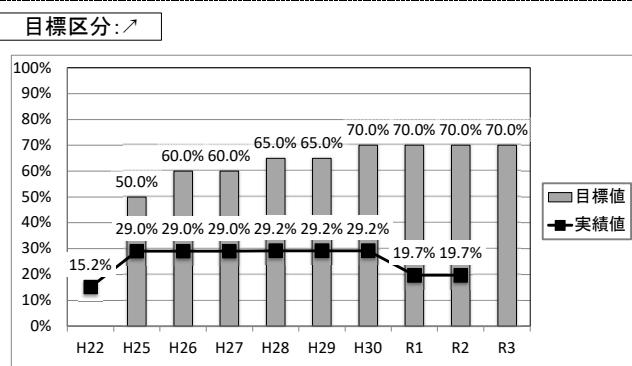
目標値の達成状況



<コメント等>

東日本大震災の影響で平成24年度は減少したものの、徐々に震災前の登録数まで戻っている。今後は、サポーターの高齢化を踏まえ、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集期間や広報の方法などを見直さらなる工夫を行っていく。

○環境指標43 生物多様性について理解している人の割合【担当:自然保護課】



目標値の達成状況



<コメント等>

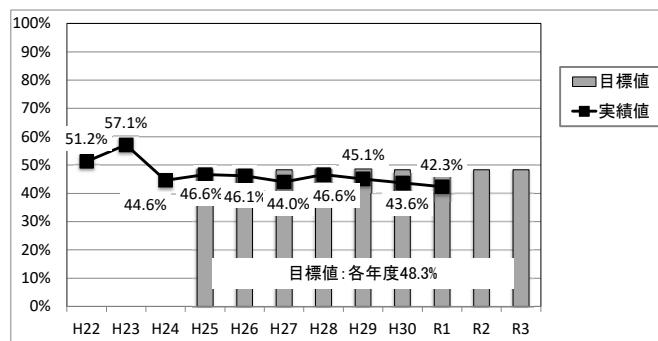
令和元年度の県政世論調査によると生物多様性について理解している人の割合は減少している。

環境創造センター等環境教育施設での展示やHPの内容を充実させ、より興味を持つもらうようなものに更新する。また、パンフレット・ポスター等を作成し、生物多様性という言葉に触れる機会を創出することを検討していく。(次回調査は令和4年度実施予定。)

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

○環境指標44 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合【担当: 自然保護課】

目標区分: →



目標値の達成状況

—

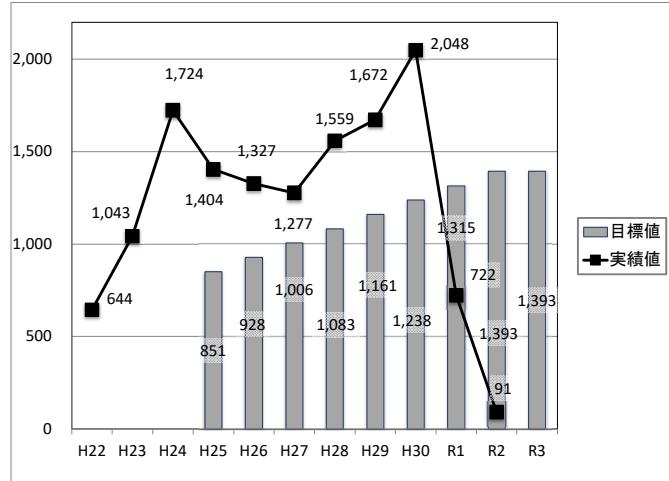
<コメント等>

令和2年度公表なし。

○環境指標45 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数【担当: 自然保護課】

目標区分: ↗

【単位: 人】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、自然解説等のプログラムのほとんどを中止したため、平成22年度以降で最も少ない参加者数となつた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に講じたうえで、インターパリテーションの内容についても工夫し、公園利用者がプログラムに参加できるよう取組を進める。

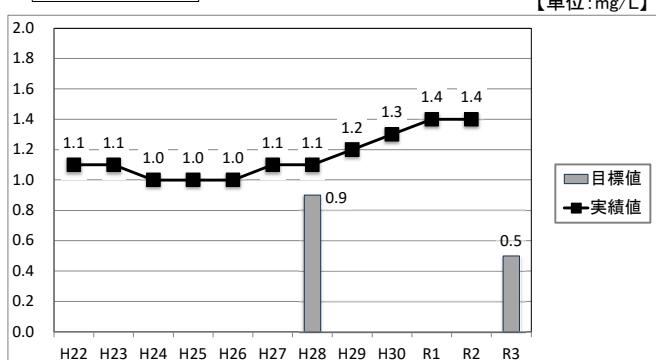
インターパリテーション：訪れる人々に対し、職員が自然やそれを守る取り組みなどをわかりやすく紹介し、その理解を深めてもらうこと。

(6) 猪苗代湖等の水環境保全

○環境指標46 猪苗代湖のCOD値【関連資料: 資料編 データ集 資料50】【担当: 水・大気環境課】

目標区分: ↗

【単位: mg/L】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

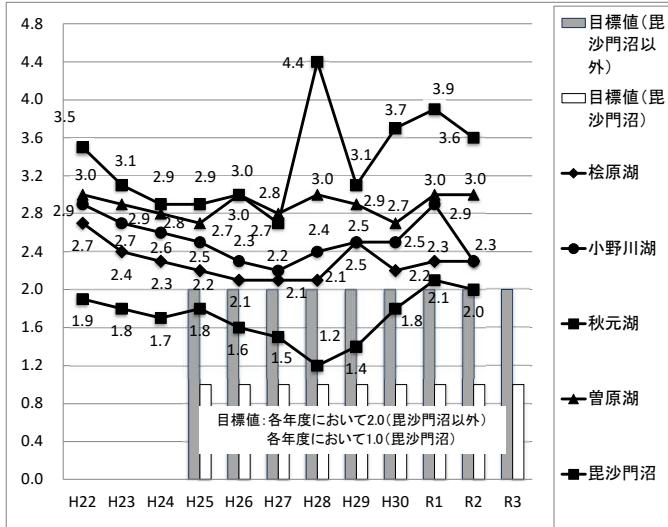
近年、増加傾向が見られ、水質悪化の懸念がされるため、水質汚濁の要因となるヒシ等の水生植物の効率的な回収などを推進する。

また、環境創造センターでCOD上昇の原因の解明などの調査研究を行っている。更なる汚濁負荷低減策を検討し水質向上を目指す。

※環境基準値は3.0mg/Lである。

○環境指標47 裏磐梯湖沼群のCOD値【関連資料：資料編 データ集 資料50】【担当：水・大気環境課】

目標区分：▲



目標値の達成状況

×

<コメント等>

令和2年度は3湖沼で減少傾向が見られた。人為的な汚濁源が少ないとことから、引き続き水質の監視に努めていく。

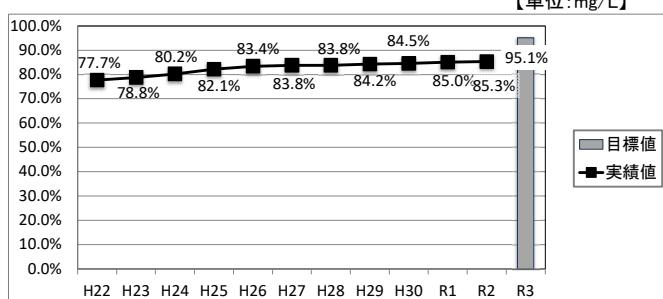
※達成状況については、湖沼毎の達成状況の平均値で評価している。

○環境指標48 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の汚水処理人口普及率※【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗

※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合である。

【単位:mg/L】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

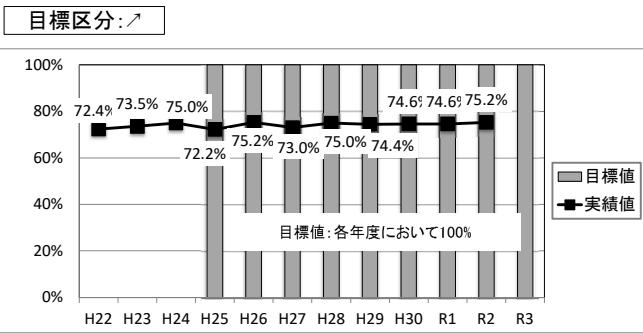
汚水処理人口普及率は年々上昇している。
普及啓発等を引き続き実施するとともに関係機関等と連携を強化し、目標値達成を目指す。

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

○環境指標49 大気環境基準達成率 【関連資料：資料編 データ集 資料38】
 ○関連資料 主な大気汚染物質年平均濃度の推移 【資料編 データ集 資料39】
 【担当：水・大気環境課】

<大気環境基準達成率>



※大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定期において、環境基準を達成した割合である。

目標値の達成状況

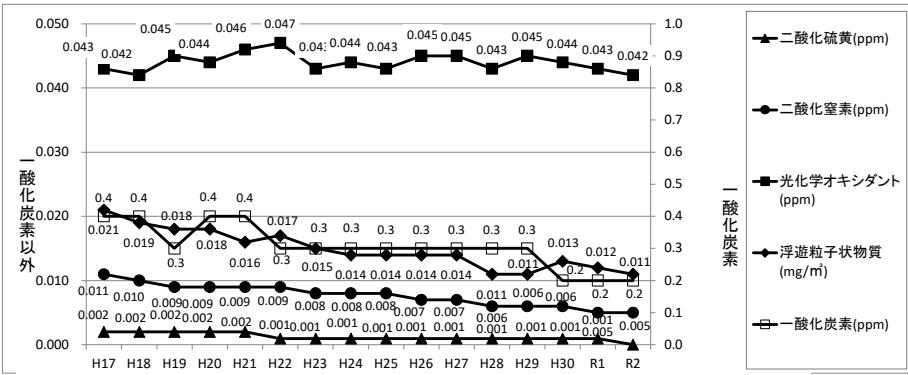


<コメント等>

達成率が70%台で推移しているのは、光化学オキシダントの環境基準未達成によるものであり、これは全国的な傾向である。国の光化学オキシダント調査検討会において、現象解明を進めている。

現象解明状況を継続注視し、注意報発令時の適切な対応を図っていくことが不可欠である。

<主な大気汚染物質年平均濃度の推移>

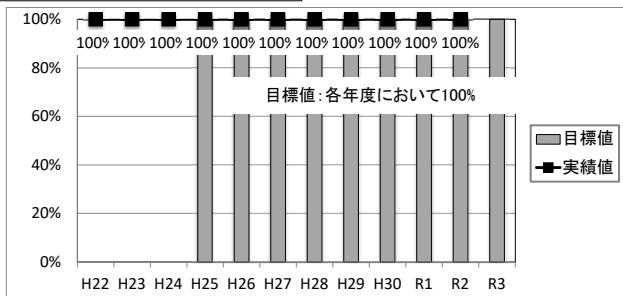


※ここでの年平均値は各測定期の年平均値合計を全測定期で除したものである。

○環境指標50 大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)

【関連資料：資料編 データ集 資料40、資料41】【担当：水・大気環境課】

目標区分: → (100%を維持)



目標値の達成状況

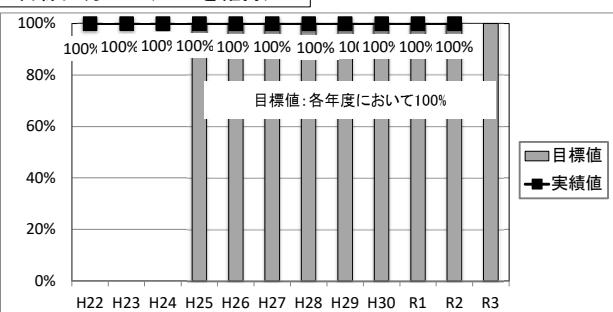


<コメント等>

県内の有害大気汚染物質の環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標51 水質環境基準達成率(健康項目) 【関連資料：資料編 データ集 資料45】
【担当：水・大気環境課】

目標区分:一 (100%を維持)



目標値の達成状況



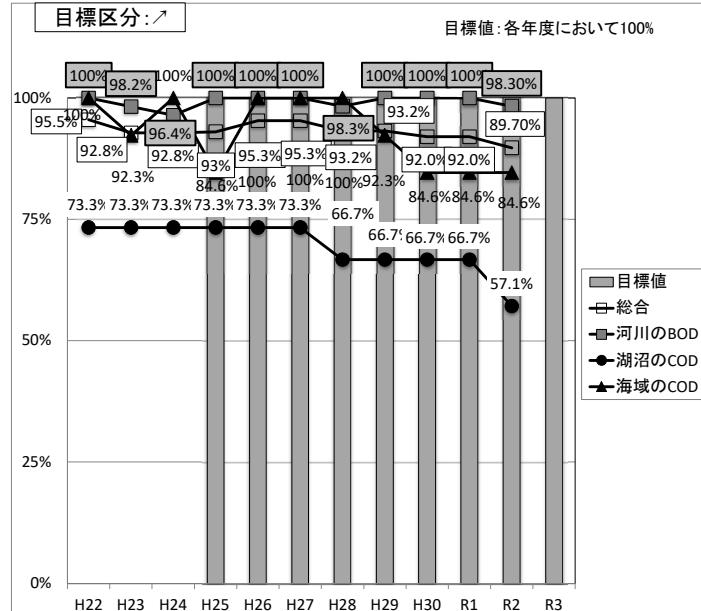
<コメント等>

カドミウム等27項目の健康項目について、河川、湖沼及び海域の80地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成し、100%を維持している。
過去9年間において、環境基準の超過はなかった。

○環境指標52 水質環境基準達成率(河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合)

【関連資料：資料編 データ集 資料45、資料46、資料47、資料49、資料50】【担当：水・大気環境課】

目標区分:△



目標値の達成状況



<コメント等>

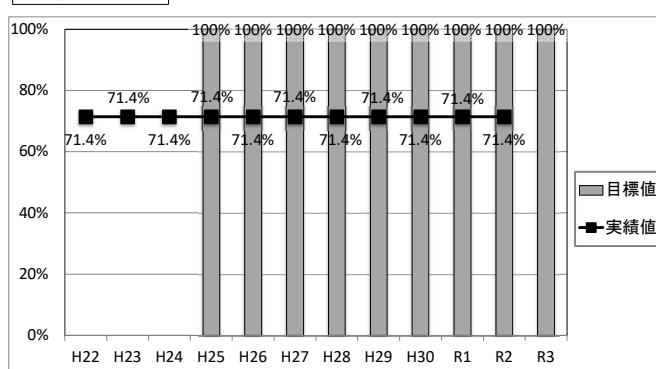
水質汚濁の代表的な指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)については、全水域中、89.7%の水域で環境基準を達成した。

環境基準未達成の水域は9水域あり、引き続き水質の監視に努めていくとともに、人為的な汚染が原因と考えられる水域においては、流域自治体と連携して排水対策等を進める。

○環境指標53 水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)

【関連資料：資料編 データ集 資料45、資料47、資料48、資料50】【担当：水・大気環境課】

目標区分:△



目標値の達成状況



<コメント等>

富栄養化の代表的な指標である全窒素・全りんについては71.4%の水域で環境基準を達成したが、東山ダム貯水池及び千五沢ダム貯水池で環境基準未達成であった。

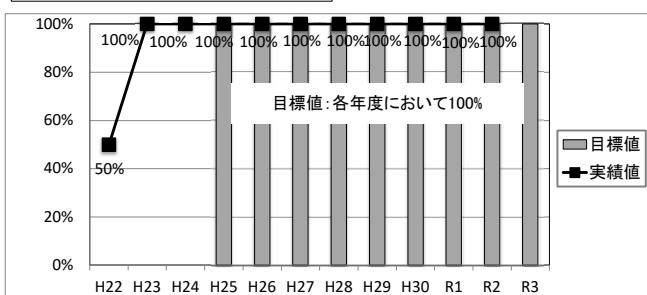
引き続き、水質の監視に努めていくとともに、人為的な汚染が原因と考えられる水域においては、流域自治体と連携して排水対策等を進める。

○環境指標54 水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)

【関連資料：資料編 データ集】

資料45、資料47、資料48、資料50】【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

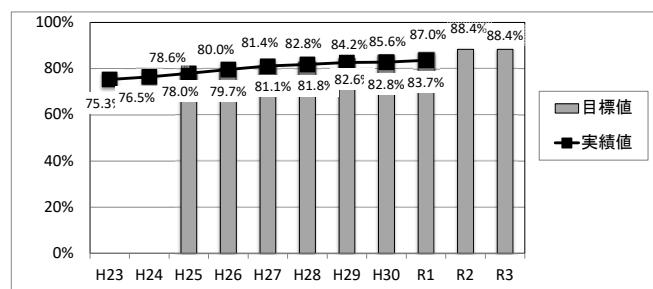


<コメント等>

海域の全窒素・全りんはすべての地点で環境基準を満たしており、環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標55 污水処理人口普及率【担当：下水道課】

目標区分：↗



目標値の達成状況



<コメント等>

目標値に対し、実績値は概ね順調に上昇している。

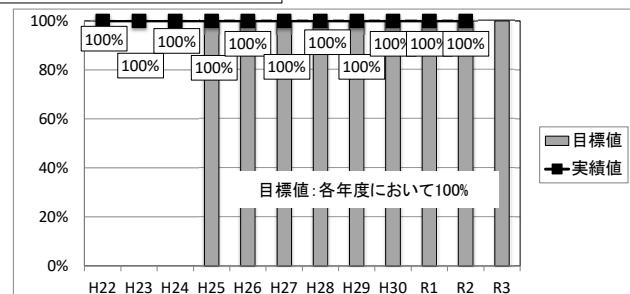
※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用する人口の割合である。
また、避難地域等により把握困難な市町村を除く。

(2) 化学物質の適正管理等

○環境指標56 ダイオキシン類環境基準達成率

【関連資料：資料編 データ集 資料56、資料57】【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況



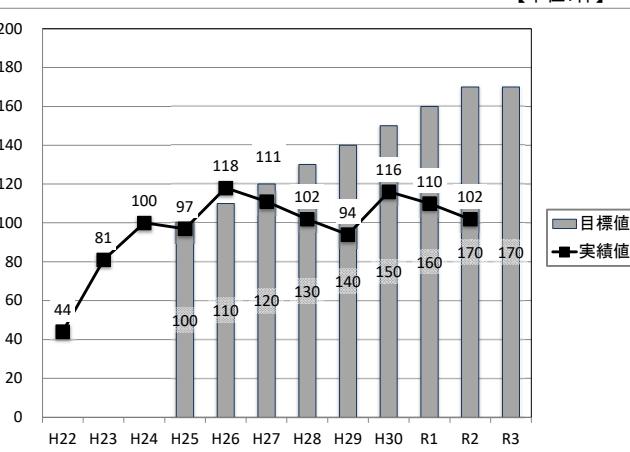
<コメント等>

一般環境中のダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準等を満たしており、環境基準等達成率は100%を維持している。

○環境指標57 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗

【単位：件】



目標値の達成状況



<コメント等>

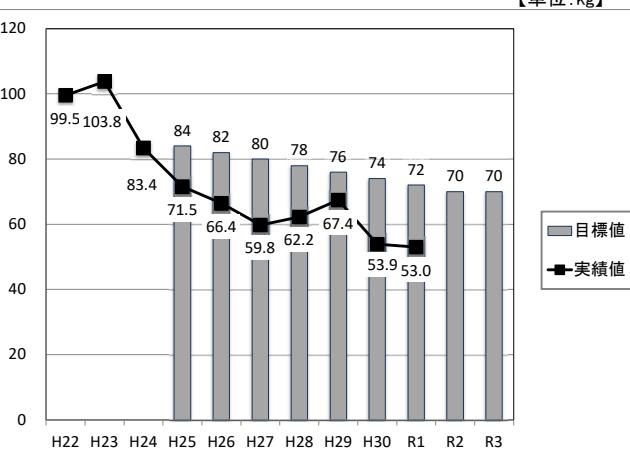
リスクコミュニケーションは中小企業では未実施である傾向があるため、中小企業におけるリスクコミュニケーションの普及が課題である。

また、実施している企業も、継続して行う傾向が少ないため、リスクコミュニケーションの継続性が課題である。課題の解決と目標値の達成に向け、リスクコミュニケーション推進セミナーの実施等を通じて、企業における取組を促す。

○環境指標58 県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量【担当：水・大気環境課】

目標区分：↘

【単位：kg】



目標値の達成状況



<コメント等>

化学物質排出量はP R T R法（有害化学物質の発生源と排出量を公表する仕組み）の届出による環境中への排出量から算定している。平成23年度以降、各事業者の排出削減努力により減少傾向が続き、平成28年度より増加に転じたが、平成30年度は減少し、これまで最も少ない量となった。

引き続きセミナー等により企業の自主的取組を促進する。

(3) 公害紛争等の対応

- 環境指標59 公害苦情件数 【関連資料：資料編 データ集 資料59】
 ○関連資料 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 【資料編 データ集 資料59(3)]
 【担当:水・大気環境課】

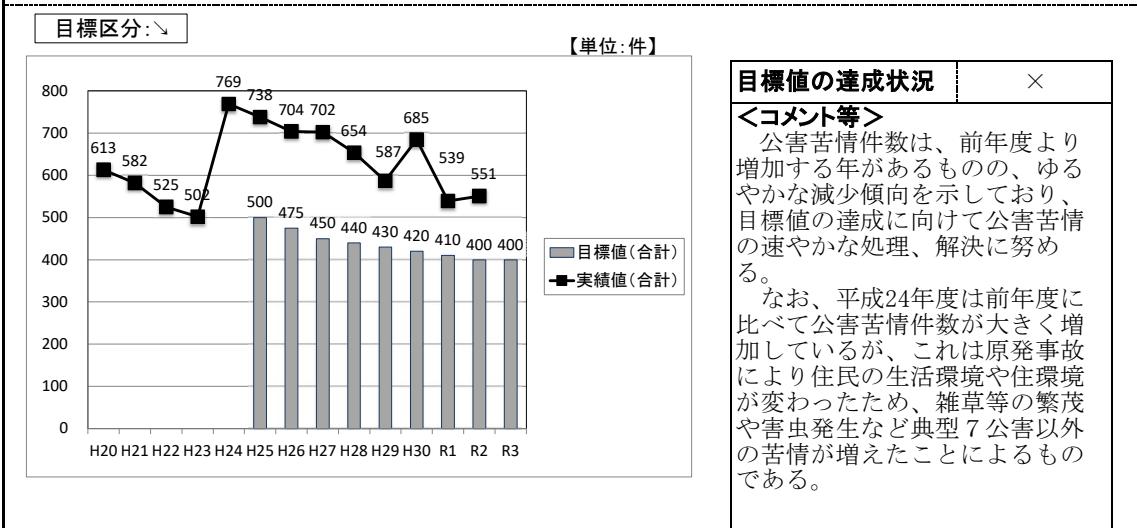


表 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

| | 典型7公害 | | | | | | | 典型7公害以外 | 合計(件) |
|--------|-------|------|------|-----|----|------|-----|---------|-------|
| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壤汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | | |
| 平成22年度 | 73 | 61 | 3 | 120 | 7 | 0 | 127 | 134 | 525 |
| 平成23年度 | 65 | 59 | 1 | 75 | 9 | 0 | 95 | 198 | 502 |
| 平成24年度 | 90 | 50 | 1 | 125 | 15 | 0 | 105 | 383 | 769 |
| 平成25年度 | 91 | 61 | 2 | 117 | 6 | 1 | 92 | 368 | 738 |
| 平成26年度 | 79 | 55 | 0 | 125 | 6 | 2 | 112 | 325 | 704 |
| 平成27年度 | 96 | 34 | 1 | 141 | 8 | 0 | 110 | 312 | 702 |
| 平成28年度 | 62 | 52 | 1 | 131 | 9 | 0 | 100 | 299 | 654 |
| 平成29年度 | 77 | 30 | 0 | 134 | 9 | 1 | 92 | 244 | 587 |
| 平成30年度 | 99 | 39 | 1 | 175 | 5 | 0 | 108 | 258 | 685 |
| 令和元年度 | 72 | 36 | 1 | 89 | 7 | 0 | 100 | 234 | 539 |
| 令和2年度 | 86 | 29 | 1 | 119 | 5 | 0 | 118 | 193 | 551 |

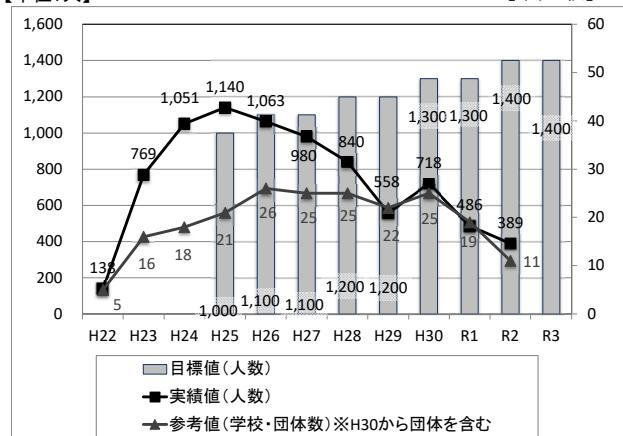
5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

○環境指標60 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数【担当:自然保護課】

目標区分:↗

【単位:人】



目標値の達成状況

×

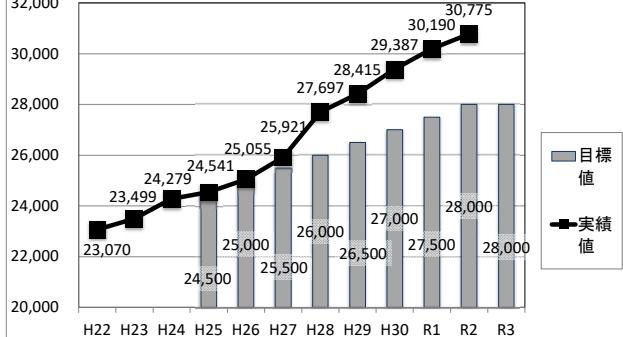
<コメント等>

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数は大きく下回った。今後は、尾瀬での環境学習の課題解決のための学校ヒアリングや、体験モニターチャー、環境学習の教材作成などを行い、参加者の増加に努めるほか、尾瀬の魅力を発信する事業により県民への関心を高め、尾瀬における自然環境学習を推進する。

○環境指標61 環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)【担当:環境共生課】

目標区分:↗

【単位:人】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

受講者数は目標値を上回っており、令和2年度も令和元年度に引き続き水環境及び自然に関するテーマのアドバイザー派遣が多い状況である。

今後さらに多様なニーズに対応できるよう体制を拡充しながら、県民へ環境教育・学習機会を提供できるよう努める。

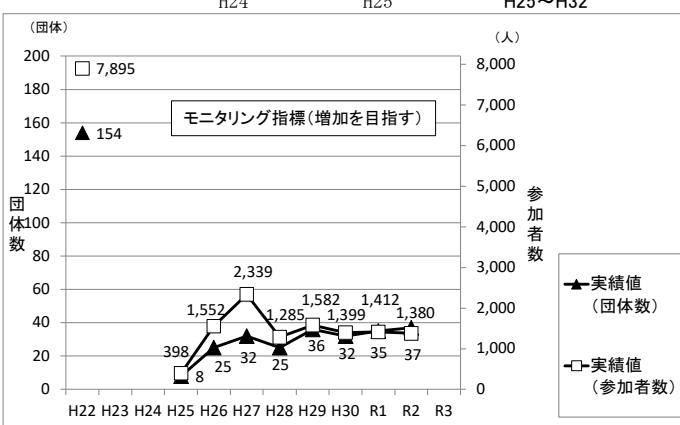
○環境指標62 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数【担当:環境共生課】

目標区分:↗

H24

H25

H25~H32



<コメント等>

県内各学校等を対象にアンケート調査を行った結果、せせらぎスクールの指導者の養成が最も大きな課題であることが判明した。

今後は、せせらぎスクール指導者養成講座の積極的な周知活動を行い指導者数の増加に努める。

※平成25年度の数値は自主的に行った団体の数である。

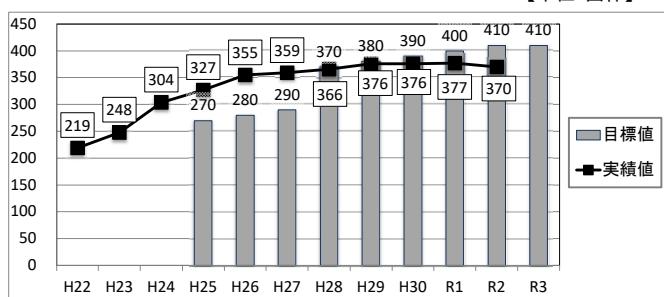
○環境指標63 「福島議定書」事業参加団体数(再掲)【関連資料：資料編 データ集 資料11】

※p. 46(指標10)参照

○環境指標64 NPO法人の認証を受けた環境保全に関する市民活動団体数(累計)【担当：生活環境総務課】

目標区分: ▾

【単位：団体】



目標値の達成状況 ○

<コメント等>

令和元年度まで増加傾向だったが、昨年度は減少した。

引き続き、県民、民間団体、事業者などの環境保全活動の推進を図っていく。

○環境指標65 県機関におけるグリーン購入割合(再掲)

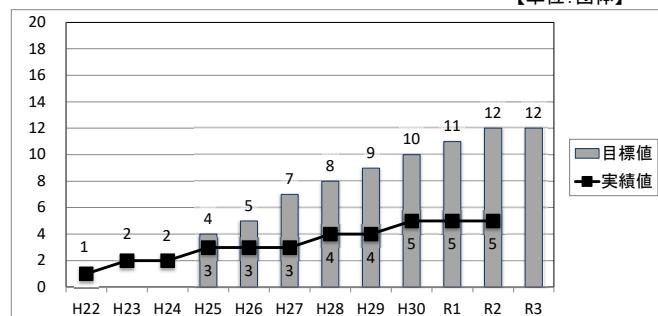
※p. 56 (指標35) 参照

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

○環境指標66 市町村景観計画策定団体数【担当：自然保護課】

目標区分: ▾

【単位：団体】



目標値の達成状況 ×

<コメント等>

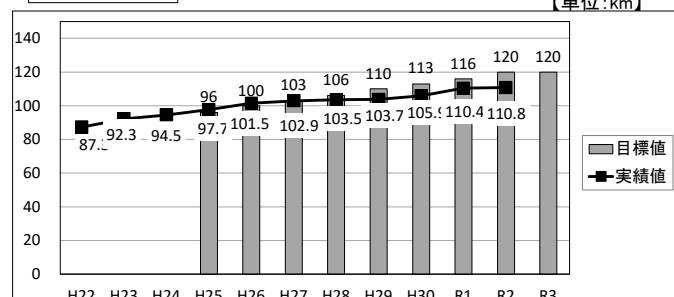
市町村との合意形成に時間を要しており近年横ばいとなっているが、これまでの啓発活動等により市町村の気運が高まりつつある。

今後も国と連携したセミナーの開催、アドバイザー事業を推進し団体数増加を目指す。

○環境指標67 無電柱化された道路の延長【担当：道路整備課】

目標区分: ▾

【単位：km】



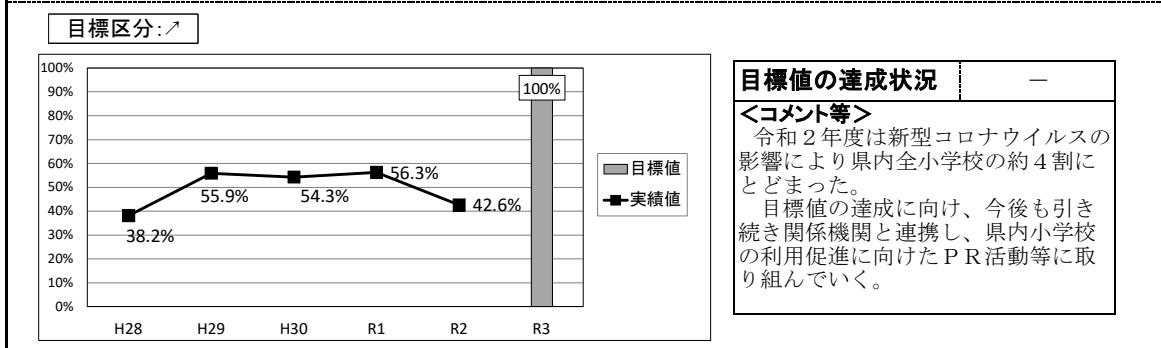
目標値の達成状況 ○

<コメント等>

周辺のまちづくりと一体となった無電柱化が浸透しつつあり、増加傾向にある。

(3) 情報の収集・提供と発信

○環境指標68 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合 【担当:環境共生課】



參考資料

用語解説

アルファベット・略語

BOD

(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD

(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

DO

(溶存酸素量) Dissolved Oxygen の略。水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

ER ドクター

「福島県野生動物救命救急ドクター」参照。

IAEA

(国際原子力機関) International Atomic Energy Agency の略

原子力の平和的利用促進等を目的とする国際機構であり、県では環境回復・創造に向けた調査研究等において技術協力をっています。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に「化学物質審査規制法」に基づき製造及び輸入が原則禁止され

ました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けており、平成 13 年に「PCB 廃棄物処理特別措置法」が制定され、処理体制の整備を図った上で令和 8 年度までに処理を終えることとしています。

PCB 特措法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律です。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は 7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

PRTR

(化学物質排出移動量届出制度) Pollutant Release and Transfer Register の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTR によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。

PRTR 法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としており、環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報 (SDS) を提供する SDS 制度等が定められています。

SS

（浮遊物質）Suspended Solids の略。水中に浮遊又は懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のことです。

あ

アスペスト（石綿）

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスペストを肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物、主に家庭から排出されるごみが一般廃棄物です。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設立（平成 12 年 11 月）された協議会です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

インターパリテーション

知識や情報を単に与えるというものではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者

の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル認定製品

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、その利用を促進しています。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する推進員です。

うつくしま「水との共生」プラン

本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示した計画です。

裏磐梯ビジターセンター

裏磐梯を訪れる方に磐梯朝日国立公園の自然を分かりやすく展示し、自然に興味を持ってもらうために、北塩原村内に設置されたセンターです。「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」が管理運営を行っています。

裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

「裏磐梯ビジターセンター」参照。

え

エコドライブ

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす環境にやさしい自動車の運転方法などのことです。

エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

エネルギー・エージェンシーふくしま

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、県内企業のネットワークの構築から新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで、一体的に支援する専門のコーディネート機関です。

お

汚染状況重点調査地域

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域を含む市町村を、地域内の原発事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が市町村単位で指定するものです。

汚染廃棄物

原発事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染廃棄物対策地域

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に原発事故由来放射性物質により汚染されているなどの事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害発生時に必要となる様々な緊急事態応急対策について、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設です。

温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

合併処理浄化槽

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

家電リサイクル法

家庭で不要になったエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、製造者に回収とリサイクルを、消費者に収集運搬及びリサイクル費用の負担を義務付ける法律です。

小売業者は消費者から廃家電を引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は引き取った廃家電を一定水準以上のリサイクルを実施します。

カバークロップ

土壤浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培する作物のことです。ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、レ

ンゲなどのマメ科植物がそれぞれの生育・栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済生活において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

環境アドバイザー等派遣事業

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

環境影響評価

環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境再生プラザ

原発事故からの環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などに関する情報発信、環境回復に関する専門家派遣等を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で運営しています。

平成29年7月14日より「除染情報プラザ」から名称を変更しました。

環境性能診断

施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を含みます。

環境保全・回復活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として行われる活動をいいます。

き

企業の森林づくり制度

植栽、間伐等が必要な森林において、企業等と県、森林所有者・地元市町村等の間で森林づくり協定を締結し、企業等が森林づくり活動を行う制度です。

く

クールアース・デー

毎年7月7日がクールアース・デーと定められており、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認するとともに、家庭や職場における取組を推進する日です。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28°Cにした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称をいいます。

グリーン・アドバイス・センター

個人庭園の造成、庭木の育て方、病害虫の診断、樹木の管理など、緑化に関する相談を受ける、県で開設しているセンターです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育活動での森林整備活動を通して、林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、県が認定しています。

け

景観形成重点地域

景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいい、福島県においては、「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」を設定しています。

景観法

良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

県行造林

県と森林所有者が契約を結んで造林を行い、樹木を伐採して収益を分け合うことです。

原災法（原子力災害対策特別措置法）

原子力災害についての原子力事業者、国等の責務や「原子力災害対策指針」の策定等について定めた法律です。

原子力災害対策指針

原子力事業者や行政機関等が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力規制委員会が「原子力災害対策特別措置法」に基づき定める指針です。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

減容化

廃棄物について、焼却等の処理により容積を減らすことをいいます。

こ

広域避難計画（福島県原子力災害広域避難計画）

「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき県が策定する計画です。なお、関係市町村は、県の避難計画を踏まえた避難計画を策定することと

しており、県は、広域避難計画の策定等を通じて、市町村の計画作成を支援することとしています。

光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域水質測定計画

「水質測定計画」参照。

高度処理浄化槽

窒素やりんの除去能力の高い浄化槽のこと、BOD10mg/L 以下、総窒素(T-N)10mg/L 以下、総リン(T-P)1mg/L 以下の性能を有するものです。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の回収により資源の有効利用や廃棄物の適正処理確保を図るために法律です。

国定公園

「自然公園」参照。

国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、総合的な視点に立って国土の有効利用を図ることを目的として策定される計画で、国土利用に関する行政上の指針となります。全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つの計画で構成されます。

国立公園

「自然公園」参照。

コミュタン福島

福島県環境創造センター交流棟の愛称。展示施設や 360 度全球シアターを備え、身近な視点から放射線や福島の環境への理解を深めていただける施設です。

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識のもと、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、平成24年5月31日に立ち上げた会議です。

さ

災害対策基本法

防災に関する基本理念や国等の責務、防災計画の作成等災害対策の基本を定めた法律です。

災害廃棄物

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴って発生する廃棄物で発災直後から発生する片付けごみ、損壊した家屋を解体した際に発生する家屋解体廃棄物などがあります。

再生可能エネルギー

自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源で、太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類が産業廃棄物です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨をいいます。

し

次世代自動車

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車等があります。

自然環境保全地域

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福

島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

自然保護指導員

「福島県自然環境保全条例」に基づき県が配置しており、自然環境の保全状況の把握や自然環境の保全のための指導等を行います。

指定廃棄物

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣が指定した一定濃度（1 キログラム当たり 8,000 ベクレル）を超える放射性物質を含む廃棄物です。

指定獵法禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある獵法を定め、その獵法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を知事又は環境大臣が指定するものです。

自動車リサイクル法

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

主灰

廃棄物を焼却炉で焼却する際、燃えがらとして炉の底の部分から排出された灰分をいいます。

循環型社会

焼却や埋立処分しているごみの量を極力減らし、限りある地球の資源として有効に繰り返し使う社会のことです。

浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度等を定めた法律です。

昭和の森

昭和天皇御在位 50 年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

除染情報プラザ

「環境再生プラザ」参照。

除染特別地域

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23 年 12 月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動につい

て必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林 GIS

「GIS」とは、「地理情報システム（Geographic Information System）」の略称。森林の図面情報（森林計画図）とその台帳情報（森林簿）を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして、知りたい森林を抽出することなどができます。

森林施業

森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

森林ボランティア

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

森林ボランティアサポートセンター

「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」（大玉村）内に開設。森林ボランティアに関する情報の収集・提供や森林づくり活動に必要な機材の貸出など、森林づくり運動を支援しています。

す

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようと

する水質総量規制が導入されています。

水質測定計画

「水質汚濁防止法」に基づき毎年、県が定める計画で、「公共用水域水質測定計画」と「地下水の水質測定計画」があります。「公共用水域水質測定計画」は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、対象水域や測定項目など必要な事項を定める計画です。

「地下水の水質測定計画」は、県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点や測定項目など必要な事項を定める計画です。

せ

生物多様性

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルがあるとしています。

生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について、様々な立場から意見をいただくために設置した協議会です。

石綿

「アスベスト」参照。

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした法律。救済給付の支給や、支給に充てるための基金等について定めています。

せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

そ

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

総合モニタリング計画

福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府が原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した計画。この計画に基づき、県、関係省庁及び事業者などが連携してモニタリングを実施します。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナ PCB)の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

対策地域内廃棄物処理計画

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第13条第1項に基づいて、汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の適正な処理を行うために国(環境大臣)が定めた計画です。

太陽光発電

太陽電池により太陽光を電力に変換する発電方式です。

多核種除去設備（ALPS）

汚染水に含まれる62種の放射性物質を除去する設備です。

脱炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスを最小限に抑え、回収して、排出実質ゼロを目指す社会のことです。

多面的機能（農業・農村）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。

ち

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業

地域住民等による不法投棄の未然防止・早期発見を目的とした日常的な監視体制づくりに要する費用を助成する、県で実施している事業です。

地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

地下水の水質測定計画

「水質測定計画」参照。

地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る団体として、県が指定しています。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議

県民、民間団体、事業者、行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民総ぐるみの運動として積極的に推進するため、平成20年5月に設立されました。

窒素・りん除去型浄化槽

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

地方流域水循環協議会

水循環基本法に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成と継承を図ることを目的に設置された協議会。中通り・浜通り・会津の3地方に設置し、民間団体及び市町村、国、県等が連携して、本県における健全な水循環の維持、回復に向けた取り組みを推進していきます。各地方流域水循環協議会の情報共有、総合調整を行う場として県水循環協議会が設置されています。

中間処理

廃棄物の形態や特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないよう最終処分に至るまでに行われるさまざまな無害化や安定化・減容化処理のことです。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

平成26年11月に、「日本環境安全事業株式会社法」の一部を改正し、成立した法律です。

改正により、国が「中間貯蔵開始後三十年以内に

福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定され、「日本環境安全事業株式会社」の名称も「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ変更されました。

なお、同法の附帯決議において、国は減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的な内容等を明記した工程表を作成し、進捗状況を毎年国会に報告することとされています。

中山間地域

平野の外縁部から山間地を指します。

山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めています。

中長期ロードマップ

「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」参照。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

鳥獣保護管理員

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が配置しており、鳥獣保護区等の維持管理や鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者に対する指導等を行います。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事又は環境大臣が指定する区域です。また、知

事又は環境大臣は、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができます。

鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護管理事業を実施するために定める計画です。

つ

通報連絡担当者会議

県、立地4町、周辺9市町村及び東京電力（株）の担当者で構成する、原子力発電所との円滑な通報連絡体制を維持するための会議です。

て

低炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間とが共存するための社会のことです。

と

特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する区域として知事が指定するものです。

特定廃棄物

対策地域内廃棄物（旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰宅された際に発生する片付けごみ）又は指定廃棄物（同用語の解説を参照）を指します。「放射性物質汚染対処特別措置法」第20条に記載があります。

特定廃棄物埋立処分施設

富岡町に位置する（搬入路は楓葉町に所在）既存の管理型処分場を国が平成28年4月に国有化し、特定廃棄物埋立処分施設となりました。同施設を活用して福島県内で発生した特定廃棄物の埋立処分事業を行っています。処分場面積は約9.4ha、埋立容量が約96万m³となっています。

特別管理産業廃棄物

「特別管理廃棄物」参照。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB等、廃石綿等などが指定されています。

特別栽培農産物

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減して栽培された農産物のことです。

(自然公園) 特別地域

「自然公園」参照。

(自然公園) 特別保護地区

「自然公園」参照。

(鳥獣保護) 特別保護地区

「鳥獣保護区」参照。

土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壤の適正な処理の義務付けなどが規定されました。

土地利用基本計画

県が「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として、県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域と土地利用の調整等に関する事項について定めた計画です。

は
ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物等

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済み品、副産物等を含みます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を

図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする法律です。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ばいじん

ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質です。

廃炉安全監視協議会

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」参照。

バグフィルター

フィルターを用いてばいじん等をろ過する排ガス処理装置のことです。

ひ
微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな物。健康への影響が懸念されています。

飛灰

廃棄物を焼却する際、バグフィルター等でとれたばいじんの総称のことです。

ふ
風致地区

都市における風致（水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる「都市計画法」に規定される地域地区であり、建築物の建築や宅地の造成、

木竹の伐採などが規制されます。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動によって発電するものです。

ふくしまエコオフィス実践計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）です。

ふくしま環境活動支援ネットワーク

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成21年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境創造センター・福島県環境共生課）。

「福島議定書」事業

事業所、学校が自ら二酸化炭素排出量の削減目標等を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

福島県環境影響評価条例

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

福島県環境基本条例

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした条例です。

福島県環境共生建築計画・設計指針

「環境と共生する建築物」の計画・設計をする際の基本的事項を示し、世界的問題である二酸化炭素排出量の削減など、建築物のライフサイクルを通じたあらゆる環境負荷の低減に配慮し、自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成に取り組み、地球にやさしい「ふくしま」を目指すことを目的として、平成18年に策定しました。

福島県クリーンふくしま運動推進協議会

散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的として、昭和58年に設立されました。各行政機関や関係業界、各種団体等により構成されており、県下一斉清掃活動などの取組を行っています。

福島県景観条例

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

平成24年12月に設置。県、関係市町村、学識経験者で構成し、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況等について安全監視を行っています。

福島県海岸漂着物対策推進地域計画

「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する他面定めた計画です。

福島県災害廃棄物処理計画

大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県が対応すべき基本的な事項を定めた計画です。

福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

県有建築物のエネルギー使用に関する目標値及び実現するための手順等を示し、建築物の整備の方向性を明確にすることを目的として、平成29年5月に策定しました。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行うために設置された研究会。県内外の企業や大学、市町村等が会員となっています。

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会

本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくために設置された連絡会。再生可能エネルギーの推進に関し協議するほか、必要な応じて、県に対して助言、提案等を行います。

福島県自然環境保全条例

自然環境の保全に関する県等の責務や、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めた条例です。

福島県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等についての県等の責務や、大気・水環境の保全並びに騒音、振動及び悪臭に関する規制等について定めた条例です。

福島県分別収集促進計画

「容器包装リサイクル法」第9条第1項に基づいて、県内の容器包装廃棄物の分別収集を促進するため策定する計画です。

福島県防災会議

「災害対策基本法」に基づき設置される会議。県、国の各行政機関、自衛隊、市町村、消防機関、各公共機関等により構成され、地域防災計画の作成や実施の推進、災害が発生した場合の連絡調整等の業務を担っています。

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

「PCB特措法」に基づき、県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図るために定めた計画です。

福島県水環境保全基本計画

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第5条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場と

して、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

福島県立自然公園条例

優れた自然の風景地の保護とその適正な利用に関する県等の責務や、県立自然公園等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県野生動物救命救急ドクター（ER ドクター）

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

福島再生可能エネルギー研究所

日本を体表する国立研究開発法人である産業技術総合研究所が、再生可能エネルギー専門の拠点として、平成 26 年に福島再生可能エネルギー研究所を郡山市に開設しました。最先端の研究を行うだけでなく、地元企業へ関連技術開発支援を行っています。

ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

(自然公園) 普通地域

「自然公園」参照。

不法投棄監視員

県が市町村ごとに配置し、不法投棄の監視を行っています。また、このほか、市町村においても独自に監視員を配置しています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

フロン排出抑制法

オゾン層の破壊又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する措置等を定めた法律です。管理者については、点検の実施、一定量以上フロン類を漏えいさせた場合に国に報告する責務等が定められています。

フロン類

正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の 3 種類があります。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100 倍）、代替フロンである HFC はオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は二酸化炭素の 140～11,700 倍となっています。

ほ

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき、中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画です。県や市町村は、同計画に基づき、地域防災計画を作成します。

放射性核種

放射能をもつ原子核の種類のことです。

放射性物質汚染対処特措法

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

捕獲圧

狩猟及び許可捕獲等（有害鳥獣捕獲個体数調整等）による野生鳥獣に対して与える影響のことです。

北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会 (PCB 廃棄物広域処理協議会)

室蘭市における、北海道並びに東北、北関東、甲信越及び北陸地域の 15 県の PCB 廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るため設置された協議会です。

ま

マイバッグ

スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わぬことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

マスバランス

物質収支のことです。

み

水環境保全推進員（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員）

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長が委嘱しています。

水循環基本法

水循環に関する施策を総合・一体的に推進し、健全な水環境維持・回復を目的とした法律です。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

む

無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

も

もりの案内人

自然観察会や野外活動、森林づくりなどを通じて、一緒に学びながら森林の役割や大切さを広く県民に伝えていくボランティアによる指導者で、県が認定を行っています。

や

野生生物共生センター

昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っていた「鳥獣保護セ

ンター」に、保護管理、環境学習等の新たな機能を追加し、平成28年に「野生生物共生センター」として再整備しました。

野生動植物保護アドバイザー

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有し、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動植物の保護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行う方で、県が選任しています。

野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動植物保護地区

「自然環境保全地域」内で特に保全を図るべきとして指定される「特別地区」の中で、さらに特定の野生動植物を保護する必要があるとして指定される地区で、指定動物の捕獲・殺傷、指定植物の採取・損傷が禁止されます。

ゆ

有機農産物

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

優良景観形成住民協定

「福島県景観条例」に基づき、景観形成に関する住民協定のうち、県土の景観形成に資するものについて、知事が優良として認定するものです。

ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏(MAD : Man and the Biosphere)計画」の中心事業である「生物圏保存地域(Biosphere Reserves : 略称 BR)」のことです。

よ

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るために、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定める法律です。

り

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

流域別下水道整備総合計画

「環境基本法」第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、「下水道法」に基づき県が策定する、下水道整備に関する総合的な基本計画です。

緑化センター（福島県総合緑化センター）

県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図ることなどを目的として、郡山市逢瀬町内に設置。園内には、樹木を観察できる教材樹木園や、安積平原を借景とした築山山水式庭園などがあります。

緑地環境保全地域

良好な生活環境を確保するために、「福島県自然

環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している区域を指定しています。

緑地協定

地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する、「都市緑地法」に基づく制度です。

わ

ワンド

河川敷の池になっているような地形のことです。

参考資料 東日本大震災～令和2年度までの主な動き

【原子力発電所について】

平成23年

- 3月11日・東日本大震災発生。
　・東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一」）が地震と津波で被災。
　・国が福島第一について、原子力緊急事態宣言。
　・県が福島第一の半径2km圏内に避難要請。
　・国が福島第一の半径3km圏内に避難指示。
- 12日・国が東京電力福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）について、
原子力緊急事態宣言。
　・国が福島第二の半径3km圏内に避難指示、半径10km圏内に屋内退避指示。
　・福島第二3号機が冷温停止。
　・福島第一1号機原子炉建屋で水素爆発。
　・国が福島第二の半径10km圏内に避難指示。
　・国が福島第一の半径20km圏内に避難指示。
- 14日・福島第一3号機原子炉建屋で水素爆発。
　・福島第二1号機が冷温停止。
　・福島第二2号機が冷温停止。
- 15日・福島第一2号機圧力制御室付近で爆発音。
　・福島第一4号機原子炉建屋で水素爆発。
　・福島第二4号機が冷温停止。
　・国が福島第一の半径20～30km圏内に屋内退避指示。
- 16日・福島市内の水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出。
- 18日・国が原発事故の深刻度を「レベル5」と暫定評価。
- 19日・川俣町の原乳、茨城県のほうれん草などから暫定基準を超過する
放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出。
　県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請。
- 20日・福島第一5号機が冷温停止。
　・福島第一6号機が冷温停止。
-
- 4月2日・福島第一2号機取水口付近のコンクリート亀裂から
高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
- 4日・東京電力が、高濃度汚染水保管場所確保のため、緊急の措置として、
低濃度の汚染水約11,500トンを海に放出。
- 12日・原子力安全・保安院が原発事故の評価を「レベル7」に訂正。
- 17日・東京電力が原発事故収束に向けた工程表
「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表。
- 22日・国が福島第一の半径20km圏内を「警戒区域」に設定。
　推定被ばく線量が年間20mSvを超える区域を「計画的避難区域」に、
福島第一の半径20～30kmの区域を「緊急時避難準備区域」に設定。
-
- 5月11日・福島第一3号機取水口付近から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
- 20日・東京電力が、福島第一7、8号機増設中止と1～4号機の廃炉を正式決定。
-
- 6月18日・県、立地町が東日本大震災後はじめて、福島第一の原発事故収束作業を現地調査。
-
- 7月14日・福島第一において、循環注水冷却システムが稼働。

19日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ1の目標を達成し、ステップ2へ移行。

9月30日・国が緊急時避難準備区域を解除。

10月20日・県議会が県内原発の全基廃炉の請願を採択。

11月30日・県が県内原発の全基廃炉を要請する方針を表明。

12月16日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ2が完了。

21日・ステップ2以降の廃炉工程表として、

「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(以下「中長期ロードマップ」)」を決定。

26日・国が避難区域見直しの考え方を公表。

〃・国が福島第二の原子力緊急事態宣言を解除。

平成24年

1月28日・福島第一汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発。

31日・東京電力が、福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画を提出。

4月1日・国が田村市と川内村の避難区域を再編。警戒区域を解除。

16日・国が南相馬市の避難区域を再編、警戒区域を解除。

5月17日・福島第二4号機の復旧が完了。

6月20日・原子力規制委員会設置法が成立。

7月5日・国会事故調査委員会が報告書をとりまとめ。

17日・国が飯舘村の避難区域を再編。

23日・政府事故調査委員会が最終報告書をとりまとめ。

8月10日・国が楢葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

9月19日・原子力規制委員会が発足。

〃・県原子力センターが福島市に事務所を開設。

10月11日・福島第二3号機の復旧が完了。

31日・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を決定。

11月7日・国が福島第一を原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定。

12月3日・福島第一4号機の燃料取出し完了の1年前倒しを決定。

7日・県が廃炉安全監視協議会を設置。

10日・国が大熊町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

平成25年

2月15日・福島第二2号機の復旧完了。

3月7日・国が新たに廃炉対策推進会議を設置し、中長期ロードマップを6月に改訂することを決定。

18日・福島第一において、停電により使用済燃料代替冷却システムが一時停止。

22日・国が葛尾村の避難区域を再編、警戒区域を解除。

25日・国が富岡町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

26日・県防災会議を開催し、福島第一の暫定的UPZ等、地域防災計画原子力災害対策編の修正を決定。

28日・東北電力が浪江・小高原発の建設設計画中止を発表。

30日・福島第一において、「多核種除去設備(ALPS)」の試運転開始。

4月1日・県原子力安全対策課に原子力専門員配置。

〃・国が浪江町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

- 5日・福島第一において動力電源盤故障警報が発生し、
3号機使用済燃料プール冷却設備が停止。
〃・福島第一の地下貯水槽から汚染水漏えいが判明。
-
- 5月28日・国が双葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
30日・福島第二1号機の復旧が完了。福島第二の復旧が全ての号機で完了。
-
- 6月 5日・国が緊急時モニタリング体制等にかかる原子力災害対策指針を改定。
15日・ALPSのバッチ処理タンクから漏えいを確認し、翌日A系を停止。
19日・福島第一タービン建屋東側取水口付近の観測孔から
高濃度のトリチウムを検出。
-
- 27日・政府廃炉対策推進会議が、中長期ロードマップの改訂を決定。
-
- 7月 11日・県が廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を設置。
22日・東京電力が福島第一において放射性物質を含む地下水が
港湾へ漏出していたとの見解を公表。
〃・福島第一4号機原子炉建屋の燃料取出し用カバーの設置完了。
-
- 8月 4日・県が廃炉安全確保県民会議を設置。
8日・国が川俣町の避難区域を再編。
19日・福島第一構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい。
28日・原子力規制委員会がタンク漏えいを国際的な事故評価尺度の「レベル3」
(重大な異常事態)と評価。
〃・県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」)が9月以降の試験操業中断を決定。
-
- 9月 3日・国が汚染水問題に関する基本方針を決定。
19日・廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を設置。
20日・安倍首相が福島第一を視察し、東京電力に5, 6号機の廃炉を要請。
25日・県漁連が試験操業を再開。
-
- 10月 1日・県原子力安全対策課に原子力対策監設置。
30日・福島第一4号機からの燃料取出し計画を原子力規制委員会が認可。
-
- 11月 18日・福島第一4号機の使用済核燃料プールから燃料取り出し開始。
-
- 12月 18日・東京電力は福島第一5, 6号機の廃炉方針を決定。
20日・国は廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定。
汚染水問題に対する予防的重層的な対策が示される。
-

平成26年

- 2月 13日・県防災会議を開催し、緊急時モニタリング体制等について
県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
19日・福島第一2号機原子炉圧力容器底部の温度計損傷。
〃・福島第一構内H6エリアタンク上部から汚染水漏えい。
25日・福島第一において、掘削工事中の電源ケーブル切断により、
4号機使用済燃料プールが一時冷却停止。
-
- 3月 18日・福島第一ALPSにおいて、トラブルによりA系C系が停止。
28日・福島第一における掘削作業中の協力作業員の死亡事故発生。
-
- 4月 1日・楢葉町役場内に原子力安全対策課楢葉駐在員を配置。
〃・田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除。
9日・東京電力が地下水バイパスのため、専用井戸で地下水の汲み上げ開始。
-
- 5月 21日・東京電力が地下水バイパス計画による地下水の海への流出を実施。
-
- 6月 2日・東京電力が凍土遮水壁の設置工事を開始。

- ノ・福島第一 4000トンノッチタンク群からの漏えいが発生。
- 7月10日・福島第二・1号機で使用済燃料の取り出し完了。
- 24日・福島第一のタービン建屋とトレーンチの接続部に、
氷、ドライアイスの試験投入を開始。
- 8月12日・東京電力がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始。
- 9月3日・東京電力が福島第一・2号機の海側トレーンチの止水対策のため
セメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始。
- 30日・福島第一の高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生。
- 10月1日・川内村東部の避難指示解除準備区域の避難を解除、
居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編。
- 16日・福島第一・2号機の海側トレーンチの止水対策のため止水剤の投入を開始。
- 22日・福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始。
- 31日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業実施。
- 11月5日・福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了。
- 8日・福島第一において、ALPS処理水を溜める地上タンクの、
増設工事中に鋼材が落下、作業員3人が負傷。
- 9日・福島第一・4号機の使用済燃料プールの冷却が自動停止。
- 10日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業（2回目）実施。
- 19日・福島第一・4号機の未使用燃料の移送を完了。
- 20日・福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査開始。
- 26日・福島第一・2号機の海側トレーンチ内を埋め立てるセメントの投入開始。

平成27年

- 1月7日・県、双葉町、大熊町及び東京電力により、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結。
- 19日・福島第一において、雨水を貯蔵する地上タンク上部から、作業員が落下、翌日死亡する事故発生。
- 20日・福島第二の廃棄物処理建屋において、濃縮器の点検用架台に、作業員が挟まれ、死亡する事故発生。
- 23日・東京電力が平成26年度中の汚染水全量処理を断念することを発表。
- 2月6日・福島第一1～4号東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 11日・福島第一2号機タービン建屋から、3号タービン建屋への移送ポンプ停止。
- 22日・福島第一において、構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報が作動。
- 24日・福島第一2号機海水配管トレーンチ立坑部の閉塞充填開始。
- 3月10日・福島第一において、H4タンクエリア外集堰の水位低下。
- 16日・福島第一1～4号東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 18日・福島第一において、H6エリア周辺の分析結果に有意な変動が生じる。
- 21日・福島第一4号機海水配管トレーンチトンネル部の閉塞充填完了。
- 4月16日・福島第一1号機にて変形型ロボットによる格納容器内の調査を開始。
- 21日・福島第一構内において、K排水路に設置した仮設ポンプが停止し、
K排水路の排水が堰を溢水して港湾外へ流出、県は東京電力㈱に
対し原因究明、再発防止、情報提供等を申し入れ。
- 30日・福島第一において陸側遮水壁（凍土方式）の建屋山側の一部において試験凍結を開始。
- 5月27日・福島第一構内のタンクに貯留していた汚染水（RO濃縮塩水）についてタン

ク底部の残水を除き、処理を完了。

-
- 6月 1日・福島第一5号機の使用済燃料の移送を完了。
- 12日・廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂が決定。
-
- 7月 20日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備付近のクローラークレーンから発火。
- 28日・東京電力が福島第一1号機建屋カバー解体に向けた屋根パネル一枚目を取り外し。
-
- 8月 8日・福島第一において、作業車の装置に挟まれた作業員が死亡する事故が発生。県は東京電力に対し、原因究明、再発防止の徹底等を申し入れ。
-
- 9月 5日・政府は楢葉町の避難指示解除準備区域を解除。
- 14日・福島第一において、サブドレン処理済水を海へ排水開始。
- 30日・原子力規制庁が新たに特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会を設置。
-
- 10月 5日・福島第一1号機建屋カバー解体に向けた、屋根パネル6枚目を取り外し。
(全ての屋根パネルの撤去が完了)
- 19日・日本原子力研究開発機構（JAEA）の楢葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）が開所。
- 20日・福島第一3号機の原子炉格納容器に計測器付きカメラを初めて投入し、内部調査を開始。
- 26日・福島第一において、海側遮水壁の閉合を完了。
-
- 12月 21日・福島第一において、海水配管トレーニングの穴埋め作業を完了。(2～4号機完了)
-

平成28年

-
- 2月 1日・県防災会議を開催し、原子力災害対策重点区域の設定及び防護措置等県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
- 24日・東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公示表）について公表。
-
- 3月 18日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備による焼却開始。
- 28日・福島第一において、K排水路の港湾内への付替工事が完了。
- 31日・陸側遮水壁（凍土方式）の凍結開始。
-
- 4月 6日・福島第一・地下貯水槽No.1南西側の漏えい検知孔において、全ベータ放射能の値が急上昇。
- 8日・福島第一・雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が上昇し、運転上の制限値を超える事象発生。県は東京電力に対し原因究明、再発防止及び水位管理の徹底等を申し入れ。
-
- 5月 27日・第15回トリチウム水タスクフォースが開催され、今後のトリチウム水の取り扱いの検討について、「経済合理性だけでなく社会的な影響等も含めて慎重に議論を進めるべき」と報告書に記載。
-
- 6月 6日・陸側遮水壁の凍結を促進させるため、補助工法を開始。
- 28日・福島第一の免震重要棟遠隔監視室にある6900V電源盤において警報が発生。セシウム吸着装置等の設備が一時停止したが、燃料冷却や汚染水処理への影響なし。
-
- 7月 11日・福島第一G1タンクエリア西側において、タンクから3号機タービン建屋への移送中に、移送ホースが外れて堰外に汚染水が漏洩したが、海への流出

- はなし。県は、開催中だった廃炉安全監視協議会において、早急に対策を施すこと、対応状況を速やかに報告するよう、東京電力に申し入れ。
- 13日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構により、「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」が公表。その中で「石棺方式」について記載。
- 14日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」について、検討しているとの報道があったが、検討している事実はないと公表。
- 20日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」の文言を削除した「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」の修正内容を発表。
- 28日・福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在していると推定されるとする解析結果を公表。
-
- 8月10日・福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において、伸縮継手部等に割れを発見し、当該設備を停止。放射性物質による外部への影響なし。
- 25日・福島第一・5,6号開閉所屋上に設置されている引留鉄構の鋼材の一部に損傷を確認。電源確保における影響なし。
-
- 9月 1日・福島第一H2タンクエリアにおいて、タンク溶接作業中にタンク近傍から発煙を確認、その場で消火。
- 12日・福島第二において、一時的に警報表示装置を停止していたことについて、原子力規制庁から核物質防護規定の遵守に係る厳重注意文書を受領したと東京電力より報告。
- 13日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外し作業を開始。
- 15日・福島第一・固体廃棄物貯蔵庫第9棟について、予定していた平成29年2月竣工が平成30年1月に遅延すると東京電力より報告。
- 20日・福島第一について、長雨の影響により護岸埋立エリアにおける地下水位が上昇し、地表面を超過。井戸及び地表面からの溢水は確認されず。
- 30日・福島第二において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
-
- 10月13日・福島第一・陸側遮水壁（凍土方式）の海側が凍結完了。
・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 3-2）において、全ベータの過去最大値を更新。
- 14日・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 1）において、全ベータの過去最大値を更新。
- 15日・既設多核種除去設備A系のL字型配管の溶接箇所付近からストロンチウム処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 17日・既設多核種除去設備A系のL字型配管部から処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 19日・福島第一において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
-
- 11月 1日・淡水化装置RO膜の洗浄水貯留タンク上部にある空気抜き配管から漏えい。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 10日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しが完了。
・福島第一について、停止中であった雑固体廃棄物焼却設備の運転再開。
- 15日・サブドレン他浄化設備建屋内において、漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 22日・福島県沖を震源とする最大震度5弱の地震が発生。福島第二3号機において、使用済燃料プール冷却浄化系ポンプが一時停止。
-
- 12月 3日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所7箇所のうち2箇所の凍結開始。

- 4日・福島第一・1～3号機使用済燃料プール二次冷却系循環ポンプが一時停止。
- 5日・福島第一において、作業員が誤ってスイッチに触れたことにより、3号機原子炉注水が停止。約1時間後に原子炉注水を再開。炉内温度や敷地境界のモニタリングポストの数値に変化なし。
- ・県は東京電力に対し、福島第一・使用済燃料プール冷却停止及び3号機原子炉注水停止に係る原因調査と再発防止を申し入れ。
- 6日・サブドレン等浄化設備から漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 7日・福島第一の使用済燃料プールの冷却ポンプの停止及び3号機原子炉注水の停止について、原子力規制庁から行政指導。
- 14日・福島第一1号機について、原子炉冷却に必要な計算上の注水量をもとに、原子炉注水量の低減操作を開始。
- ・建屋内淡水化装置B系の出口ラインから漏洩。堰内で留まり、外部への流出なし。
- ・福島第一において、陸側遮水壁の凍結に使用している冷凍機（全30台）1台が、代替フロンガスの漏えいにより停止。
- ・福島第一において、設備点検に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
- 22日・資源エネルギー庁が、福島第一3号機使用済燃料プールからの燃料取り出し時期について、中長期ロードマップに示されている平成29年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す。
- 24日・福島第一2号機原子炉格納容器の内部調査に向けた格納容器貫通孔の穴開け作業完了。
-

平成29年

- 1月30日・福島第一2号機において、先端にカメラを装着したガイドパイプを格納容器内に挿入し、圧力容器下部（ペデスタル内）の撮影に成功。
- 2月16日・福島第一2号機において、自走式調査装置を原子炉格納容器内に投入し調査。ペデスタル入口の手前まで走行したところで動作不良になり、装置を格納容器内に残置。
- ・福島第一港湾内に係留しているメガフロートのバラスト水の水位が海面と同じ高さまで上昇。
- 3月3日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所5箇所のうち4箇所の凍結開始。
- 8日・福島第二において、免震重要棟の電源設備の点検作業を行っていた作業員が誤って左手に感電し、指を負傷。
- 18日・福島第一1号機の原子炉格納容器内における変形型ロボットによる調査。格納容器底部に堆積物を確認。
- ・福島第二の法面において、枯れ草が燃えているのを発見、その場で消火。
- 31日・政府は、川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯舘村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除。
- 4月1日・政府は、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除。
- 6日・福島第一・1, 2号機排気筒において、一部点検が未実施だった東側の1箇所に破断を確認。
- 6月30日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力の旧経営陣3人の初公判。
- 7月19日・福島第一・3号機の格納容器内部調査を開始、水中遊泳ロボットを投入しペデスタル内に溶融物が固化したと思われるもの等を確認。
- 22日・福島第一・3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、共用プール

の保管スペースを確保するため、貯蔵されている使用済燃料をキャスク仮保管設備へ輸送。

3月1日・福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根を設置開始。

8月2日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン1基の地下水位が低下し一時的に建屋内水位と逆転。

3日・県内17市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県日立市と協定を締結。

4日・県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施。

14日・東京電力は2016年3月24日から28日の間において、汚染水処理設備（キュリオン）の運転上の制限を逸脱した運用があったことを公表。

22日・福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）最後の未凍結箇所（1箇所）凍結開始。

30日・東京電力は福島第一のキャスク仮保管設備に保管している乾式キャスク2基に、装填が認可されていない使用済燃料（回収ウラン燃料）4体が装填されていることを公表。

31日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2017」を公表。

9月1日・政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」改訂案を提示。

15日・原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承。

21日・県内18市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。

25日・会津美里町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。

26日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。

28日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン42基のうち6基において、水位計の設定誤りによる建屋内滞留水水位と周辺地下水位の逆転が確認されたため、サブドレン地下水の汲み上げをすべて停止。

29日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン6基の水位計設定誤りについて、運転上の制限逸脱状態から復帰を宣言。

10月6日・下郷町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。

16日・平成29年度福島県原子力防災訓練（災害対策本部設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練）実施。

27日・サブドレン他浄化設備建屋内において、漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。

28日・平成29年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練）実施。

11月1日・東京電力小早川社長、原子力規制委員会において報告した「福島第一原発の廃炉などに関する責任と決意」を説明するため鈴木副知事を訪問。

15日・知事が福島第一を視察。

20日・福島第一・2号機原子炉格納容器ガス管理設備において、臨界監視用ガス

(キセノン-135) の放射能濃度が監視できない状態となり、運転上の制限の逸脱を宣言。

27日・福島第一・3号機の使用済燃料プール循環冷却一時系ポンプ（B）が一時停止。

12月13日・厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（白血病、3例目）。

19日・福島第一・1号機原子炉建屋カバー解体作業が完了。

26日・いわき市は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県高萩市と協定を締結。

平成30年

1月19日・福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端にカメラを取り付けた装置により、燃料デブリとみられる小石状、粘土状の堆積物を確認。

22日・福島第一・1号機オペフロ北側のガレキ撤去を開始。

26日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第2回公判。

29日・いわき市は原子力災害時の広域避難に関して茨城県内35市町村と協定を締結。

2月8日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第3回公判。

21日・福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了。

28日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第4回公判。

3月1日・陸側遮水壁(凍土方式)の山側の未凍結箇所5箇所のうち4箇所の凍結開始。

5月11日・福島第一・3号機使用済燃料取り出し用クレーンの試運転中に主巻インバータに不具合(異音及び煤付着)発生。

6月14日・東京電力は福島第二の全基を廃炉とする方針を公表。

21日・福島第一・2号機原子炉建屋西側外壁に開口部を設置する作業が完了。

7月2日・福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオペフロ調査を開始。

18日・福島第一・2号機原子炉建屋西側開口部付近のオペフロ調査が完了。

25日・福島第一・プロセス主建屋及び高温焼却建屋近傍のサブドレン水位が監視不能となり、運転上の制限の逸脱を宣言。

8月2日・福島第一・1号機オペフロ南側の現場調査が完了。

8日・福島第一・3号機使用済燃料取扱設備の使用前検査中に、燃料取扱機の異常を示す警報が鳴り自動停止。

23日・福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の残置物移動・片付け開始。

9月8日・福島第一・増設多核種除去設備において汚染水の漏えいが発生。

19日・福島第一・1号機原子炉建屋のXブレースの一部撤去を開始。

26日・福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の残置物移動・片付け完了。

10月2日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2018」を公表。

11月14日・福島第一・2号機原子炉建屋オペフロ内の全域調査を開始。

12月20日・福島第一・1号機原子炉建屋のXブレースの一部撤去が完了。

平成31年・令和元年

1月8日・福島第一・2号機のCST原子炉注入ポンプの吐出圧力が上昇し、ポンプ2台が自動停止。

- 13日・福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端に取り付けた装置により、格納容器底部の堆積物の挙動を確認。
- 21日・平成30年度福島県原子力防災訓練（災害対策本部設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練）実施。
- 26日・平成30年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練）実施。
-
- 2月13日・福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施。伸縮性パイプの先端に取り付けた装置により、格納容器底部の堆積物の挙動を確認。
-
- 3月27日・福島第一原発においてフランジ型タンクに貯留している多核種除去設備(ALPS)等処理水の移送が完了。
-
- 4月15日・福島第一・3号機において、使用済燃料プールからの燃料取り出し開始。
- 25日・福島第一原発3号機において使用済燃料プールから共用プール建屋に移送された輸送容器から、共用プール内の収容ラックへ未使用燃料7体の移動が完了。
-
- 5月20日・福島第一原発における格納容器への窒素ガス封入において実施計画に定める必要な流入量が確保出来ていなかった可能性が確認されたことから、「運転上の制限」を逸脱していた期間（3月16日及び4月23日～5月19日）があったと東京電力は判断。
-
- 7月16日・福島第一・5号機非常用ディーゼル発電機(B)の燃料に軽油が混入している事が判明。同(A)は定期点検中のため、2台いずれも動作可能な状態にないことから、実施計画に定める「運転上の制限」を逸脱していると東京電力は判断。
- 7月25日・福島第一・5・6号機開閉所において火花の発生・発煙を確認。「火災」と判断される。原因是送電線を交換した際に設置しないまま工事を完了した施工不良によるもの。
-
- 8月1日・福島第一・1/2号機排気筒の解体作業開始。
- 8月6日・福島第一・2号機において、原子炉格納容器への窒素封入の別系統への切替作業を実施したところ、一時的に(10時50分～11時18分)格納容器への窒素封入が停止。実施計画に定める「運転上の制限」の逸脱を東京電力は判断。
-
- 9月9日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2017」を公表。
- 30日・東京電力が経済産業大臣へ福島第二原子力発電所における発電事業変更届書(9月30日廃止日)を提出。
-
- 10月28日・福島第一・1号機建屋周辺に設置しているサブドレンにおいて、建屋内滞留水との水位差が205mmとなり、実施計画に定める運転上の制限値(400mm以上)を満足できないと東京電力は判断。10月25日の大雨の影響により雨水が建屋内に流入したと推定される。
- 31日・福島第一・2号機のプール燃料取り出し工法を、これまで検討してきた原子炉建屋上部を前面解体する案から、建屋南側に構台・前室を設置した上で、建屋上部を解体せず、外壁の小開口部から燃料取扱設備と輸送容器を出し入れし、遠隔操作によりプール燃料を取り出す工法に変更することを東京電力が決定。
-
- 11月27日・福島第一・1/2号機排気筒の内部に入った雨水を集めて溜める「ドレン集水ピット」において、10月12日(台風19号通過)以降、水位低下が8回

程度発生していることを確認。

-
- 12月19日・福島第一・1号機のプール燃料取り出しについて、これまで、ガレキ撤去後に燃料取り出し用カバー等を設置するプランで検討を進めてきたが、天井クレーン等重量物の損傷状況、ウェルプラグのずれや汚染の状況を踏まえ、ダストの飛散対策の信頼性向上や雨水流入対策等の観点から、ガレキの撤去に先行して「大型カバー」を設置するプランに優位性があると判断。
- 12月25日・福島第一・6号機使用済燃料プール循環冷却系2系統のうちの1系統のポンプが停止。
- 12月26日・県、地元13市町村と東京電力間において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」を締結。
- 27日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。
-

令和2年

-
- 1月29日・福島第一・2号機タービン建屋の地下水位が上昇し、建屋周辺に設置しているサブドレンの水位を上回ったことから、実施計画に定める運転上の制限の逸脱を判断。
- 2月6日・福島第一・2号機原子炉建屋大物搬入口2階の片付け作業に従事していた協力企業作業員に放射性物質の内部取り込み。
- 19日・福島第一・プロセス主建屋においてポリエチレン管の水中試験片の放射線劣化調査作業に従事していた協力企業作業員に放射性物質の内部取り込み。
- 20日・協力企業作業員によるホールボディカウンタの不適切（身代わり）受検（2月19日）が判明。
-
- 3月30日・福島第一・放射性物質・研究施設第2棟の新設に関して、原子力規制委員会への認可申請に先立ち、安全協定に基づく事前了解願いが東京電力から県及び立地2町（大熊町・双葉町）に提出。
-
- 4月24日・実施計画第1編25条（格納容器内の不活性雰囲気の機能維持）を満足できていないことが、窒素ガス分離装置の切替時に判明。切替後、窒素濃度が99%以上である事を確認したため、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言。
- 29日・福島第一・1／2号機排気筒の解体が完了。
- 30日・JAEA大熊町・分析センター第一棟においてブルーシートが燃える火災発生。
-
- 5月29日・福島第二・廃止措置計画に関して、安全協定に基づく事前了解願いが東京電力から県及び立地2町（楢葉町・富岡町）に提出。
-
- 7月8日・大雨によりサブドレンNo.19井戸から地表面に地下水の溢水が発生。ポンプを起動し、溢水が停止していることを確認。
-
- 11月12日・福島第一・1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、当該設備の放射線検出器が監視不能となり運転上の制限を逸脱した。1号機PCVガス管理設備排気ファン起動後、当該設備の放射線検出器にて、未臨界監視が可能であることを確認したため運転上制限逸脱からの復帰を宣言。
- 25日・令和2年度福島県原子力防災訓練（図上訓練）実施。
- 28日・令和2年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練）実施。
-
- 12月11日・ALPS処理水の貯留タンク全数（約137万m³）の設置が完了。

24日・2号機からの燃料デブリ取り出し開始時期について、英国でのロボットアームの開発が新型コロナウイルス感染拡大により遅れが生じているため、2021年内としていた目標工程を1年程度先送りすると発表。

・ALPS処理水の二次処理性能確認試験が終了し、トリチウムを除く62核種に炭素14を加えた告示濃度比総和が規制基準を下回ることが確認された。

令和3年

1月28日・2020年の汚染水発生量が年間平均140m³/日となり、中長期ロードマップの目標（2020年内に150m³/日程度に抑制）を達成した。

2月13日・福島県沖を震源とする最大震度6強の地震の発生を受け、原子力防災計画の警戒事態に該当することから、県災害対策本部において、オフサイトセンター（国警戒本部）及び市町村等との初動対応を実施。

18日・13日の地震によりALPS処理水の貯留タンクにおいて、位置ずれが発生していたと発表。（漏えいなし）

19日・13日の地震以降に、福島第一・1、3号機格納容器内の水位低下が続いていることを東京電力が発表。モニタリングポスト等に有意な変動なし。

22日・3号機に設置されていた地震計2台の故障が放置されており、13日の地震が記録されていないと発表。

28日・福島第一・3号機で使用済み燃料取り出し完了。

3月2日・構内の物揚場排水路の放射線検出器で高警報が発生。採取した水の全ベータ値が高い値を示したため、排水路ゲートを閉止。

22日・2日に発生した物揚場排水路の全ベータ値が上昇した原因について、廃棄物一時保管エリアW2に置かれていたコンテナから漏えいした「ゲル状の塊」と特定。

【除染について】

平成23年

7月22日・除染アドバイザーを委嘱。

8月2日・町内会等による自主的除染への助成開始。

26日・国が除染の基本的な考え方を決定。

30日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。

9月・除染アドバイザー派遣開始。

10月4日・除染業務講習会開催。（10月～）

13日・県生活環境部に環境回復推進監を設置。

〃・県除染対策課が発足。

〃・県が除染・廃棄物対策推進会議設置。

11月11日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等決定。

14日・県が除染技術実証事業、面的モデル除染事業を開始。

27日・除染の推進に向けての「安心・安全フォーラム」の開始。（11月～）

12月9日・「除染計画策定マニュアル」作成。

〃・除染対策事業交付金受付開始。

28日・除染特別地域に11市町村、汚染状況重点調査地域に40市町村が

指定される。

平成24年

- 1月 1日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
14日・放射線・除染講習会開催。
18日・除染情報プラザが開所。（除染専門家派遣、除染情報発信等）
26日・国が原発周辺の除染工程表を発表。
31日・除染業務に係る技術指針公表。
-
- 2月 28日・汚染状況重点調査地域に追加指定（柳津町）。県内指定41市町村。
-
- 3月 29日・「福島県面的除染の手引き」作成。
-
- 4月 13日・田村市、楢葉町、川内村の特別地域内除染実施計画策定。
18日・南相馬市の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 5月 13日・除染対話フォーラム開催。（5月～）
24日・飯館村の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 6月 5日・放射線・除染講習会開催。（6月～）
-
- 7月 18日・仮置場現地視察会。（7月～）
25日・田村市の本格除染着手。
-
- 8月 10日・川俣町の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 9月 4日・川内村の本格除染着手。
6日・楢葉町の本格除染着手。
25日・飯館村の本格除染着手。
28日・葛尾村の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 11月 21日・浪江町の特別地域内除染実施計画策定。
-
- 12月 27日・汚染状況重点調査地域の指定解除（昭和村）。県内指定40市町村。
28日・大熊町の特別地域内除染実施計画策定。
-

平成25年

- 4月 25日・葛尾村、川俣町の本格除染着手。
-
- 5月 17日・除染管理目標の設定の考え方（暫定版）提示。
-
- 6月 24日・大熊町の本格除染着手。
26日・富岡町の特別地域内除染実施計画策定。
28日・田村市において計画に基づく除染終了。
-
- 8月 26日・南相馬市の本格除染着手。
28日・仮置場現地視察会。
〃・仮置場等技術指針（第1版）公表。
29日・仮置場設置事例集策定。
-
- 9月 10日・除染の進捗状況についての総点検。
-
- 11月 27日・浪江町の本格除染着手。
-
- 12月 26日・特別地域内除染実施計画の変更。
(6市町村：南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町)
-

平成26年

- 1月 8日・富岡町の本格除染着手。
-
- 2月 28日・除染業務に係る技術指針（第2版）公表。

3月31日・計画に基づく除染が終了（川内村、楢葉町、大熊町）。

6月6日・仮置場等技術指針（第2版）公表。

7月15日・双葉町の特別地域内除染実施計画策定。

11月17日・汚染状況重点調査地域の指定解除（三島町）。県内指定39市町村。

12月・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（大熊町）。

平成27年

1月30日・放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正。

2月・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（双葉町、富岡町）。

3月2日・双葉町の本格除染着手。

13日・中間貯蔵施設保管場への除去土壌等のパイロット輸送開始。

26日・仮置場等技術指針（第3版）公表。

12月31日・葛尾村、川俣町において、計画に基づく除染終了。

平成28年

3月31日・仮置場等技術指針（第4版）公表。

〃・双葉町において、計画に基づく除染終了。

9月8日・汚染状況重点調査地域の指定解除（矢祭町）。

11月29日・汚染状況重点調査地域の指定解除（塙町、柳津町）。

12月31日・飯舘村において、計画に基づく除染終了。

平成29年

1月31日・富岡町において、計画に基づく除染終了。

3月31日・南相馬市、浪江町において、計画に基づく除染終了。除染特別地域の11市町村の面的除染が終了。

・汚染状況重点調査地域の36市町村の面的除染が概ね終了。

7月14日・除染情報プラザを「環境再生プラザ」へ名称変更。

18日・環境再生プラザとしてリニューアルオープン。

8月30日・仮置場等技術指針（第5版）公表。

12月25日・双葉町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

平成30年

3月9日・大熊町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

19日・汚染状況重点調査地域の36市町村の面的除染が全て終了。

5月30日・浪江町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

7月6日・富岡町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

9月28日・飯舘村の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

11月20日・葛尾村の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

平成31年・令和元年

3月25日・汚染状況重点調査地域の指定解除（会津坂下町、湯川村、会津美里町）。

12月18日・仮置場等技術指針（第6版）公表。

3月16日・汚染状況重点調査区域の指定解除（鮫川村）。

【廃棄物について】

平成 23 年

- 3月31日・県災害廃棄物処理対策協議会設置。
5月16日・国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針を策定。
8月18日・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行。
30日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
10月13日・県が除染・廃棄物対策推進会議を設置。
11月11日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により
汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項を決定。
12月28日・汚染廃棄物対策地域に11市町村が指定される。

平成 24 年

- 1月1日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
3月・福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金設置。
6月11日・国が対策地域内廃棄物処理計画を策定。

平成 25 年

- 8月・県が福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針を策定。
9月10日・国が福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検を発表。
12月14日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・楢葉町長へ既存管理型処分場の活用の要請（中間貯蔵施設設置についても要請）。
26日・国が対策地域内廃棄物処理計画を見直し。

平成 26 年

- 2月12日・既存管理型処分場の活用計画案の見直しについて、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。
3月27日・既存管理型処分場の活用計画案に関する県からの申入れに対し国から回答。
4月19日・既存管理型処分場の活用に関する楢葉町住民説明会を開催（県同席）。
(4月20日まで延べ2日間、286名参加。)
6月8日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
(6月14、15日の延べ3日間、496名参加。)

平成 27 年

- 3月30日・東日本大震災で増加した廃棄物の発生状況を踏まえ、県が福島県廃棄物処分計画を1年前倒しして改定。
6月5日・環境大臣が、知事及び富岡・楢葉両町長に対して、既存管理型処分場の更なる安全対策や国有化の考え方を提示。
27日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
(6月28日まで延べ2日間、231名参加。)
7月19日・既存管理型処分場の活用に関する楢葉町住民説明会を開催（県同席）。
(7月20日まで延べ2日間、97名参加。)

8月25日・知事、富岡・檜葉両町長から環境大臣及び環境・復興両副大臣へ安全対策等に関する申入れ。

11月16日・8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示。

24日・知事が、国が行う既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に関して、県から富岡・檜葉両町へ100億円を交付することを表明。

12月4日・知事、富岡・檜葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ。

※ 4項目の申入れ内容

- ① 地元への丁寧な対応
- ② 処分場の国有化と県・両町との安全協定の締結
- ③ 県・両町との協議の上での輸送計画策定
- ④ 両町の地域振興策の具体化

平成28年

4月18日・国が既存管理型処分場を国有化。

6月27日・国、県、富岡・檜葉両町による管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結。

平成29年

11月17日・特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始。

平成31年

3月20日・特定廃棄物等固型化処理施設が運転開始。

令和元年

8月5日・国、双葉地方広域市町村圏組合、県によるクリーンセンターふたばの活用に関する基本協定を締結。

令和3年

2月18日・国、県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合によるクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定を締結。

【中間貯蔵施設について】

平成23年

12月28日・環境大臣兼原発事故担当大臣から知事及び双葉郡8町村長へ「中間貯蔵施設の設置を双葉郡内にお願いする」旨の要請。

平成24年

3月10日・環境・復興両大臣から大熊、双葉、檜葉3町長へ中間貯蔵施設の設置要請。

8月19日・環境・復興両大臣から知事・双葉郡8町村長へ中間貯蔵施設に関する調査を実施したい旨の要請。

11月28日・知事が調査受入れを判断し、環境大臣へ伝達。

○条件

- ① 調査受入れが建設受入れではないこと。
- ② 地元に丁寧な説明を尽くすなど、国としての責任を果たすこと。
- ③ 調査の取組状況を適時に報告すること。

平成25年

- 4月 9日・国が檜葉町の現地調査に着手。
23日・国が大熊町の現地調査に着手。
28日・県が中間貯蔵施設に関する専門家会議を設置。
10月11日・国が双葉町の現地調査に着手。
12月14日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・檜葉町長へ中間貯蔵施設の設置の要請（既存管理型処分場の活用受入れについても要請）。

平成26年

- あ2月12日・中間貯蔵施設の配置計画案の見直し等について、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。
3月27日・2月12日の県からの申入れに対する国からの回答があり、3項目（県外最終処分の法制化、用地の取扱い、生活再建策・地域振興策）について具体的に提示するよう申入れ。
4月25日・環境副大臣が大熊・双葉両町長に面会し（県同席）、3月27日に申入れた3項目の考え方について説明。
5月27日・環境大臣が大熊・双葉両町長に面会（県同席）。住民説明会開催及び3項目の申入れ事項の対応状況について説明。
① 県外最終処分の法制化については、「日本環境安全事業株式会社法」に規定する。
② 用地の取扱いについては、住民票に関し総務省をはじめ政府内で検討している。
③ 地域の文化遺産・墓地等についてはきめ細やかに対応する。
31日・国が大熊町・双葉町住民説明会を開始（県同席）
(6月15日まで延べ9日間、県内外において16回開催、参加者2,605名)
7月28日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。
(法制化、用地の取扱いなどの具体的な考え方を提示)
8月 9日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。
(中間貯蔵施設等に係る交付金等の財政措置についての対応方針を提示)
25日・知事が大熊・双葉両町長と面談。
(地権者の生活再建支援、その他地域振興策等の課題へ対応するため、両町合わせて150億円の財政措置（交付金）を行う考えを提示)
28日・復興大臣が大熊・双葉両町長（県同席）へ、「大熊・双葉ふるさと復興構想」を提示。
9月 1日・知事から環境・復興両大臣へ建設受入れ容認及び搬入受入れに当たっての確認事項を申入れ。
※ 搬入受入れに当たっての申入れ事項
1 避難地域の将来像について
2 財政措置について
3 確認事項

- ・地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。
 - ・建設受入れの判断と搬入受入れの判断は別であり、搬入受入れの判断に当たっては、次の事項を確認すること。
 - ① 県外最終処分の法案の成立
 - ② 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
 - ③ 国による搬入ルートの維持管理等及び周辺対策の明確化
 - ④ 施設及び輸送に関する安全性
 - ⑤ 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意
 - 〃 ・知事から総理大臣へ建設受入れ容認の伝達。
- 9月29日・国が大熊町・双葉町地権者説明会を開始（県同席）。
(10月12日まで延べ10日間、県内外において12回開催、参加者901名
地権者数：2,365名、発送者数：1,269名)
-
- 10月23日・大熊・双葉両町長が国へ申入れ（県同席）。
1 地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。
2 説明会に出席されなかった地権者に対して、早急に説明を行うこと。
-
- 11月19日・日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が成立。（12月24日
施行）
-
- 12月16日・大熊町長が、建設受入れ容認を表明。

平成 27 年

- 1月 9日・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500 億円）、原子力災害からの福島復興交付金（1,000 億円）が計上された平成 26 年度補正予算案が閣議決定。
- 13日・双葉町長が、建設受入れ容認を表明。
- 14日・福島特定原子力施設地域振興交付金（93 億円）が計上された平成 27 年度当初予算案が閣議決定。
-
- 2月 3日・平成 26 年度補正予算が成立。
- 8日・環境・復興両大臣から知事へ県の確認項目（法制化等 5 項目）等に対する回答。
- 25日・知事、大熊・双葉両町長から環境・復興両大臣へ搬入受入れ容認を伝達。
・国、県、大熊・双葉両町による中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
-
- 3月 13日・パイロット輸送の開始。
-
- 7月 15日・地権者説明の円滑化のため、大熊・双葉両町に新たに 1 名ずつ駐在員を配置。

平成 28 年

- 2月 19日・環境省が、大熊・双葉両町に対し、貯蔵施設などの本格施設の整備に着手し、平成 28 年度の輸送量を 15 万 m³程度とする「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を説明。
-
- 3月 27日・福島復興再生協議会において、環境大臣が、「当面 5 年間の見通し」を公表。
- 28日・パイロット輸送が終了し、県内 43 市町村から 45,939 m³の除去土壤等が搬入された。
-
- 4月 1日・更なる地権者説明の促進のため、10 名の県職員を国へ派遣。
-
- 5月 19日・国が「減容・再生利用技術開発戦略・工程表」を公表。
-
- 6月 17日・大熊町議会全員協議会において、町有地ふれあいパークおおくまの活用が容

認められ、7月2日にいわき市立赤井中学校からの除去土壤等を搬出。

10月19日・双葉町議会全員協議会において、町有地双葉総合公園の活用が容認され、12月1日に二本松市から学校等の除去土壤等を搬出。

11月15日・受入・分別施設及び土壤貯蔵施設整備の工事着工。

12月9日・国が平成29年度の輸送量を50万m³程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成29年

3月31日・平成28年度の除去土壤等の輸送実績は、県内46市町村から187,955m³、累計で233,894m³となり、19市町村の輸送が完了。

10月28日・土壤貯蔵施設の運用を開始。

11月21日・国が平成30年度の輸送量を180万m³程度、平成31年度も400万m³を目指すこと、平成31年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成30年

3月31日・平成29年度の除去土壤等の輸送実績は、県内33市町村から551,481m³、累計で785,375m³となり、21市町村の輸送が完了。

12月6日・国が令和3年度までに帰還困難区域を除く除去土壤等の概ねの搬入完了を目指すこと、令和元年度は400万m³を輸送することなどを明記した「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成31年・令和元年

3月31日・平成30年度の除去土壤等の輸送実績は、県内31市町村から1,839,054m³、累計で2,624,429m³となり、23市町村の輸送が完了。

令和2年

1月16日・国が令和2年度の輸送量を令和元年度と同程度とすることなどを明記した「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

3月30日・中間貯蔵施設における除去土壤と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始

3月31日・令和元年度の除去土壤等の輸送実績は、県内29市町村から4,058,699m³、累計で6,683,132m³となり、26市町村の輸送が完了。

令和3年

3月31日・令和2年度の除去土壤等の輸送実績は、県内25市町村から3,869,199m³、累計で10,552,332m³となり、33市町村の輸送が完了。

【環境創造センターについて】

平成24年

10月29日・環境創造センター基本構想公表。

平成 25 年

10月18日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）概要公表。

平成 26 年

1月31日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）概要公表。
3月26日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）建設工事着工。
10月 3日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）建設工事着工。

平成 27 年

3月31日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）建設工事着工。
5月29日・野生生物共生センター（大玉村）建設工事着工。
8月26日・環境創造センター本館（三春町）竣工。
9月30日・環境放射線センター（南相馬市）竣工。
環境放射線センター及び猪苗代水環境センター竣工。
10月27日・環境創造センター本館（三春町）開所。
11月16日・環境放射線センター（南相馬市）開所
12月21日・野生生物共生センター（大玉村）竣工。
28日・福島県環境創造センター条例の施行。

平成 28 年

3月31日・環境創造センター研究棟及び交流棟竣工。
4月15日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）開所。
21日・環境創造センター研究棟への JAEA 及び国環研の入居式。
27日・野生生物共生センター（大玉村）開所。
7月21日・環境創造センター交流棟開所（環境創造センターグランドオープン）。

【 IAEA との協力について】

平成 24 年

12月15日・県と IAEA との間の協力に関する覚書締結。
〃・実施取決め締結（IAEA 提案プロジェクト 5 件）。

平成 25 年

4月10日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 3 件）。
5月27日・IAEA 緊急時対応能力研修センターオープン。
7月22日・IAEA 専門家が来県し、除染、廃棄物、放射線モニタリングの分野に關ああ～26日 する意見交換を実施。
10月30日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 2 件）。
〃・県が IAEA 本部を訪問・協議。
～11月1日

12月11日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～19日

平成26年

7月14日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日

10月20日・県がIAEA本部を訪問・協議。
～22日

12月15日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日

平成27年

7月6日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～10日

10月13日・県がIAEA本部を訪問・協議。
～15日

10月27日・IAEA緊急時対応能力研修センターが環境創造センター本館に移転。

12月14日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日

平成28年

6月27日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～7月1日

10月17日・県がIAEA本部を訪問・協議。
～21日

25日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト1件）。

11月26日・IAEA協力プロジェクト中間報告書公表。

12月5日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～9日

平成29年

7月3日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～6日

10月16日・県がIAEA本部を訪問・協議。
～17日

12月25日・実施取決め締結（協力プロジェクトの5年間延長）。

平成30年

2月6日・IAEA協力プロジェクトサマリーワークショップ開催。
～8日

7月4日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～6日

10月9日・県がIAEA本部を訪問・協議。
～12日

11月29日・IAEA協力プロジェクト最終報告書公表。

平成31年・令和元年

1月28日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～2月 1日
7月 8日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～12日

令和2年

2月 3日・IAEA専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～7日

令和3年

2月 1日・IAEA専門家とオンラインで、引き続き意見交換を実施。
～10日

福島県環境白書一本編一（令和3年度版）

令和4年 月発行

非売品、複写・転写可（出典を明記のこと）

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7156

